

**令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業**

**身近な相談先としての利用者支援事業(基本型)及び  
地域子育て支援拠点事業等のあり方に関する調査研究  
～地域子育て相談機関の創設に向けて～**

**－報告書－**

**株式会社 野村総合研究所**

**令和 5(2023)年 3 月**

## 目次

第1章 本調査研究の背景・目的及び手法 .....	2
1. 背景・目的 .....	3
2. 調査手法 .....	4
第2章 アンケート調査 .....	11
1. アンケート調査手法 .....	12
2. 市町村向けアンケート調査結果 .....	14
第3章 ヒアリング調査 .....	30
1. 調査手法 .....	31
2. 調査結果 .....	35
ヒアリング個票 .....	37
1. 埼玉県杉戸町 .....	38
2. 東京都板橋区 .....	43
3. 東京都町田市 .....	51
4. 石川県加賀市 .....	56
5. 静岡県静岡市 .....	60
6. 静岡県浜松市 .....	63
7. 京都府舞鶴市 .....	66
8. 山口県周南市 .....	70
9. 佐賀県吉野ヶ里町 .....	75
10. 熊本県玉名市 .....	80
11. 大分県別府市 .....	85
第4章 総括 .....	89
参考資料① アンケート調査単純集計 .....	109
参考資料② アンケート調査票 .....	165

# **第1章**

## **本調査研究の背景・目的及び手法**

## 1. 背景・目的

### 1-1 本調査研究事業の背景

---

我が国では、出生率の低下・低迷が長らく続く中、より良い家庭環境・養育環境のための体制の構築が喫緊の課題である。子育て世代は、核家族での子育て、地域との希薄な関係の中での子育てなど困難な状況に置かれることも多く、子育てが孤立化し、子育てに対して不安感や負担感を持つ、地域や必要な支援とつながらないこと等が指摘されてきた。

こうした課題に対して、子育て親子の身近な場所で相談に応じ、その個別ニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるように支援する利用者支援事業（基本型）（以下、利用者支援事業）や、地域の身近な場所で、子育て親子の交流や育児相談、情報提供等を行う地域子育て支援拠点事業が整備されてきた。

さらに、令和4年6月に成立した改正児童福祉法（令和6年度施行）により、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化に向けて、こども家庭センターの設置が努力義務とされるとともに、身近な相談先として「地域子育て相談機関」が創設され、物理的・心理的ハードルを軽減しつつ、すべての子育て世帯と継続的なつながりを持ちながら、必要に応じてこども家庭センターとの連携・つなぎを行うこととされた。

そこで、以前より身近な交流・相談の場として整備されてきた利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業の取組状況を踏まえ、地域子育て相談機関が担うべき機能や同機関の担い手といった具体的な構想を検討する必要がある。

### 1-2 本調査研究事業の目的

---

上記の背景認識のもと、本調査研究では、地域における身近な相談先としての利用者支援事業及び地域子育て支援拠点事業等で行われている相談支援や関係機関への連携・つなぎ等の実態を把握するとともに、地域子育て相談機関に期待される機能・役割を既に担っていると考えられる取組事例の収集を行い、そのギャップを分析することとした。さらに、分析結果を基に、地域子育て相談機関として規定すべき機能・役割や想定される担い手、創設数など具体的な制度構想について検討することを本調査研究の目的とした。

## 2. 調査手法

### 2-1 調査手法

#### (1) 検討会の開催

前章でも述べたように、我が国では、出生率の低下・低迷が長らく続く中、より良い家庭環境・養育環境のための体制構築が喫緊の課題となっている。こうした課題の中、子育て世帯の身近な相談先を担う利用者支援事業及び地域子育て支援拠点事業が整備されている。一方、今般の児童福祉法改正により、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を行うため、こども家庭センターの設置や子育て世帯にとって身近な相談機関である地域子育て相談機関の整備が進められる。

地域子育て相談機関の設置にあたり、身近さを備えた上で、こども家庭センターをはじめとした関係機関と連携を行うことが求められていることを踏まえると、現在子育て世帯の身近な相談先を担う利用者支援事業及び地域子育て支援拠点事業等の現状を明らかにすることで地域子育て相談機関に求められる要件を検討することが求められる。

本検討会では、利用者支援事業及び地域子育て支援拠点事業に関するアンケートやヒアリングを踏まえ、地域子育て相談機関の運用に向けて、既存の施設（利用者支援事業及び地域子育て支援拠点事業）の実施状況をどのように評価するか、地域における子育て相談体制の強化に向けて、既存の施設（利用者支援事業及び地域子育て支援拠点事業）が強化すべき機能は何かについて諮問した。その上で、地域における子育て世帯にとっての「身近な相談機関」であることを踏まえ、地域子育て相談機関の役割を担うべき主体・機関は誰（何）か、子育て支援におけるいわゆる「かかりつけ」機関として期待される役割を踏まえ、地域子育て相談機関が地域の子育て世帯と継続的につながるために、どのような仕組みを構築すべきか、行政を含む多機関と相互に円滑に情報共有・つなぎを実現するために整備すべき環境（ヒト・モノ・コト）は何かについて検討を行った。

<本検討会における主要な問い>

1

地域における子育て世帯にとっての「身近な相談機関」であることを踏まえ、地域子育て相談機関の役割を担うべき主体・機関は誰（何）か？

2

子育て支援における「かかりつけ」として期待される役割を踏まえ、地域子育て相談機関が地域の子育て世帯と継続的につながるために、どのような仕組みを構築すべきか？

3

行政を含む多機関と相互に円滑に情報共有・つなぎを実現するために整備すべき環境（ヒト・モノ・コト）は何か？

<開催日程および論点>

回数	日程	論点・議題
第1回	令和4(2022)年 10月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究の主旨</li> <li>・プレヒアリング結果のご共有</li> <li>・アンケート調査項目に関するご意見</li> <li>・利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業等の普及促進に必要な視点・現状課題に係る意見交換</li> </ul>
第2回	令和5(2023)年1 月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート結果の共有・議論</li> <li>・ヒアリング先候補の提示 参考取組事例の選定軸・選定自治体に関する諮問</li> <li>・ヒアリング実施における留意点</li> </ul>
第3回	令和5(2023)年 3月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒアリング結果のご報告</li> <li>・アンケート追加分析の結果共有</li> <li>・ヒアリング・アンケート結果から見える、地域子育て支援相談機関が備えるべき要件に関するご意見交換</li> <li>・報告書案へのご助言</li> </ul>

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
身近な相談先としての利用者支援事業（基本型）及び地域子育て支援拠点事業  
等のあり方等に関する検討会  
委員名簿

座長

伊藤 篤 甲南女子大学人間科学部総合こども学科 教授

委員

倉石 哲也 武庫川女子大学文学部 心理・社会福祉学科 教授

新澤 拓治 社会福祉法人雲柱社 事業サポート本部

田形 春美 石川県健康福祉部少子化対策監室子育て支援課  
課長補佐

中條 美奈子 NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 理事

灰谷 和代 静岡福祉大学子ども学部 子ども学科 准教授

橋本 真紀 関西学院大学教育学部教育学科 教授

大和 忠広 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会  
副会長

事務局

横内 瑛 株式会社野村総合研究所 ヘルスケア・サービスコンサルティング部  
プリンシパル

神戸 はるか 株式会社野村総合研究所 ヘルスケア・サービスコンサルティング部  
コンサルタント

角野 香織 株式会社野村総合研究所 ヘルスケア・サービスコンサルティング部  
コンサルタント

## (2) プレヒアリング

### 1) ヒアリングの位置づけと目的

①利用者支援事業及び地域子育て支援拠点事業をはじめとした身近な子育て相談機関における相談支援の実施内容・実態を把握すること、②参考取組事例の取組の特徴を把握し、地域子育て相談機関に必要な要件の検討の基礎材料とすることを目的としてプレヒアリングを行った。ヒアリング先は厚生労働省より推薦のあった地域を候補として実施した。

図表 1 ヒアリングの位置づけと目的

	実施内容	目的
①プレヒアリング 	主に利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業として相談支援を実施している自治体・施設に対して、プレヒアリングを実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 各事業における相談支援の実施内容・実態の把握</li> <li>✓ 好取組事例として必要な要素の仮説構築</li> </ul>
②アンケート設計 	利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業の実施状況を把握するための市区町村向けアンケートを作成する。	①各事業における取組内容を把握し、アンケート設計に活かす。
③実査・集計 	市区町村に対してアンケートを実施し、回収したアンケートの集計・分析を行う。	
④好取組事例選定 	好取組として備えるべき要件・類型を検討したうえで、市区町村アンケートの回答結果より、地域子育て相談機関の実施に向けて参考となる好取組事例を抽出する。	②好取組事例となりうる要件の仮説構築を行い、好取組事例選定の基礎情報とする。
⑤本ヒアリング 	④で選定した市区町村・施設に対するヒアリングを実施するとともに、利用者に対してもFGI形式でのヒアリングを実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 好取組事例集の作成に向けた取組内容の詳細の把握</li> <li>✓ 地域子育て相談機関として備えるべき要件・機能の検討材料収集</li> </ul>

### 2) プレヒアリング調査の概要

令和4(2022)年8月下旬～令和4(2022)年11月中旬にかけてヒアリング調査を実施した。調査対象は次表の通りである。

図表 2 プレヒアリング調査対象とした 6 自治体とヒアリング調査実施時期

#	自治体	人口 (出生数)	事業類型			設置場所	設置・運営主体	ヒアリング対象			実施概要	
			拠点	利用者支援事業	その他			行政	施設	利用者	日時	形式
1	石川県 加賀市	6.4万人 (300人)	-	-	マイ保育園 登録制度	-	-	●			2022年 8/29	オンライン
			○	-	マイ保育園 登録制度	保育所	直営	●	●	●	2022年 9/5	対面 @いなみえ ん
			○	-	マイ保育園 登録制度	保育所	直営	●	●	●	2022年 9/6	対面 @スワトン 保育園
2	大分県 別府市	11万人 (800人)	-	-	ペリネイタル ピジット事業	-	-	●			2022年 8/30	対面 @市役所
			○	○	-	地域子育て支援 センター	直営		●	●	2022年 8/31	対面 @べるね
			-	-	児童家庭 支援 センター	児童養護施設 併設	社会福祉法人		●		2022年 8/31	対面 @光の園
3	静岡県 静岡市	68.5万人 (4,233人)	○	○	-	-	-	●			2022年 9/7	対面 @静岡市 役所
4	静岡県 浜松市	80.0万人 (5,355人)	-	○	-	-	-	●			2022年 9/13	対面 @浜松市 役所
5	佐賀県 吉野ヶ里 町	1.6万人 (124人)	-	○	-	健康福祉セン ター内	NPO法人	●	●		2022年 11/14	対面 @ノイエ

調査結果の詳細については第 3 章において詳述した。

### (3) アンケート調査

全国の 1,741 市区町村の子育て支援等を担当している部署を対象に、利用者支援事業及び地域子育て支援拠点事業や、その他子育てに関する身近な相談先の活動状況や実施における課題に関するアンケート調査を実施し、現在の活動状況や直面している課題、参考取組等を把握することで、地域子育て相談機関に必要な要件や参考となる取組を抽出し取りまとめることを目的として、「身近な相談先としての利用者支援事業（基本型）及び地域子育て支援拠点事業等のあり方等に関する調査研究事業 アンケート調査」を実施した。

調査実施に当たっては、まずはアンケート調査票の設計を行った。続いて、調査票の確定後、市区町村への回答依頼に当たっては、都道府県の協力を仰ぎアンケート実施の案内を送信した。

調査期間は、令和 4（2022）年 11 月 18 日から 12 月 23 日とした。有効回答数は、1,031（有効回答率 59.2%）となった。

ここに、調査にご協力いただいた全国の都道府県及び市区町村のご担当者に御礼を申し上げます。なお、調査対象の抽出方法および調査結果の詳細については第 2 章において詳述し、調査票は参考資料に掲載した。

## (4) 参考取組事例ヒアリング調査

### 1) ヒアリング調査対象の抽出

前節で実施した検討会での議論及びアンケート結果に基づき、自治体全体の条件として**図表 3**の①②、参考取組施設の条件として③～⑤の条件を満たす自治体を参考取組事例として抽出し、厚生労働省と協議の上で、ヒアリング先を選定した。

**図表 3 ヒアリング対象選定の考え方**

抽出観点・該当設問		条件	設問文(調査票抜粋)
自治体全体	① 自治体と地域子育て支援拠点・利用者支援事業との連携	自治体庁内と地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)との連携の有無	地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業から自治体庁内への連携ありかつ自治体庁内から地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業への連携あり
	② 個人情報の取扱い	個人情報の取扱いに関する規定の有無	規定ありと回答
参考取組施設	参考取組施設の取組上の工夫	③ 参考取組施設の該当条件	4条件すべてに該当
		④ 参考取組施設の取組上の工夫	6項目以上該当
参考取組施設	④ 利用者の利用履歴を把握する仕組み	利用者の利用履歴を把握する仕組みの有無	「1. 1. 当施設のほか、地域の他の地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業(基本型)等を含めて把握する仕組みがある」と回答
	⑤ 定性的な取組の充実度	工夫している取組(自由記述)	記載あり自治体を優先

### 2) ヒアリング調査の実施概要

上記の条件に該当するヒアリング対象を選定した後、令和5(2023)年2月上旬～令和5(2023)年2月下旬にかけてヒアリング調査を実施した。調査対象は次表の通りである(**図表 4**)。調査結果の詳細については第3章において詳述した。

図表 4 調査対象とした自治体とヒアリング調査実施時期

#	自治体名	人口(人)	出生数(人)	実施事業		取組参考施設				実施概要	
				利	拠	利	拠	運営主体	設置場所	日時	形式
1	東京都町田市	43.0万	2,286	●	●	●	●	直営	保育所	2023年2月6日	オンライン
2	埼玉県杉戸町	4.4万	174	●	●	●	●	直営	子育て支援センター	2023年2月3日	オンライン
3	京都府舞鶴市	7.9万	505	●	●	●	●	NPO法人	ビル・商業施設・空き店舗等	2023年2月20日	オンライン
4	山口県周南市	14.0万	878	●	●	●	-	直営	保健福祉センター	2023年2月16日	オンライン
5	熊本県玉名市	6.5万	450	●	●	●	●	社会福祉協議会	保健福祉センター	2023年2月9日	オンライン
#	自治体名	人口(人)	出生数(人)	施設別独自事業の実施			児童館における独自事業		実施概要		
				児童館	保育所	幼稚園	事業概要		日時	形式	
6	東京都板橋区	56.7万	3,675	●			居場所を確保するとともに、保護者に対して専任相談員が専門的な相談支援を行う。また、保護者同士の情報交換や交流の機会を設けることで、育児不安を緩和し、発達障がい(その疑いのある)児の早期発見、早期支援に貢献すること並びに子どもの感覚・運動機能などの発達を促す目的として「ほっとプログラム」を年齢別に実施している。		2023年2月13日	対面 @なります児童館	

## 第2章

# アンケート調査

# 1. アンケート調査手法

## 1-1 アンケート調査の概要

### (1) 調査対象

全国の1,741市区町村の子育て支援等を担当している部署を対象にアンケートを行った。

### (2) 調査方法

エクセルシートを用いて作成した調査票を、都道府県を經由し、各市区町村へメールで送付した。その後、回答済みエクセルシートをメールにて回収・集計した。

### (3) 調査期間

令和4(2022)年11月18日(金)から12月23日(金)に実施した。

### (4) 調査内容

属性情報として、未就園児の数を調査した。人口については、令和4年1月1日住民基本台帳人口(市区町村別)(総計)の既存データを用いた。

本アンケートは、①市区町村の取組の現状把握を行うための項目と、自治体内での利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業の中でも、特に地域子育て相談機関の参考となる施設として、②参考取組施設の現状把握を行うための項目を設定した。

#### ①市区町村の取組の現状把握を行うための項目

まず、拠点数や利用者の特徴を把握するため、地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業の実施有無、利用親子組数を調査した。また、相談事業の実施状況の把握のため、相談の報告項目・方法や相談件数、相談報告の活用方法、質も向上のための取組を調査した。

加えて、関係機関との連携の現状を把握するため、連携方法や連携先、会議体、個別ケースの報告状況を把握し、個人情報の共有の有無や項目、同意取得方法、規定の有無を調査した。

さらに、情報提供のための工夫として、情報発信のツールや地域の住民に対し情報提供を行う施設数について調査した。

#### ②参考取組施設の現状把握を行うための項目

まず、各自治体には、参考取組施設として、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業において、①継続的・能動的な状況確認、②自治体と連携した切れ目ない支援、③気がかりな子育て世帯に関する連携・協力、④身近な相談機関と捉えられる工夫を実施する拠点1つ取り上げていただいた。参考取組施設の情報として、施設名・事業の実施と算定の有無、運営主体、実施場所、利用者の特徴等を調査した。

加えて、相談事業の質の向上として、相談を容易にするための工夫や相談事業の質の向上

のための取組を調査した。

さらに、関係機関との連携を把握することを目的に、自治体全体に対する質問項目と同様、連携の有無や方法等を調査し、また、連携にあたっての個人情報の取得の有無を調査した。

また、情報提供のための工夫として、情報発信のツールや施設の利用者以外にも広く情報発信を行っている施設数を調査した。

最後に、事業内容や継続的な関わりの工夫を把握することを目的に、継続的なつながりを構築するための工夫、利用者との連絡ツール・方法、利用履歴把握の仕組みの有無・手段、そのほか施設において工夫している取組を調査した。

#### **(5) 有効回答数及び有効回答率**

対象自治体数：1,741

有効回答自治体数：1,031

有効回答率：59.2%

## 2. 市町村向けアンケート調査結果

### 2-1 調査結果概要

市区町村向けアンケートについて、調査概要は以下の通り。各設問の結果については、次項にて詳述する。

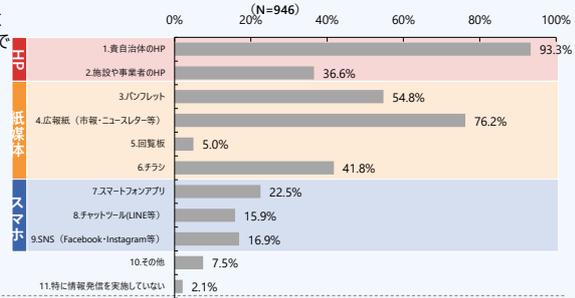
#### (1) ファーストタッチでつながる工夫

##### ①ファーストタッチでつながる工夫

###### 【自治体による発信】（質問9(1)①）

- 自治体が地域子育て支援事業や利用者支援事業について発信する際に用いているツールとして**最多であったのは自治体HP**で、9割以上の自治体で活用されている。
- 広報紙での発信を行う自治体が76.2%で、自治体HPに次いで多く用いられるなど、**紙媒体での発信も多く活用されている**。
- 一方、子育て世代の多くが活用していると考えられるスマートフォンアプリやチャットツール、SNS等の**スマホで利用できるツール群の活用割合はいずれのツールも25%を下回る**。

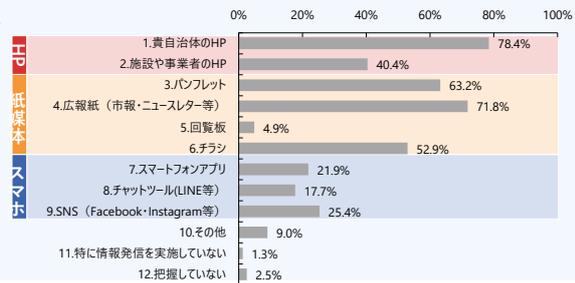
（自治体）地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業について発信する際に用いているツール (N=946)



###### 【事業者による発信】（質問9(1)②）

- 参考取組施設が自施設を含めた地域の子育て支援情報を発信する際に用いているツールとしても、**最多であったのは自治体HP**であり、自治体による発信とおおよそ傾向は変わらなかった。

（参考取組施設）地域の子育て支援情報について発信する際に用いているツール (N=631)



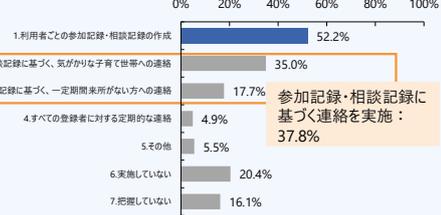
## (2) 継続的につながるための工夫

### ② 継続的につながる工夫(1/3)

#### 【継続的につながるための工夫】(質問10(1))

- 利用者の参加記録・相談記録を作成している施設は、参考取組施設のうち約半数の52.2%である。
- また、**利用者の相談記録・参加記録に基づいて連絡を行っている**(選択肢2または3を回答)施設は37.8%と**全体の1/3強にとどまった**。

利用者との継続的なつながりを構築する工夫 (N=638)



参加記録・相談記録に基づく連絡を実施：37.8%

#### 【連絡手段・ツール】(質問10(2))

- 利用者との連絡手段・ツールは、電話が最多の86.0%、訪問が25.6%と上記を占めており、リアルタイムでのやり取りができる手段が多く選択されている。
- 「2.メール」、「4.スマートフォンアプリやチャットツール、SNS等」等のデジタルツールの活用はいずれも20%を下回っている。

利用者との継続的なつながりを構築する際に活用しているツール・方法 (N=406)

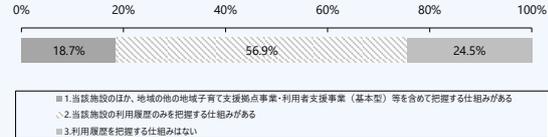


### ② 継続的につながる工夫(2/3)

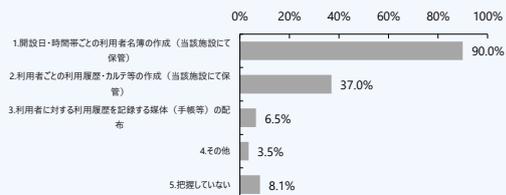
#### 【利用者の利用履歴を把握する仕組み】(質問10(3)(4))

- 何らかの形で利用者の利用履歴を把握する仕組みを有している施設は、参考取組施設のうち75.6%に上った。
- 他施設を含めた利用履歴の把握の仕組みを有しているのは18.7%と、2割未満であり、多くの施設では、自施設の利用履歴を把握するにとどまっている。
- 多くの施設では、開設日や時間帯ごとの利用者名簿の作成は行っているものの、**利用者ごとの利用履歴の作成を行っているのは37.0%にとどまった**。
- また、利用履歴は紙で管理されていることが多く、電子化・システム化に至っていないことから、開設日や時間帯ごとの利用者名簿から、特定の利用者の利用履歴を検索・抽出することは現状では困難であると考えられる。

利用者の利用履歴を把握する仕組みの有無 (N=638)



利用履歴を把握する仕組み (N=479)

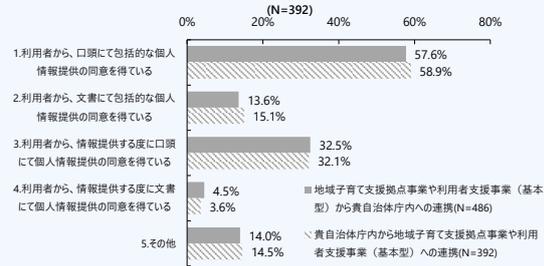


## ② 継続的につながる工夫(3/3)

### 【個人情報の取扱い】(質問8(4)(5))

▶ 自治体等との情報共有に当たっては、利用者から口頭で包括的に個人情報提供の同意を得ている自治体が最も多く、簡便な方法での同意取得を実施しているケースが多い。

貴自治体内から地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業（基本型）への連携

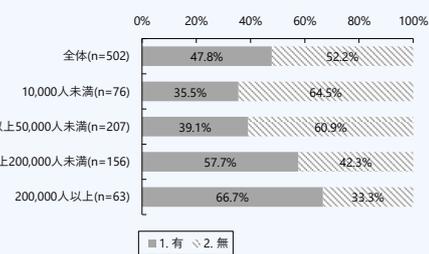


▶ 個人情報の取扱いに関する規定や取り決めを定めている自治体は、47.8%と約半数で、特に規定や取り決めがない自治体も半数以上存在する。

▶ 人口規模別では、人口の多い自治体ほど規定等が定められており、50,000人未満の自治体では、整備されていない自治体が6割を超える。

▶ 今後継続的につながる構築に向けて、個人情報の取得・共有を進めるにあたっては、特に小規模自治体における個人情報の取扱いに関する環境整備が求められると考えられる。

個人情報の取扱いに関する規定や取り決めの有無



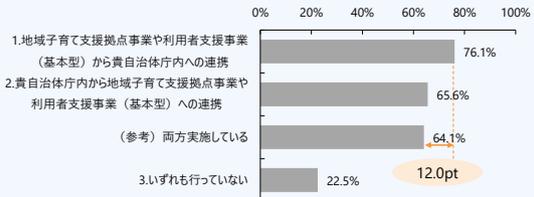
## (3) こども家庭センター等の関係機関との連携

### ③ こども家庭センター等の関係機関との連携(1/2)

#### 【自治体と事業者の個別ケースの情報共有・連携】(質問7(1)・質問7(3))

▶ 地域子育て支援事業や利用者支援事業（基本型）（事業者）から自治体への連携を行っている自治体は76.1%と高い割合となったが、自治体-事業者が双方で情報共有・連携を行っている自治体は64.1%であり、12.0ptの差が生じている。

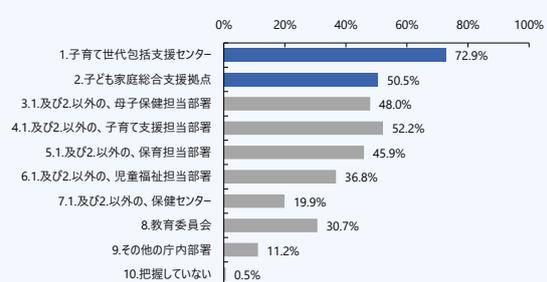
地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業と自治体内との連携 (N=947)



▶ また、個別ケースの情報共有・連携を行っていない自治体も、2割強存在することが明らかとなり、連携体制の底上げが課題である。

▶ 事業者が連携を行っている自治体の部署としては、子育て世代包括支援センターが最多で、自治体-事業者での連携ができている自治体のうち7割以上が連携部署として回答している。

地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業が、連携を行っている自治体の部署・機関 (N=734)



▶ ただし、子育て世代包括支援センター設置自治体（968自治体）のうち、連携を行っていると回答した自治体は55.3%（535自治体）であり、約半数にとどまっている。

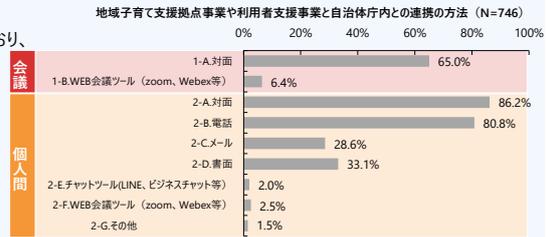
▶ 子ども家庭総合支援拠点と連携している回答した自治体は50.5%で、子育て世代包括支援センターよりも22.4pt下回った。

▶ また、子ども家庭総合支援拠点設置自治体（295自治体）のうち、連携を行っていると回答した自治体は31.2%（92自治体）であり、1/3程度にとどまっている。

### ③ 子育て家庭センター等の関係機関との連携(2/2)

#### 【情報共有・連携の方法】(質問7(2))

- 事業者と自治体が連携する際の方法について、会議を実施している自治体は65.0%と6割超であった。そのうち**大多数の自治体が対面での会議を実施**しており、WEB会議ツールを用いた非対面での実施はほとんど見られない。
- また、個人間での情報共有・連携について、**対面が86.2%、電話が80.8%と上位を占めている。**
- チャットツールやWEB会議ツールの活用は3%未満とほとんど見られない。



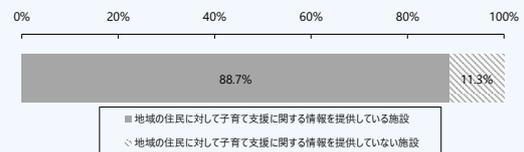
## (4) 情報提供

### ④ 情報提供(1/2)

#### 【事業者による情報提供】(質問9(2))

- 利用者支援事業(基本型)または地域子育て支援拠点事業を実施している施設のうち、地域の住民に対して子育て支援に関する情報を提供しているのは88.7%であった。  
※自治体が把握している施設のみ
- 既存の利用者支援事業(基本型)・地域子育て支援拠点事業実施施設の約9割が、改正児童福祉法10条の3第2項に規定される**地域子育て相談機関の情報提供機能を有している**と考えられる。

地域の住民に対する子育て支援に関する情報の提供有無 (N=787)

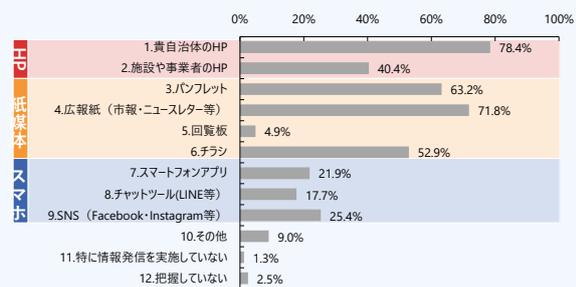


#### (質問9(1)② 再掲)

- 参考取組施設のうち、96.2%が地域の子育て支援情報を発信しており、ほとんどの施設で情報発信を実施されていた。
- 情報発信の方法としては、自治体HPや広報紙での発信の割合が多く、スマートフォンアプリやチャットツール、SNSなどのスマホを活用したツールの割合は低い。

#### (再掲)

(参考取組施設) 地域の子育て支援情報について発信する際に用いているツール (N=631)

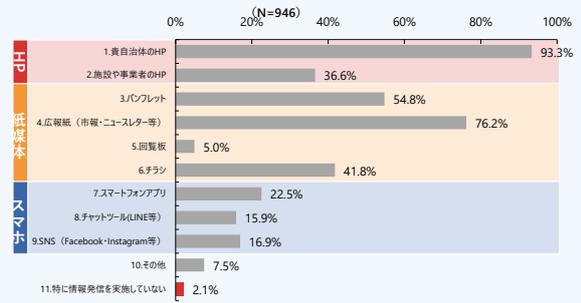


#### ④ 情報提供(2/2)

##### 【自治体による情報提供】(質問9(1)① 再掲)

➢ 「特に情報発信を実施していない」と回答した自治体は2.1%にとどまり、住民に対する情報提供を行えている自治体は97.9%に上り、ほとんどの自治体が何らかの形で地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業について情報発信を行っている。

(再掲) (自治体) 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業について発信しているツール



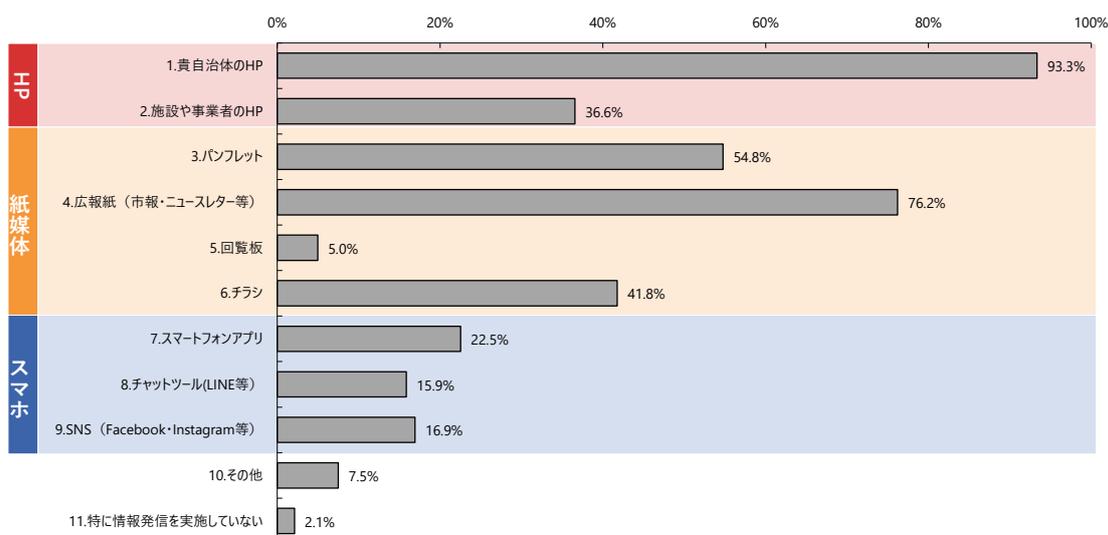
## 2-2 調査結果詳細

### (1) ファーストタッチでつながる工夫

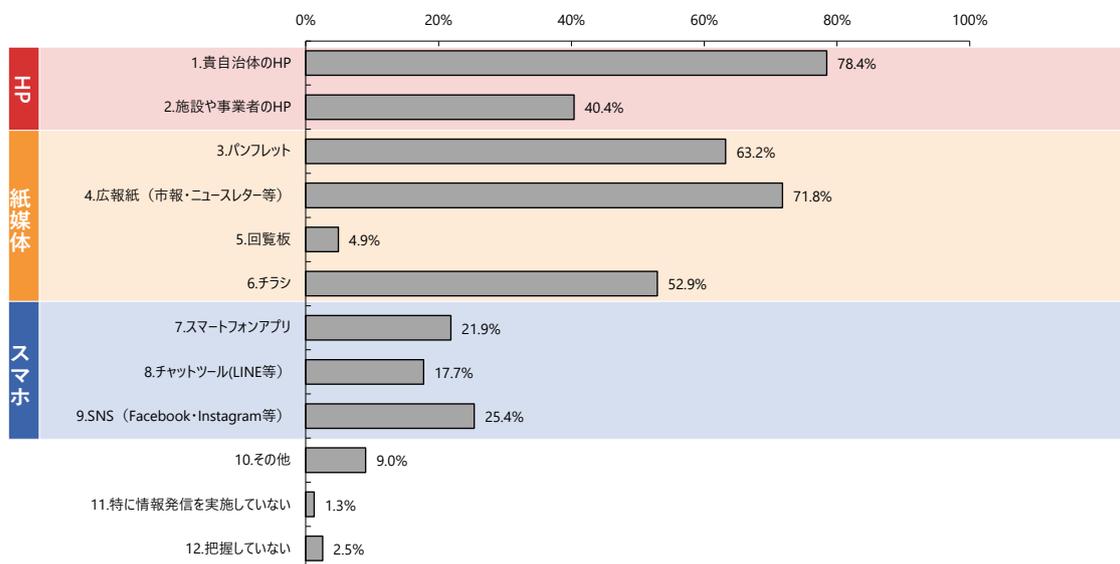
自治体全体において、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業に関する発信の際に用いているツールとしては、自治体ホームページ（HP）が最多（93.3%）である。アプリ・チャットツール・SNS等のデジタルツールは各20%程度利用されている。

一方、参考取組施設においても、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業に関する発信の際に用いるツールは自治体HP（78.4%）と最多であるが、自治体全体での取り組みと比較すると割合は低い。また、アプリ・チャットツール・SNS等のデジタルツールは15-25%程度利用されており、特にSNSの利用が25.4%と多くなっている。施設においては、小回り良くSNSの利用に至ることができると考えられる。

図表 5 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業について発信する際に用いているツール  
（全自治体・N=946）



**図表 6 地域の子育て支援情報について発信する際に用いているツール**  
**(参考取組施設・N=631)**

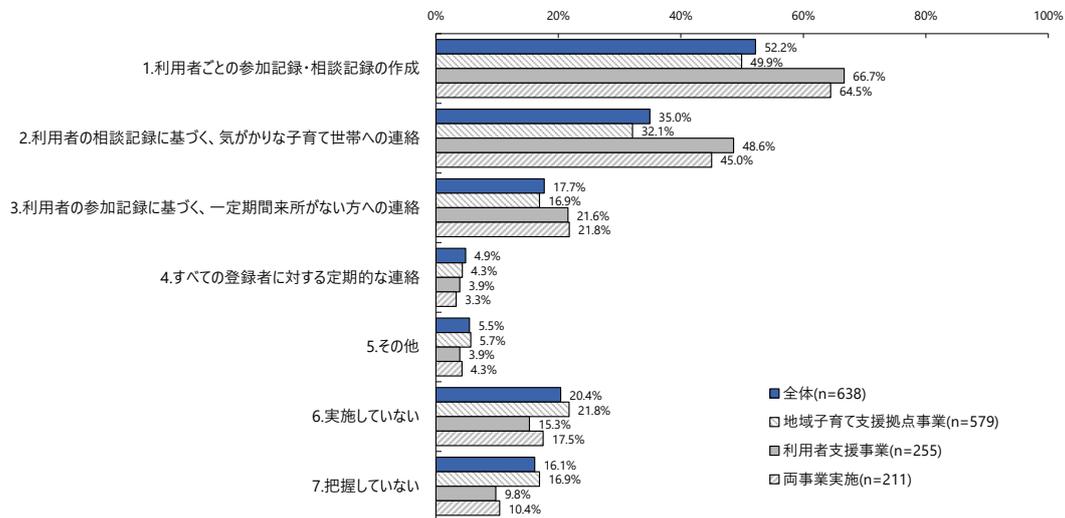


## (2) 継続的につながるための工夫

利用者と継続的なつながりを構築する工夫として実施している内容としては、利用者ごとの参加記録・相談記録の作成が最多 (52.2%) であった。

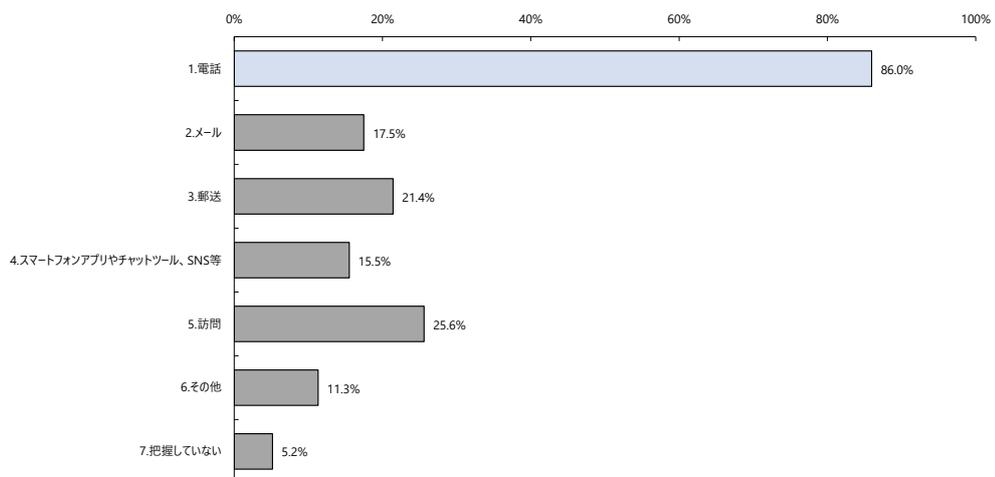
また、各事業のデータによると、利用者支援事業において、利用者ごとの参加記録・相談記録の作成は 66.7% で実施されているほか、気がかりな子育て世帯への連絡も 48.6% 実施されている。利用者支援事業の要綱において、加算事業として相談の記録が定められているように、事業として確立されていることから実施率が向上している。

**図表 7 利用者と継続的なつながりを構築する工夫  
(事業別クロス集計)(参考取組施設・N=638)**



利用者と継続的なつながりを構築する際に利用者と連絡を取る方法として活用しているツール・方法は、電話が最多（86.0%）であり、訪問が25.6%と続く。一方、スマートフォンアプリやチャットツール、SNS等は最少の（15.5%）である。電話や訪問など、実際に利用者の声を聞いて様子を伺うことが継続的なつながりを構築することに繋がっている可能性がある。

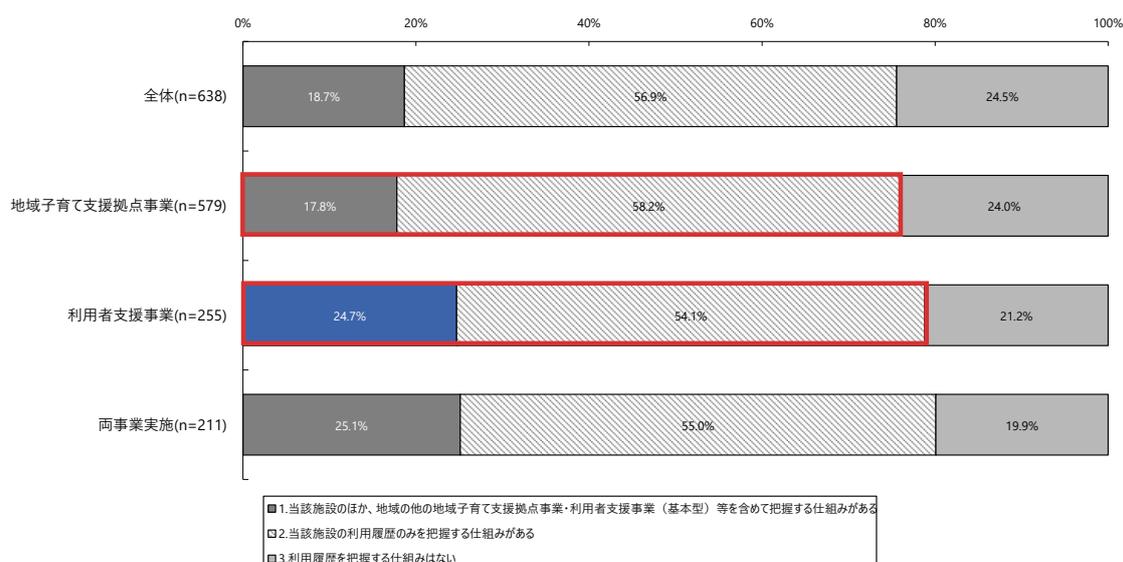
**図表 8 利用者と継続的なつながりを構築する際に活用しているツール・方法  
(参考取組施設 N=406)**



利用者の利用履歴について、当該施設のみ利用履歴を把握する仕組みがある割合が最

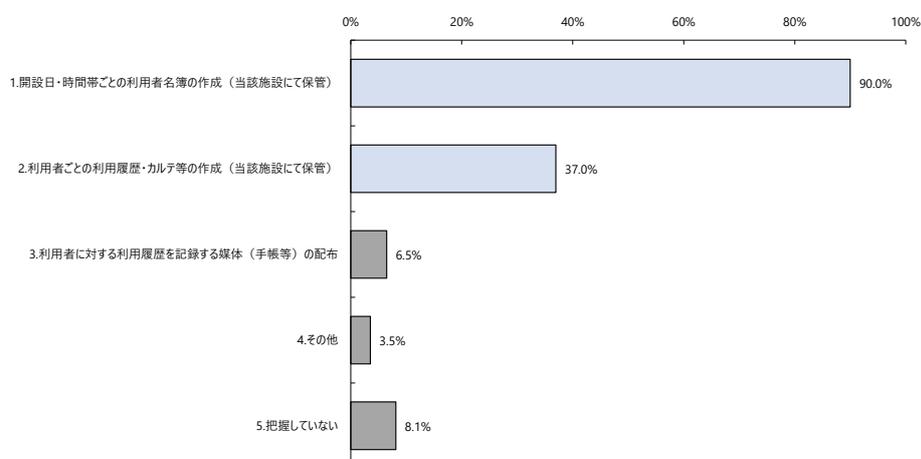
多（56.9%）であり、当該施設のほか、地域の他の地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業等を含めて把握する仕組みがある割合は18.7%にとどまる。利用者支援事業において、当該施設以外の把握する仕組みがある割合は24.7%と、地域子育て支援拠点事業の割合17.8%より高いが、当該施設のみ利用履歴の把握に大きな差はなかった。

**図表 9 利用者の利用履歴を把握する仕組みの有無  
（事業別クロス集計）**



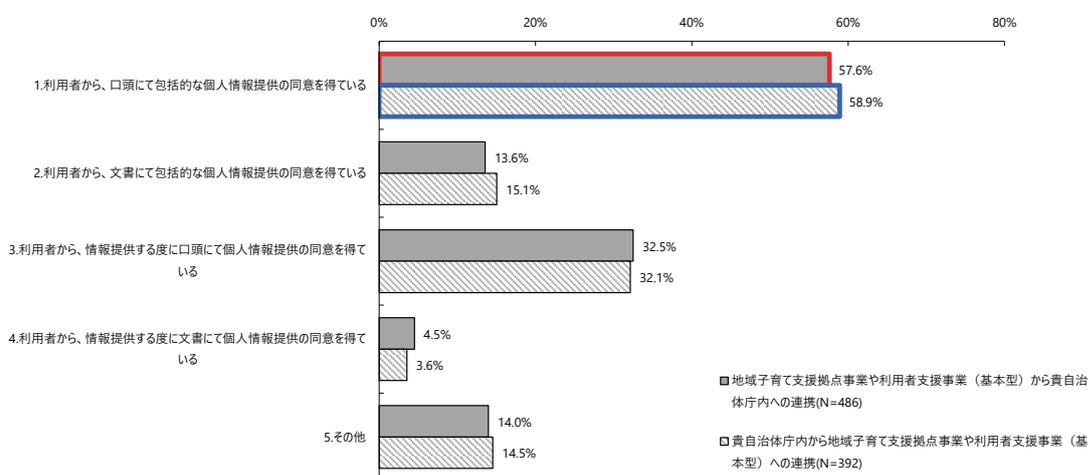
利用者名簿の作成について、開設日や時間帯ごとの利用者名簿の作成は約9割のほとんどの施設において行われていた。一方、利用者ごとの利用履歴・カルテの作成を行っているのは37.0%にとどまった。個別ケースの利用履歴が必要な相談場面が少ないという可能性もあり、個別ケースの利用履歴の把握の必要性については検討する必要がある。

**図表 10 利用者の利用履歴を把握する仕組み（参考取組施設・N=479）**



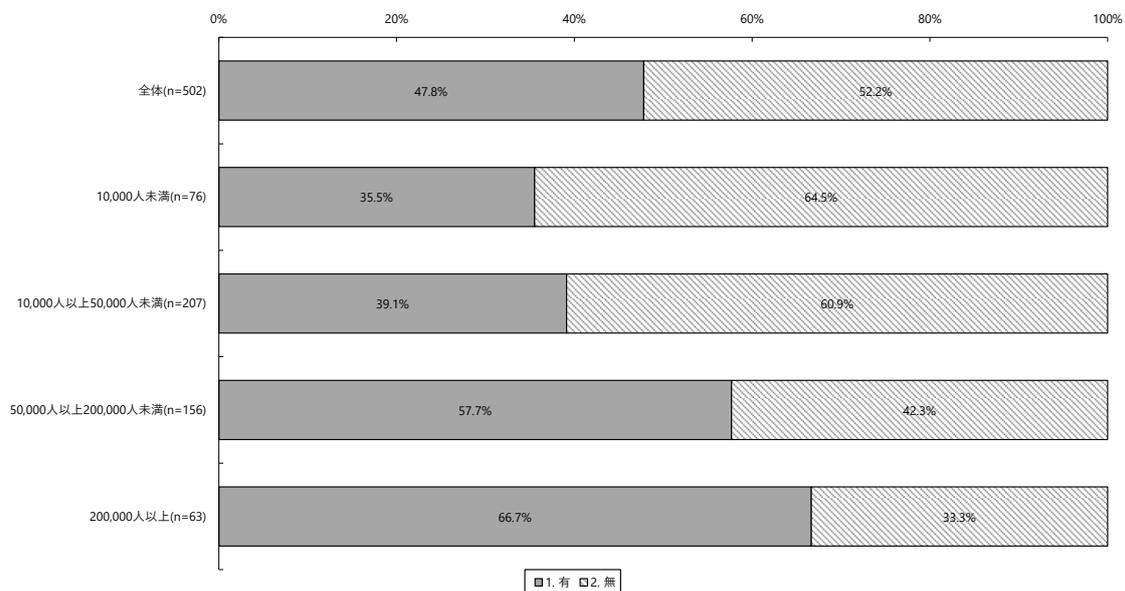
個人情報の同意の取り方について、口頭にて包括的な個人情報提供の同意を得ている場合が最多で、事業者から自治体、自治体から事業者への双方の提供において約 6 割の自治体がこの手法を採用している。一方、文書での同意取得は 13-15%と少数であった。

**図表 11 貴自治体庁内から地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業（基本型）への連携（全自治体・N=392）**



個人情報の取扱いに関する規定や取り決めについて、半数弱の自治体で規定や取り決めが定められている。また、人口規模が大きい自治体ほど規定や取り決めを定めている傾向にあった。

図表 12 人口規模帯別・個人情報の取扱いに関する規定や取り決めの有無

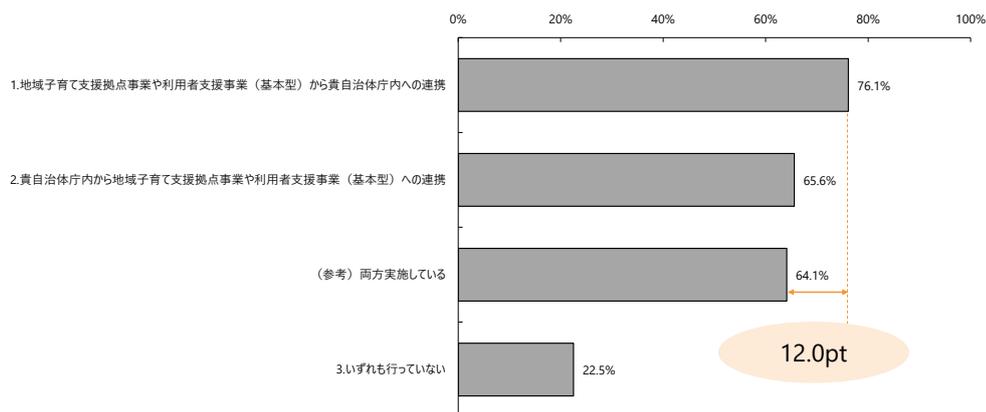


### (3) 子育て家庭センター等の関係機関との連携

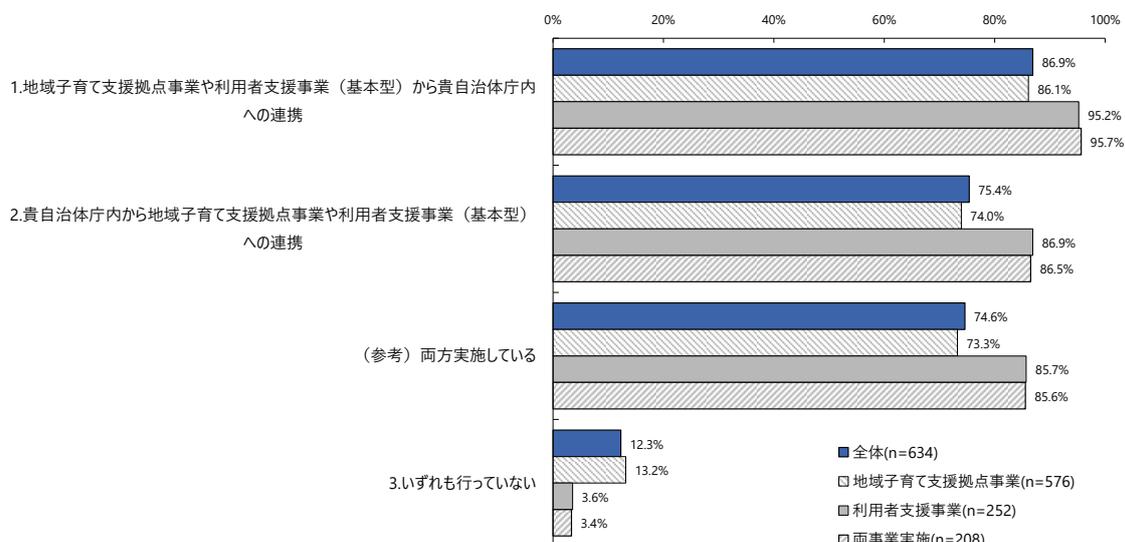
事業者と自治体との連携について、事業者から自治体への連携を行っている自治体は76.1%と高い割合となったが、自治体-事業者が双方で情報共有・連携を行っている自治体は64.1%であり、12.0ptの差が生じている。自治体から事業者への情報連携においては、特に個人情報の取り扱いがハードルとなっている可能性がある。

参考取組施設の利用者支援事業（基本型）実施施設においては、事業者から自治体への連携を行っている施設は95.2%、自治体-事業者が双方で情報共有・連携を行っている自治体は85.7%と10.5%の差が生じているものの、地域子育て支援拠点事業と比較すると高い割合となっている。

図表 13 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業と自治体庁内との連携  
(全自治体・N=947)

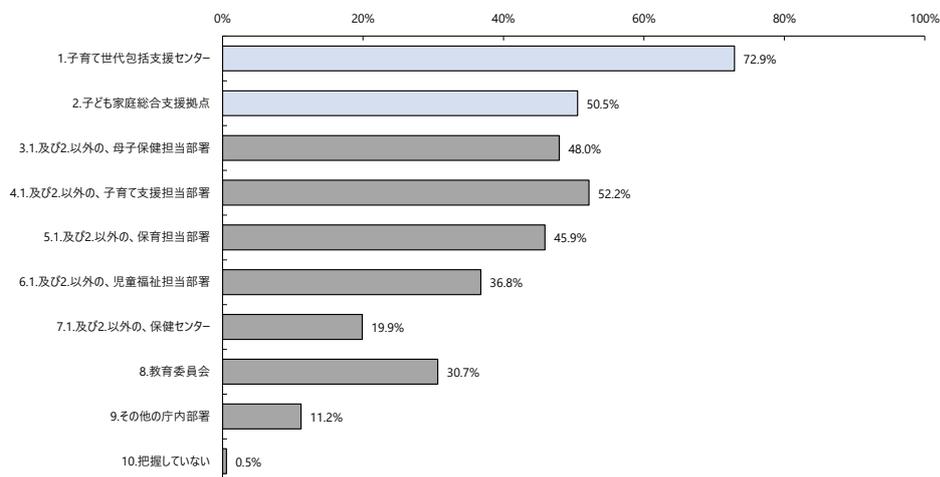


図表 14 参考取組施設と自治体庁内との連携（事業別クロス集計）（参考取組施設・N=634）



地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業が連携を行っている自治体の部署としては、子育て世代包括支援センターが最多（72.9%）であり、子ども家庭総合支援拠点との連携は半数程度となっている。

図表 15 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業（基本型）が連携を行っている自治体の部署・機関（全自治体・N=734）

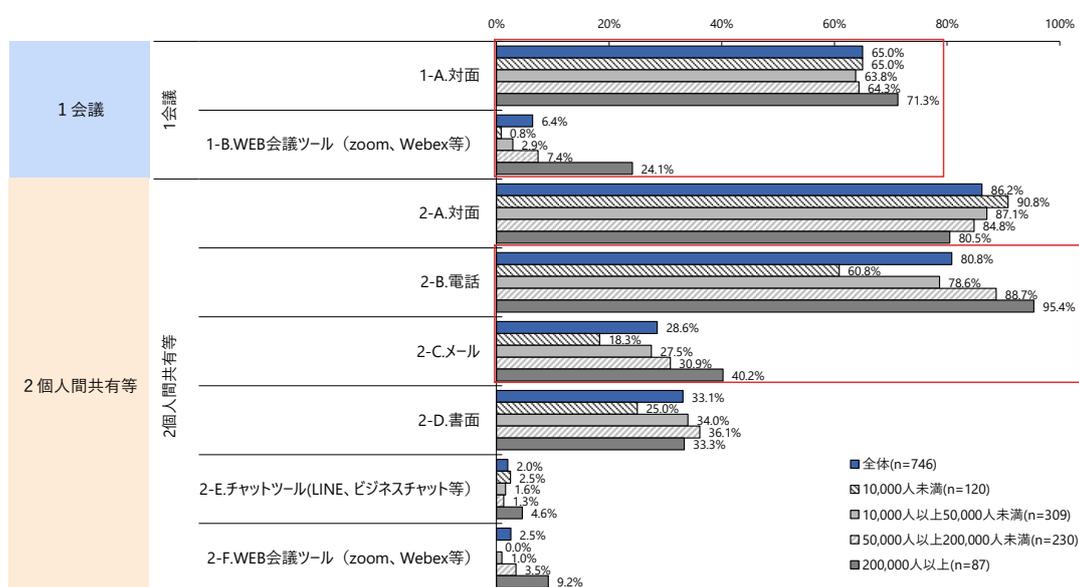


事業者と自治体が連携する方法について、会議を実施している自治体は 65.0%であった。また、個人間での情報共有について、対面が 86.2%、電話が 80.8%と上位を占めており、文字ベースの情報共有はメールや書面が 30%程度、チャットツールやオンライン会議が 2%程度と低くなっている。

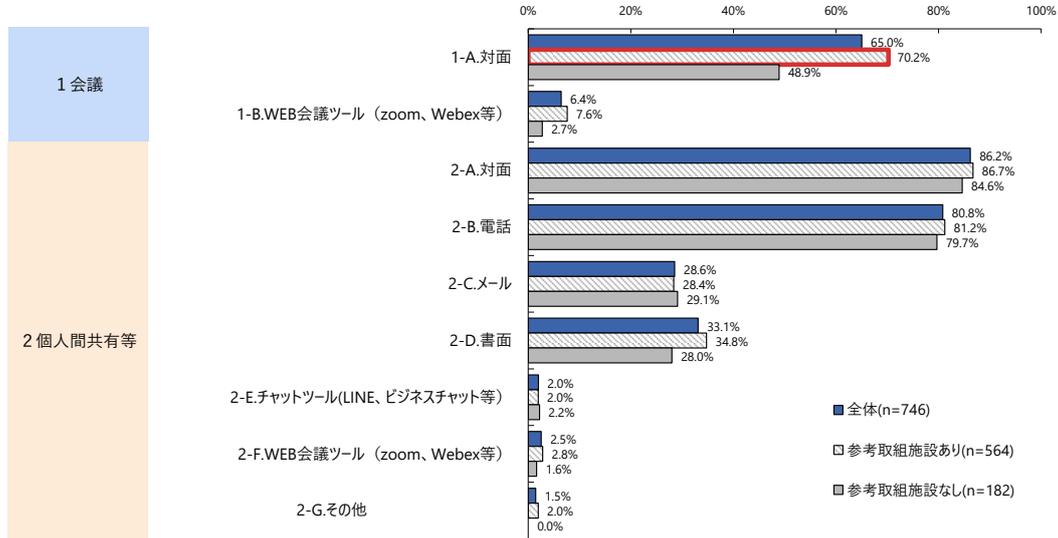
また、人口 20 万人以上の地域では会議の実施が 71.3%と多くなっており、ケースや関係者が多いことから個人間共有のみで対処できないことが想定される。個人間共有については、人口規模が大きいほど対面の割合が下がり、電話やメール等の非対面ツールを利用することが多い。

加えて、参考取組施設が存在する地域においては、対面での会議の実施割合が 70.2%と高くなっていることから、身近な相談先である事業者と自治体が連携を行う上では会議が重要である可能性が窺える。

**図表 16 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業と自治体庁内との連携の方法  
(人口別クロス集計)**



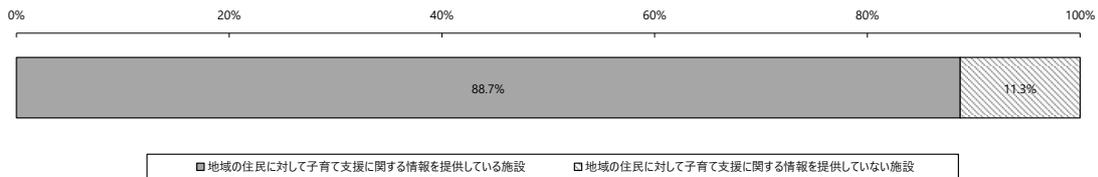
**図表 17 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業と自治体庁内との連携の方法  
(参考取組施設有無別クロス集計)**



#### (4) 情報提供

地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業のうち、広く地域の住民に対して子育て支援に関する情報を提供している施設は 88.7%であった。

**図表 18 地域の住民に対する子育て支援に関する情報の提供有無 (全自治体・N=787)**

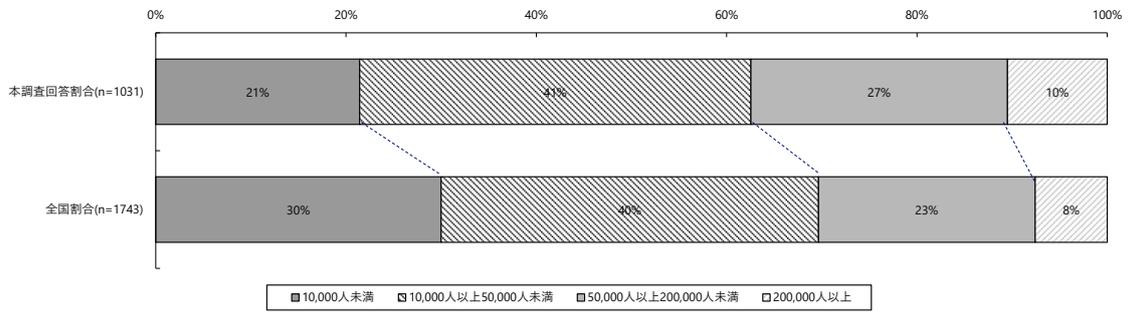


地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業に関する発信の際に用いているツールとしては、自治体 HP が最多 (78.4%) である。アプリ・チャットツール・SNS 等のデジタルツールは 15-25%程度利用されている。

#### (5) (参考)人口分布

人口 1 万人未満の小規模自治体の回答がやや少ない傾向にあるものの、人口規模が小さい自治体においては出生数が少ないため、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業を行っていない可能性もあることから、大きく結果に影響しないものと考えられる。

図表 19 人口規模帯別割合（全自治体）



## 第3章

# ヒアリング調査

# 1. 調査手法

## (1) プレヒアリング

### 1) プレヒアリングの位置づけと目的

①利用者支援事業及び地域子育て支援拠点をはじめとした身近な子育て相談機関における相談支援の実施内容・実態を把握すること、②参考取組事例の取組の特徴を把握し、地域子育て相談機関に必要な要件の検討の基礎材料とすることを目的としてプレヒアリングを行った。

図表 20 ヒアリングの位置づけと目的(再掲)

	実施内容	目的
①プレヒアリング 	主に利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業として相談支援を実施している自治体・施設に対して、プレヒアリングを実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 各事業における相談支援の実施内容・実態の把握</li> <li>✓ 好取組事例として必要な要素の仮説構築</li> </ul>
②アンケート設計 	利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業の実施状況を把握するための市区町村向けアンケートを作成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 市区町村における利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業の実施実態・課題の把握 (As-Isの把握)</li> <li>✓ 地域子育て相談機関の実施にむけて先駆的な取組を行っている市区町村の抽出</li> </ul>
③実査・集計 	市区町村に対してアンケートを実施し、回収したアンケートの集計・分析を行う。	
④好取組事例選定 	好取組として備えるべき要件・類型を検討したうえで、市区町村アンケートの回答結果より、地域子育て相談機関の実施に向けて参考となる好取組事例を抽出する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ヒアリング対象の選定</li> </ul>
⑤本ヒアリング 	④で選定した市区町村・施設に対するヒアリングを実施するとともに、利用者に対してもFGI形式でのヒアリングを実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 好取組事例集の作成に向けた取組内容の詳細の把握</li> <li>✓ 地域子育て相談機関として備えるべき要件・機能の検討材料収集</li> </ul>

①各事業における取組内容を把握し、アンケート設計に活かす。

②好取組事例となりうる要件の仮説構築を行い、好取組事例選定の基礎情報とする。

## 2) 調査対象

プレヒアリング先は厚生労働省より推薦のあった地域を候補として実施した。プレヒアリング実施先は図表 21の通りである。

図表 21 調査対象とした6自治体とヒアリング調査実施時期(再掲)

#	自治体	人口 (出生数)	事業類型			設置場所	設置・運営主体	ヒアリング対象			実施概要	
			拠点	利用者支援事業	その他			行政	施設	利用者	日時	形式
1	石川県 加賀市	6.4万人 (300人)	-	-	マイ保育園 登録制度	-	-	●			2022年 8/29	オンライン
			○	-	マイ保育園 登録制度	保育所	直営	●	●	●	2022年 9/5	対面 @いなみえん
			○	-	マイ保育園 登録制度	保育所	直営	●	●	●	2022年 9/6	対面 @スワトン 保育園
2	大分県 別府市	11万人 (800人)	-	-	ペリネイタル ビジット事業	-	-	●			2022年 8/30	対面 @市役所
			○	○	-	地域子育て支援 センター	直営		●	●	2022年 8/31	対面 @べるね
			-	-	児童家庭 支援 センター	児童養護施設 併設	社会福祉法人		●		2022年 8/31	対面 @光の園
3	静岡県 静岡市	68.5万人 (4,233人)	○	○	-	-	-	●			2022年 9/7	対面 @静岡市 役所
4	静岡県 浜松市	80.0万人 (5,355人)	-	○	-	-	-	●			2022年 9/13	対面 @浜松市 役所
5	佐賀県 吉野ヶ里 町	1.6万人 (124人)	-	○	-	健康福祉セン ター内	NPO法人	●	●		2022年 11/14	対面 @ノイエ

### 3)調査方法

各自治体担当者に加え、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業を実施する施設やその利用者に対してもヒアリング調査を行った。

### 4)調査期間

令和4(2022)年8月下旬～令和4(2022)年11月中旬にかけてヒアリング調査を実施した。

### 5)調査内容

地域における身近な相談先としての機能をもつ施設や、その施設らの連携の状況について調査した。具体的には、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業の取組に加え、児童館事業、自治体独自の事業であるマイ保育園事業や地域子育てステーション事業について調査した。主要な調査項目としては、取組概要、事業の考え方、取り組みの具体的な内容、取組上の工夫、取組上の課題・要望などを聴取した。

## (2)ヒアリング

### 1)調査対象

第2章で実施したアンケート調査の結果を基に、自治体全体の条件として、下図「ヒアリ

「ヒアリング対象選定の考え方」の①②、参考取組施設の条件として③～⑤の条件を満たす自治体を参考取組事例として抽出し、検討会での議論を踏まえ厚生労働省と協議の上で、ヒアリング先を選定した。調査対象は以下の通りである。

図表 22 ヒアリング対象選定の考え方(再掲)

		抽出観点・該当設問	条件	設問文(調査票抜粋)
自治体全体	1	自治体と地域子育て支援拠点・利用者支援事業との連携	地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業から自治体庁内への連携ありかつ自治体庁内から地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業への連携あり	<p>※設問文は①～⑤の設問文を全て記載する。設問文は設問文番号(設問番号)と設問文の内容について記載する。</p> <p>設問文① 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)と市区町村との連携の有無について、連携する自治体は連携する事業名(設問番号)と連携する事業名(設問番号)を記載してください。</p> <p>設問文② 連携する事業名(設問番号)を記載してください。</p> <p>設問文③ 連携する事業名(設問番号)を記載してください。</p> <p>設問文④ 連携する事業名(設問番号)を記載してください。</p> <p>設問文⑤ 連携する事業名(設問番号)を記載してください。</p>
	2	個人情報の取扱い	規定ありと回答	<p>設問文②で選択した個人情報共有している自治体について、自治体全体についてお答えください。</p> <p>地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)と市区町村との間で個人情報の取扱いに関する規定や取扱い等の取組をお答えください。</p> <p>設問文⑤ 選択欄</p> <p>質問15 選択欄</p> <p>1. 有</p> <p>2. 無</p>
	3	参考取組施設の取組上の工夫	参考取組施設の取組上の工夫	4条件すべてに該当
参考取組施設		参考取組施設の取組上の工夫	6項目以上該当	<p>※参考取組施設の条件は、設問文②～⑤の条件(設問番号)と回答内容(設問番号)を記載してください。</p> <p>設問文② 設問文②で選択した条件(設問番号)と回答内容(設問番号)を記載してください。</p> <p>設問文③ 設問文③で選択した条件(設問番号)と回答内容(設問番号)を記載してください。</p> <p>設問文④ 設問文④で選択した条件(設問番号)と回答内容(設問番号)を記載してください。</p> <p>設問文⑤ 設問文⑤で選択した条件(設問番号)と回答内容(設問番号)を記載してください。</p>
		参考取組施設の取組上の工夫	6項目以上該当	<p>※参考取組施設の条件は、設問文②～⑤の条件(設問番号)と回答内容(設問番号)を記載してください。</p> <p>設問文② 設問文②で選択した条件(設問番号)と回答内容(設問番号)を記載してください。</p> <p>設問文③ 設問文③で選択した条件(設問番号)と回答内容(設問番号)を記載してください。</p> <p>設問文④ 設問文④で選択した条件(設問番号)と回答内容(設問番号)を記載してください。</p> <p>設問文⑤ 設問文⑤で選択した条件(設問番号)と回答内容(設問番号)を記載してください。</p>
参考取組施設	4	利用者の利用履歴を把握する仕組み	「1.当施設のほか、地域の他の地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業(基本型)等を含めて把握する仕組みがある」と回答	<p>※設問文②～⑤の条件(設問番号)と回答内容(設問番号)を記載してください。</p> <p>設問文② 設問文②で選択した条件(設問番号)と回答内容(設問番号)を記載してください。</p> <p>設問文③ 設問文③で選択した条件(設問番号)と回答内容(設問番号)を記載してください。</p> <p>設問文④ 設問文④で選択した条件(設問番号)と回答内容(設問番号)を記載してください。</p> <p>設問文⑤ 設問文⑤で選択した条件(設問番号)と回答内容(設問番号)を記載してください。</p>
	5	定性的な取組の充実度	記載あり自治体を優先	<p>※設問文②～⑤の条件(設問番号)と回答内容(設問番号)を記載してください。</p> <p>設問文② 設問文②で選択した条件(設問番号)と回答内容(設問番号)を記載してください。</p> <p>設問文③ 設問文③で選択した条件(設問番号)と回答内容(設問番号)を記載してください。</p> <p>設問文④ 設問文④で選択した条件(設問番号)と回答内容(設問番号)を記載してください。</p> <p>設問文⑤ 設問文⑤で選択した条件(設問番号)と回答内容(設問番号)を記載してください。</p>

図表 23 調査対象とした6自治体とヒアリング調査実施時期(再掲)

#	自治体名	人口(人)	出生数(人)	実施事業		取組参考施設				実施概要	
				利	拠	利	拠	運営主体	設置場所	日時	形式
1	東京都町田市	43.0万	2,286	●	●	●	●	直営	保育所	2023年2月6日	オンライン
2	埼玉県杉戸町	4.4万	174	●	●	●	●	直営	子育て支援センター	2023年2月3日	オンライン
3	京都府舞鶴市	7.9万	505	●	●	●	●	NPO法人	ビル・商業施設・空き店舗等	2023年2月20日	オンライン
4	山口県周南市	14.0万	878	●	●	●	-	直営	保健福祉センター	2023年2月16日	オンライン
5	熊本県玉名市	6.5万	450	●	●	●	●	社会福祉協議会	保健福祉センター	2023年2月9日	オンライン
#	自治体名	人口(人)	出生数(人)	施設別独自事業の実施			児童館における独自事業		実施概要		
				児童館	保育所	幼稚園	事業概要		日時	形式	
6	東京都板橋区	56.7万	3,675	●			居場所を確保するとともに、保護者に対して専任相談員が専門的な相談支援を行う。また、保護者同士の情報交換や交流の機会を設けることで、育児不安を緩和し、発達障がい(その疑いのある)児の早期発見、早期支援に貢献すること並びに子どもの感覚・運動機能などの発達を促す目的として「ほっとプログラム」を年齢別に実施している。		2023年2月13日	対面 @なります児童館	

## 2)調査方法

各自治体担当者に加え、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業を実施する施設に対してヒアリング調査を行った。

## 3)調査期間

令和5(2023)年2月上旬～令和5(2023)年2月下旬にかけてヒアリング調査を実施した。

## 5)調査内容

利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業、児童館等、地域における身近な相談先としての機能をもつ施設について調査した。主要な調査項目としては、取組概要、事業の考え方、取組の具体的な内容、取組上の工夫、取組上の課題・要望などを聴取した。

## 2. 調査結果

前述したプレヒアリング6自治体、ヒアリング6自治体へのヒアリングを実施し、ヒアリング結果について、地域子育て相談機関の検討に当たっての論点別に、以下のように整理した。

### ① 情報提供・情報発信

■ 情報提供・情報発信の機会として、母子手帳交付・出生届提出・乳児家庭全戸訪問・乳幼児健診といった、妊産婦～子育て世帯の全員が対象となる事業を活用している。

- ✓ 保健センターと連携して、母子手帳交付時や乳児家庭全戸訪問の際にチラシを手渡してもらうようにしている。（共通）
- ✓ 乳児家庭全戸訪問の際にパンフレットを渡すとともに、気になった家庭には直接声掛けをしている。（町田市）
- ✓ 母子手帳交付の際に、子育て支援アプリの紹介や利用登録をもらい、そこから情報を受け取れるようにしている。（周南市など）

■ 自治体としての発信は、パンフレットやHPでの掲載が中心であったが、一部子育て支援アプリ等の活用も見られる。施設独自の発信ではSNSの活用事例も見られた。

- ✓ 子育て支援情報は専用のHPやパンフレットに網羅されるようにしている。（共通）
- ✓ 母子手帳アプリから子育て情報を発信しており、月齢に合わせた情報やイベントなどがプッシュ通知で届くようになっている。（周南市・舞鶴市）
- ✓ 施設のTwitterアカウントがあり、開館案内やイベントの発信を行っている。（板橋区・舞鶴市など）

### ② 子育て世帯とつながる工夫

■ 好取組自治体であっても、基本的には来館・来所をしてもらってからのつながりが原則。来館のきっかけとなるようイベントを開催したり、来館のハードルを下げるために、同年代の子ども対象の教室を開くなどの工夫が見られた。

- ✓ 基本的には来館してもらったところからつながりが始まるため、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問などで気になった家庭には、拠点に来てもらうように声掛けしてもらっている。（共通）
- ✓ 初めての方でも興味を持ってもらえるよう、子ども向けのイベントだけでなく、母親・父親向けのイベントも実施している。（玉名市）
- ✓ 初めて児童館に来る2～3か月児の親子を対象とした「2・3か月の会」を定期的に開催している。全員が初めてであることが、参加の心理的ハードルを下げているように感じる。（板橋区）

### ③ 継続的につながる工夫

■ 利用者に定期的にお便りを郵送したり、定期的にイベントや教室を開催することで、継続的なつながりを構築する工夫が見られた。

- ✓ マイ保育園を実施している保育園には、登録された方とのつながりを維持するために、定期的に広報紙を郵送で届けてもらうようにお願いしている。（町田市）
- ✓ 気かりな家庭には定期的に子育て相談センターの職員が訪問している。（町田市）
- ✓ ひろばを実施している園では、定期的に開催して足を運ぶきっかけを作っている。（町田市）

■ SNSや電話での相談ができるよう窓口を開けておくことで、来所が難しい状況でも、継続的なつながりを保つことができるという意見もあった。

- ✓ 子育てが大変な時期など、来所が難しい状況になってしまうこともあるが、SNSや電話など来所しなくても相談できる仕組みがあると、そこからつながりが維持できることがある。（舞鶴市）
- ✓ 感染症流行期などひろばに足を運びにくい時期には、電話やメールでの相談が来ることもあり、孤独・孤立を防ぐためにつながりを感じられるツールが必要である。（舞鶴市）

#### ④ 関係機関との連携

- 多くの自治体で、関係機関との連携に当たっては会議の開催を行っており、個別ケースに関する情報共有を行うとともに、連携しやすい関係づくりのため、顔を合わせることを重視していた。
  - ✓ 子育て世帯包括支援センターが主催する会議に出席し、個別に気になる家庭の情報共有を行っている。要保護児童対策地域協議会上がってくる要支援児童はもちろん、そこまでのリスクはないもの見守りが必要と考えられる家庭について、今後の対応方針の共有まで行っている。(杉戸町)
  - ✓ 子育て世帯包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点・子育て支援センターの職員が参加するケース会議で、具体的なケースについて共有している。(杉戸町など)
  - ✓ 会議や研修会などで定期的に顔を合わせる関係になることで、互いへの信頼が生まれ、個別ケースでも連携しやすくなる。(舞鶴市など)
  - ✓ すべての施設が会議に参加しているわけではないが、月に1回子育て支援センターの職員が施設を訪問して、相談の状況や対応上の困りごとについて情報共有や助言を行っている。(周南市)
- 気がかりな相談があった際には、定期的な会議や行政による訪問の場で行政に情報共有しているが、緊急度の高いケースについては、個別に電話などで情報共有するようにしている。
  - ✓ 発達が気がかりな子どもや保護者の不安感が強く見守りが必要なケースでは、会議の場で情報共有している。(共通)
  - ✓ すぐに情報共有するほどでもないが、行政と連携した方がよい相談については、定期的な訪問の場で意見交換している。(町田市・周南市)
  - ✓ 虐待が疑われるケースや保護者が育てにくさで困っているケースなど、緊急度の高いケースでは、子ども家庭総合拠点や子育て世帯包括支援センターにすぐに共有している。(共通)
  - ✓ スムーズな連携のためには、行政側の窓口が一つになっていることも重要である。子育て世帯包括支援センターと子ども家庭総合拠点を一体的に運用していることで、子育て支援センターからの情報共有がしやすくなった。(周南市)
- つなぎ後の状況に関する情報共有は、関係機関の考え方によって同じ自治体の中でも状況が分かれている。要対協など関係機関が出席する会議の構成員であれば、そこから情報が得られることがある。
  - ✓ ケース会議にてつなぎ後の状況を共有してもらっている。逆に子育て支援センターに来た時の様子も伝えており、普段の様子を知るよい機会となっているようだ。(杉戸町・町田市)
  - ✓ 子ども家庭支援センターに連携した場合、ケースの途中経過は個人情報に関わることで共有してもらえないことも多い。ケース終了後や援助方針が決まった後に結果は共有してもらえらることもある。(板橋区)
  - ✓ 個別でのフィードバックはあまりないが、要対協に出席しているため、そこに挙げられた児童のその後の様子は確認している。(板橋区)
- ヒアリング自治体においては、どの施設においても相談記録の作成及び行政への報告は必須としていた一方、記録の管理方法は①個人別管理型、②時系列管理型、③気がかりなケースのみ個人管理とするハイブリッド型の3通りが見られた。
  - ✓ 自治体が記録様式を定めており、様式に従って相談記録を作成し、定期的に自治体に記録を提出している。(共通)
  - ✓ 子育て相談センターで受けた相談は、市の子育て支援システムに登録することとなり、子育て支援担当課の職員が閲覧できるようになっている。(杉戸町・町田市)
  - ✓ 施設独自の管理システムを導入しており、受けた相談を登録すると、個人別に管理できるようになっている。(玉名市)
  - ✓ 基本的には受けた相談を時系列で管理しているが、特に気になる相談については印をつけており、印のある相談は経過を緩やかに追うようにしている。(舞鶴市)
  - ✓ 基本的には時系列に相談記録を綴じているが、要対協やケース会議で名前の挙がる家庭については、個別ファイルに綴じて、個別で状況を追えるようにしている。(杉戸町)
- 個人情報の取扱いは、自治体の考え方によって異なり、記録まで共有する場合もあれば、必要な情報のみを伝えている場合もある。単なる情報共有にとどまらず、関係機関へのつなぎまで行う場合は、保護者の承諾を得て行うようにしていた点は共通であった。
  - ✓ 子育て支援センターの利用登録時に、個人情報を記入してもらうとともに、必要に応じて関係機関に連携することの承諾を取っているため、個別ケースの情報を共有する際は個人名まで伝えている。(杉戸町・町田市)
  - ✓ 個人名が相談記録からわかれば、市の子育て支援システムと連動しているため、そのほかの情報も確認できる仕組みとなっている。(杉戸町・町田市)
  - ✓ 会議や担当者間での情報共有のみにとどめる場合は、本人の確認を得ずに行うこともあるが、その場合はあくまで利用者から見えない形での共有にとどめている。明示的に「つなぎ」を行う際は、本人に情報提供の可否を確認するようにしている。(杉戸町)
  - ✓ 個人情報の共有は本人から明示的に同意を得た場合以外には行っていない。会議の中でも、個人の特定できる情報は発言しないようにしているが、背景情報などからおおよそ誰のことを指しているかはわかるようになっている。(板橋区・舞鶴市)

#### ⑤ 区域の考え方

- 地域子育て相談機関の区域を設定するのであれば、中学校区を目安に設定するのがよいという意見が多数であった一方、地域の実情により一定程度の柔軟性を持たせる必要があるとの意見もあった。
  - ✓ 当区では、「大人の足で歩いて15分で行ける範囲」に児童館を設置する考え方を採っており、身近に足を運べる範囲はこれくらいではないか。おおよそ中学校区の範囲と重なることになる。(板橋区)
  - ✓ 現在も中学校数とほぼ同数の子育て支援センターがあり、児童数の減少を見据えると、今以上に増やすことは考えにくい。(杉戸町)
  - ✓ 地方の自治体では、面積のわりに人口が少なかったり、人口に偏りがあったりするため、ある程度重点的に拠点を設置するエリアと、拠点が少ない代わりに出張型で対応すべきエリアを設けてもよいのではないかと。(舞鶴市)
  - ✓ 地方では、多くの子育て世帯が車を持っており、子どもを連れて車で移動することも当たり前となっているため、物理的な距離はあまり問題とならない。(周南市)

次節では、利用者支援事業地域子育て支援拠点事業をはじめとした身近な相談先に関するヒアリング結果について、自治体ごとに詳述する。

# ヒアリング個票

# 1. 埼玉県杉戸町

## ■埼玉県杉戸町の基本情報

図表 24 埼玉県杉戸町の基本情報(令和3年12月末時点)

面積	30.03 km <sup>2</sup>	
総人口	44,185 人	
世帯数	19,922 世帯	
出生数	174 人	
未就園児数	不明	
中学校区数	3	
実施事業・ 拠点数	利用者支援事業（基本型）	1 か所（子育て支援センター内）
	地域子育て支援拠点事業	3 か所（うち 1 か所は利用者支援事業実施）
その他独自事業	児童館事業 「児童館わくわくタイム」月 1 回開催 （小学生以下の児童と家族が参加）	
<b>参考取組施設の概況</b>		
	施設名	杉戸子育て支援センター
	運営主体	直営（公共施設内）
	実施事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世代包括支援センター（基本型） （利用者支援事業（基本型））</li> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> <li>・子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業</li> </ul>
	対象年齢	妊婦～小学生以上

出所) 杉戸町公開統計情報、アンケート回答内容より NRI 作成

## ■身近な相談先での子育て相談の取組の概要

杉戸町では、子育て世代包括支援センターを子育て支援センターと保健センターに設定しており、子育て支援センターにおいて利用者支援事業（基本型）、保健センターにおいて利用者支援事業（母子保健型）を実施している。また、子育て支援センターでは、利用者支援事業（基本型）に加えて、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業を実施している。

各センター同士の連携が盛んであり、子育て支援センターならびに保健センターに配置された保健師が中心となり、各センター同士の連携のパイプ役を担っている。さらに、子育て支援センターを管轄する子育て支援課において、令和 4（2022）年度に子ども家庭総合支援拠点を設置したことにより、子育て支援と児童福祉分野のスムーズな連携を実現している。

加えて、保健師が公立の子育て支援センター（地域子育て支援拠点）に対して月3回、民間の子育て支援センター（地域子育て支援拠点）に対しても発育測定という形で月1回巡回を行っている。

## ■情報発信・情報提供における工夫

杉戸町は子育てに関するホームページである「すぎと子育て web すくっと」を活用している。本ホームページ内には、子育て支援センターの基本情報やイベント日程等を掲載しているほか、乳幼児健診や予防接種等子育てに関する情報を集約している。

上記ホームページからLINEを登録することができ、プッシュ型の情報提供を行うほか、利用者がトークルームに相談事項を記載すると子育て支援センターの職員が返信をすることができ、双方向の対話を実現している。LINE以外にも、子育て世代包括支援センター便りのQRコードからメールでの相談を受け付けている。

さらに、InstagramやFacebook、YouTubeのように子育て世帯が利用しやすい媒体を通じた発信を行っている。Instagramにおいては、ひろばでの遊びの様子だけでなく、イベント情報の写真を投稿することにより、ひろば利用を促すためのプッシュ型の情報発信を実現している。

図表 25 LINE や Instagram を用いた発信の例



加えて、母子手帳アプリ「母子モ」を活用している。同アプリは、情報提供、記録・管理、日記、データ共有機能を有している。情報提供については、妊娠、育児時期のタイミングに応じて発信するよう工夫している。

## ■子育て世帯とつながる工夫

情報発信・情報提供においても述べた通り、電話、メール、SNSを利用した相談事業を実施している。利用者支援事業（基本型）実施施設や地域子育て支援拠点での相談は、施設や乳幼児健診での相談が9割程度と対面が好まれているものの、電話、メール、LINEを用いた相談も一部利用実績がある。メールでの相談は、過去に子育て支援センターの利

用歴のない方からの相談や、転入のため地域の子育て資源が分からず、遊ぶ場所を知りたいという相談に応じている。また、LINEでの相談は、過去に子育て支援センターの利用歴のあった方で、施設内では聞きづらい相談の対応が可能である。

### ■継続的につながる工夫

子育て支援センターの職員が、保健センターにおける乳幼児健診時に相談事業を行っている。健診において発達が気になりな子どもがいた場合、その後子育て支援センターを利用することが多く、継続的に利用者と繋がる場を担っている。

### ■関係機関との連携

#### ○会議体の設置・定期的な巡回

杉戸町では、利用者支援事業（基本型）や地域子育て支援拠点事業の職員が参加する会議体として、「ケース会議」、「連携会議」、「実務者会議」を設置している。

「ケース会議」は、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター（基本型）（利用者支援事業（基本型））、子ども家庭総合支援拠点の職員が参加し、月1回実施している。ケース会議においては、次回利用があった際の対応や働きかけの検討を具体的に行う。

図表 26 ケース会議の概要

会議体名	ケース会議
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的な見守りが必要な親子の定期的な情報共有・対応方針の検討</li> <li>・乳幼児健診時の情報連携（センター利用を案内した家庭等）</li> </ul>
主催・主管	子育て支援センター
参加者	子育て支援センター、子育て世代包括支援センター（基本型）（利用者支援事業（基本型））、子ども家庭総合支援拠点
頻度	月1回

「連絡会議」は、子育て世代包括支援センター（利用者支援事業（母子保健型・保健型））、子ども家庭総合支援拠点の担当者が参加し、年2回実施している。

**図表 27 連絡会議の概要**

会議体名	連絡会議
目的	各事業の取組や実績報告、検討課題についての協議等
主催・主管	子育て世代包括支援センター
参加者	子育て世代包括支援センター（利用者支援事業（母子保健型・基本型））、子ども家庭総合支援拠点
頻度	年2回

「実務者会議」は、子育て世代包括支援センター（利用者支援事業（母子保健型・基本型））、子ども家庭総合支援拠点の担当者が参加し、年3回実施している。

**図表 28 実務者会議の概要**

会議体名	実務者会議
目的	継続的な見守りが必要な親子の定期的な情報共有・対応方針の検討
主催・主管	子育て世代包括支援センター
参加者	子育て世代包括支援センター（利用者支援事業（母子保健型・基本型））、子ども家庭総合支援拠点
頻度	年3回

また、子育て世代包括支援センター（基本型）の職員が月4回乳幼児健診において相談事業を実施しつつ、健診後に行う連絡会議は、情報共有の場の1つとなっている。

また、公立私立子育て支援センターと公立保育園にセンター保健師が、私立保育園に利用者支援専門員が各月1回程度の巡回を実施し、関係機関との連携を図っている。

#### ○気がかりな家庭の相談を受けた際の対応

子育て支援センターでは、子どもの発達に着目して気がかりな家庭のケースを連携することが多く、センターに遊びに来ている親の孤立が気になる場面は少ない。子育て支援センターが関わるケース会議においては、要保護児童対策地域協議会の進行台帳に載っている家庭に加えて、要保護児童対策地域協議会の進行管理の対象とはならないものの気がかりな家庭を対象とする。

また、子育て支援センターから保健センターや子ども家庭総合支援拠点等へ連携が必要

な場合は随時電話を用いて連携を行う。なお、関係機関と連携する際は、利用者に口頭で確認を取るようになっている。

逆に、子ども家庭総合支援拠点から子育て支援センターへ連携されるケースもある。虐待通報があった際に利用状況の確認を受ける場合や、母子家庭や特定妊婦で支援を要する場合、保護者の精神面に不安がありメンタルケアが必要な場合などがある。特に児童福祉分野の相談機関である子ども家庭総合支援拠点と連携するケースでは、子ども家庭総合支援拠点が保護者に対して介入する特性を踏まえ、特に保護者との信頼関係を重視している。身近な相談先であり、保護者に寄り添う支援を行っている子育て支援センターだからこそ、保護者が率直な気持ちを話してくれることもある。

### ○記録の作成・保管

子育て世代包括支援センター（基本型）では、日ごとの相談内容を単発で記録するとともに、継続的に支援を行う家庭に対しては個別ケースを継続してファイリングする。単発、継続の相談は、子育て世代包括支援センター（基本型）、子育て支援センター内で回覧される。

子育て支援センターでは、子育て世代包括支援センター（基本型）とは異なるファイルに記録を行う。単発の相談は相談ノートへ日ごとの相談内容を記録し、継続の相談の場合は1家庭に対して1つのノートファイルを作成する。センター内において、口頭にて相談内容を共有するとともに、回覧を行う点は子育て世代包括支援センター（基本型）と同様である。

子育て支援センターの利用にあたって登録票を記載してもらっており、その際に氏名等の基本情報を把握している。保健センターと子育て支援センターは共通のシステムを利用していることから、各センターが保有する個人情報把握することができる。

こうした個人情報については、職員に守秘義務が課されているとともに、持ち出しについても配慮されている。要対協の実務者会議に出席する際は、上記の個別ケースの相談記録を持ち出すこともあるが、貴重品としての扱いとしている。

### ■区域・拠点数の考え方

現在、子育て支援センター3か所、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点（子育て支援課）が相談先となっており、出生数が減少していること、保育園がファーストタッチを担うことから、現行以上に施設数を増やすことは予定していないとのことであった。

## 2. 東京都板橋区

### ■東京都板橋区の基本情報

図表 29 東京都板橋区の基本情報

面積	32.17 km <sup>2</sup>	
総人口	567,214 人（令和 4 年 1 月現在）	
世帯数	316,494 世帯（令和 4 年 1 月現在）	
出生数	3,675 人（令和 3 年度）	
未就園児数	不明	
中学校区数	22	
実施事業・ 拠点数	利用者支援事業（基本型）	実施なし
	地域子育て支援拠点事業	11 か所
その他独自事業	児童館における相談	
<b>参考取組施設の概況</b>		
	施設名	なります児童館
	運営主体	直営
	実施事業	地域子育て支援拠点事業
	対象年齢	妊婦～学童期（未就学児が中心）

出所) 板橋区公開統計情報、アンケート回答内容より NRI 作成

### ■身近な相談先での子育て相談の取組の概要

板橋区では、市内 26 か所の児童館が子育て支援の拠点となっており、特に専任相談員を配置する 10 館は子育て相談に力を入れている。うち 5 館は子育て相談「エール」を実施しており、残り 5 館は発達に不安を抱える親子向けの少人数のプログラムである「ほっとプログラム」を実施している。

平成 28 年度より、放課後児童クラブの民間委託と合わせて、未就園児の子育て支援に主眼を置いた子育て応援児童館 CAP'S としてリニューアルしている。なお、児童福祉法上の位置づけは変更していないため、児童館という名称を残しており、条例上の正式名称は「児童館」となっている。乳幼児子育て支援活動として、年齢に応じた集団遊びを行う「年齢別プログラム」、対象者や内容を絞った「目的別プログラム」、親子で自由に利用できる「個別遊び」などの活動を行うとともに、開館中に児童館スタッフが子育ての相談に応じている。専任相談員を配置している児童館では、上記のプログラムを実施している間も相談を受けられる体制を整えている。

## ■情報発信・情報提供における工夫

26の各児童館がHPやTwitterアカウントを運営しており、施設の概要や乳幼児活動カレンダーの掲載、各月のおすすめのイベントなどを掲載している。特にTwitterでの周知は一定の手ごたえがあると感じている。

また、板橋区では母子手帳アプリを導入しており、その中でも児童館についての情報発信を行っている。申込制のプログラムはアプリからの申し込みが一定数あるため、児童館の利用者には活用されている一方、区内全体で見ると登録者数が少なく、特に在宅子育て世帯への周知が課題となっている。

特に0歳児家庭への情報発信を重要と考えているため、区内の地域ごとに、管内の児童館が乳幼児利用案内を作成し、健康福祉センターが行っている乳児家庭全戸訪問時に配布できるようにしている。

図表 30 CAP'S 乳幼児利用案内

**子育て応援児童館 キャम्パス**  
**CAP'S**  
 Children And Parents' Station  
**乳幼児利用案内**

赤塚地域  
 子育て応援児童館  
**CAP'S**  
 ITABASHI  
 Children And Parents' Station  
 SINCE 1974

CAP'Sでは、子どもの健やかな成長を願って、乳幼児向けの様々な事業を行っています。  
 同年代の子どもたちがふれあう場、保護者同士が育児について情報交換をする場、子育てに関する相談や子育て支援の情報などを得ることができる場として、お近くのCAP'Sにぜひ一度遊びにいらしてください。  
 いずれの事業も費用は無料です。  
 利用時間・プログラムなどにつきましては、各CAP'Sに直接お問い合わせください。(平日 午前9時～午後5時)  
 安心してご利用していただけるよう、感染拡大防止対策として施設内の消毒、換気、職員の健康確認の徹底などに努めています。  
 ご来館の際は、感染防止対策へのご協力をよろしくお願いいたします。

【利用時間】

曜日	開館時間
月～金曜日	午前9時～午後5時
土・日・祝日	施設開放 午前9時～正午、午後1時～午後5時

※休館日は年末年始(12月29日から1月3日)です。

☆板橋区には全26館の児童館があります。遊びに来てね!

<p><b>CAP'S 紅梅</b></p> <p>紅梅保育園の3階にあります。エレベーターがないので、お手伝いが必要な方は、インターフォンをご利用ください。館内には4つのお部屋があり、「すくすくサロン」は赤ちゃんに大人気のお部屋です。</p> <p>活動検索 </p> <p>連絡先：紅梅児童館 徳丸6-2-10 Tel/Fax 3934-6477</p>	<p><b>CAP'S 緑が丘</b></p> <p>サンシティの近くで、豊かな緑に囲まれた『ほっと和める児童館』です。館内は明るく快適に過ごせます。緑が丘保育園の2階、3階にあります。お手伝いが必要な方は1階のインターフォンでお知らせください。</p> <p>活動検索 </p> <p>連絡先：緑が丘児童館 中台3-27-2 Tel 3934-4176 Fax 3934-4147(緑が丘保育園)</p>	<p><b>CAP'S しらさぎ</b></p> <p>1階にあるバリアフリー対応の施設です。明るく綺麗な部屋に広いウッドデッキと庭があり、外遊びも楽しめ、夏はプール遊びも行っています。自転車置き場が十分にあり、ベビーカー置き場は屋内にあります。</p> <p>活動検索 </p> <p>連絡先：しらさぎ児童館 成増5-19-41 Tel 3979-3895 Fax 3979-4001</p>	<p><b>CAP'S なります</b> </p> <p>1階に「なります三丁目集会所」があり、階段を上った2階に児童館があります。見晴らしや日当たりが良く、広い「すくすくサロン」では、赤ちゃんが安心してゆったりと過ごすことができます。</p> <p>活動検索 </p> <p>連絡先：なります児童館 成増3-34-21 Tel 3939-6502 Fax 3939-6550</p>	
<p><b>CAP'S ゆりの木</b></p> <p>光が丘パークタウン北11号棟の2階にあり、1階にはゆりの木保育園があります。光が丘公園が近く、木々と緑に囲まれた児童館です。赤ちゃん優先の「びよびよルーム」など5つのお部屋で親子一緒にのびのびとあそんでください。</p> <p>活動検索 </p> <p>連絡先：ゆりの木児童館 赤塚新町3-32-11-209 Tel/Fax 3977-2651</p>	<p><b>CAP'S 西徳</b> </p> <p>都営西台四丁目住宅の1階にあります。館内には、広くて明るい「すくすくサロン」や、赤ちゃん専用の「ベビースalon」のほか「ほっとサロン」などがあります。</p> <p>活動検索 </p> <p>連絡先：西徳児童館 西台4-4-37 Tel 3936-2409 Fax 3936-2413</p>	<p><b>CAP'S 赤塚</b> </p> <p>赤塚支所の1階にあり、日当たりがよいので室内はとても明るく、木目調の家具や床が落ち着いた雰囲気を出しています。</p> <p>活動検索 </p> <p>連絡先：赤塚児童館 赤塚6-38-1 Tel 3938-8821 Fax 3938-8824</p>	<p><b>いたばし子育て応援アプリ</b></p> <p></p> <p>母子モ 検索コード</p> <p>板橋区では子育てを応援する豊富な情報を提供する「いたばし子育て応援アプリ」by 母子モ を配信しています。このアプリでは、オンライン相談やイベントのWeb予約ができます。</p> <p><small>※通信料は利用される方の負担になります。</small></p>	
<p><b>児童館2・3か月児の母と子の会</b> (電話・Webで申し込んでください)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 2・3か月児のお子さんがいらっしゃる保護者同士の交流会です。</li> <li>* 赤ちゃんを連れてのお出かけの機会がほしい方、近所に友だちがほしい方、他のママと話がしたい方など児童館を利用するきっかけ作りにご利用ください。</li> <li>* 児童館の利用案内や活動紹介、親子ふれあい遊びなどを行います。授乳、おむつ替えのスペースがあります。</li> </ul>				<p> 子育て相談エール実施館…専任相談員による子育て相談を行います。</p> <p> ほっとプログラム実施館…子どもの発達がちよっと気になるという0歳～就学前の親子を対象としたプログラムを行っています。詳しくはCAPSへお問い合わせください。</p> <p></p>

## ■子育て世帯とつながる工夫

子育て世帯とつながるためには、来館してもらうことが必要である。そのため、魅力的なプログラムを企画し、運営することを重視している。相談のために児童館を訪れる親子は少なく、プログラムに参加する中で、ついでに子育ての相談もしていく場合が多い。その中でも、初回の訪問のハードルをいかに低減するかは重要なポイントと考えているとのことであった。板橋区では、「2・3ヶ月の会」というプログラムを開催している。そこでは出生後2～3ヶ月の親子のみが対象のため、ほとんどが児童館の利用が初めての親子である。そのような環境では、初回来館する心理的ハードルが低減するとともに、顔見知りの友達ができて、以降も継続的に利用してもらえらることも多いとのことであった。

## ■継続的につながる工夫

気になる家庭への訪問や声掛けは、必要性を感じているものの、現状は実施が難しいとのことであった。人員面に加え、児童館が児童福祉施設であり、職員も保育士がほとんどであるため、母子保健分野の支援的アプローチは難しいと考えている。

## ■関係機関との連携

### ○会議体の設置

板橋区では、要保護児童対策地域協議会の実務者会議に児童館の職員が出席している。

### ○気がかりな家庭の相談を受けた際の対応

虐待やその疑いがあるケースや発達に強い不安があるケースでは、健康福祉センターや子ども家庭総合支援センターなどに情報共有する。利用者に同意を得て連携することを原則としているが、実際に同意を得られるのは全体の1/4程度であり、それ以外のケースでは関係機関を利用者に紹介し、関係機関にも気がかりな親子がいる旨は伝えるが、具体的につなぎまでは行わないこととしている。連携の際に、過去の記録は口頭で伝えるのみとしており、訴訟時など特別な場合を除き、記録そのものの共有は行っていない。

板橋区の児童館では、児童館における子育て相談についてマニュアルを作成しており、相談種別の考え方や相談の内容別の連携先・連携フローなどについてまとめている。これをもとに各児童館で相談対応を行っているため、ある程度統一した対応ができています。

図表 31 令和3年度情報提供・連携件数

	情報提供件数	連携数
1. 健康福祉センター	99	26
2. 子ども発達支援センター	1	0
3. 子ども家庭総合支援センター	46	1
4. 病院	24	0
5. 保育園	59	6
6. 行政（1～3以外）	57	11
7. その他	73	1
合計	359	45

また、子ども家庭総合支援センターから保護者に児童館を紹介することもある。保護者の病気などで育てられず、一時的に養育家庭（里親）に預けたケースで、子ども家庭総合支援センターが養育家庭に児童館を紹介することもある。その場合は、児童館では連絡のあった親子を特に気に掛けるようにするとともに、児童館での様子を必要に応じて子ども家庭総合支援センターに共有するようにしている。

その一方、つなぎ後のフィードバックを得られないことも多く、課題となっている。特に子ども家庭総合支援センターからは、ケース終結後に連絡があるものの、途中経過は個人情報保護の観点から連携できないとされている。

また、板橋区の場合、児童館が直営で運営されているため、他の行政機関との連携が比較的スムーズに進んでいるが、NPO法人などが独自で実施している子育てひろばで、市

区町村の事業である地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業等の委託を受けていない場合、個人情報も含めたスムーズな連携は難しいとお考えであった。

### ○記録の作成・保管

板橋区の児童館では、受けた相談はすべて記録しており、1か月ごとに区に報告している。基本的には、相談日ごとに受け付けた順に記録を残しているが、特に個人ごとに追跡すべき内容は、別紙にてカルテを作成し、詳細の内容や関係機関との連携の有無などを詳細に記録できるようになっている。これらの書式はすべて手書きで作成しているが、これは個人情報の取扱いの関係での対応とのことである。電子データでの記録の作成・保存ができれば、記録作業の負担軽減や記録管理・共有の簡便化が図れるが、予算や個人情報管理の整理から現時点では実現していないとのことであった。

図表 32 相談状況記録様式

〇〇年△月××日(口)      〇 年度

相談状況 (共通)      相談の記入は、原則、日毎にするが、曜日欄を設けるなど変更も可とする。

保存年数：3年      〇 年度 廃棄

確認	館長	係員名	係員名	係員名	係員名	係員名
	✓	✓	✓	✓	✓	✓

係員名を記入して、✓・サインなどをする。

No.	児童名	相談者	相談対象者	相談内容 (番号及び内容を記載) ①虐待 ②健康 ③基本的な生活習慣 ④発達・育児 ⑤養育 ⑥友達関係 ⑦幼稚園・保育園・学校・児童館 ⑧保護者 ⑨その他		対応内容 (縦線以外の対応番号及び内容を記載) I 情報提供・紹介先 ①健福 ②子弁 ③子セン ④病院 ⑤保育園 ⑥行政 (課名) ⑦その他(名称) II 連携や紹介以外で職員対応した場合、具体的に記入する		記入者
				相談番号	対応番号	相談内容	対応内容	
1	いたばし たろう	母親 父親 その他	ひよこ 5歳未満 くま 3~5歳児 児童 その他	相談内容 ②	対応内容 II	以前は野菜を食べていたのに、最近は、食べてくれない。 傾聴を基本とし、具体的な対応や助言をした場合は内容を記入する。 歯触りや味に好き嫌いが出る年齢なので、調理方法に工夫をするように助言した。	サイン	
2	いたばし たろう	母親 父親 その他	ひよこ 5歳未満 くま 3~5歳児 児童 その他	相談内容 ④	対応内容 I-①	1歳6か月。未熟児で産まれた。つかまりだちしかできない。歩行が完成していないので心配。 母親の不安を受け、健康福祉センターの育児相談や1歳6か月児健診の受診を勧める。 他機関の情報提供・紹介した場合は、番号を記入する。 ①課名・⑦名称などが明らかな場合は、対応内容に記載する。	サイン	
3	やくしよ はなこ (ひよこ)の 母	母親 父親 その他	ひよこ うさぎ くま 3~5歳児 児童 その他	相談内容 ⑧	対応内容	幼稚園入園が決まったので、パートを始めようかと悩んでいる。子育てとの両立に不安。(ひよこ)	サイン	
4	こそだ うれし	母親 父親 その他	ひよこ うさぎ くま 3~5歳児 児童 その他	相談内容 ⑤	対応内容	友だちとケンカしたけど仲直りできた。友だちがいるから学校が楽しいです。(〇小 3年) 相談時間に該当する方に○をつける。 おおよその時間で構わない。	サイン	

記載に際する留意事項

- 1 相談を受けた場合は速やかに記入し、その都度、鍵のかかる保管庫に入れる。(個人情報取り扱いに準ずる)
- 2 相談状況は職員全員で確認し、打ち合わせ会などでも、職員間での情報の共有を図る。
- 3 記録の行数が足りない場合は、適宜、次の記入欄なども使って記載する。
- 4 相談者から同意を得て関係機関と連携する場合や、継続する相談の場合は、相談記録(連携・継続)へ記入する。
- 5 記載に関する基本的なルールは館長主導のもと館内で必ず確認する。

図表 33 相談記録(連携・継続)(表面)

相談記録(連携・継続)		取扱注意		この様式は、相談内容によって、関係機関と連携する(相談者の同意が得られた)場合と、継続的に相談を受ける場合に使用します。			
※連携又は継続に○印をつける							
保存年数：終3年		年度廃棄					
受付日	年 月 日 ( )			受付者			
対象者	ふりがな			男・女	生年月日	年 月 日	
	氏名					相談初回時 ( 歳 か月)	
	住所			電話 ( )			
	所属	未就学・就園就学		保育園・幼稚園(園名)		学年 年	
	児童館入館カード申請受付番号		小・中・高(学校名)				
相談者	ふりがな			男・女	年齢	職業等	対象者との続柄
	氏名				歳		
	住所			電話 ( )			
同居の家族状況	氏名	性別	続柄	生年月日	職業・学校等	備考	
		男・女					
		男・女					
		男・女					
		男・女					
相談内容	保護者等からの相談				子ども自身からの相談		
	1 虐待	2 健康	3 基本的な生活習慣	4 発達・発育	1 虐待	2 健康(からだ)	
	5 銭・費育	6 友達関係	7 幼稚園・保育園 学 校・児童館	8 保護者	9 その他	6 友達関係	9 その他
相談内容・対応経過							
相談者の了解	関連機関の紹介(済・未)			関連機関への連絡(希望する・希望しない)			
機関等	担当者		機関等	担当者			
子ども家庭支援センター			( ) 健康福祉センター				
子ども発達支援センター			( ) 保育園・幼稚園				
民生・児童委員			( ) 学校				
その他( )			( )				
確認欄	館長	係員名	係員名	係員名	係員名	係員名	

## ■区域・拠点数の考え方

板橋区では、区内に 26 の児童館があるが、平成 28 年度に統廃合した際に、出生数や児童数のほか、“大人の足で歩いて 15 分で来られる範囲”に 1 か所設置することを一つの基準とした結果、現在の数となった。立地についても、商業施設が近くにあり、ついでに寄りやすさや、坂道などの地形も考慮したとのことであった。板橋区の中学校数は 22 か所であることから、おおよそ中学校区ごとに 1 か所となっている。地域子育て相談機関における区域設定についても、概ね同様の考え方とすれば、日常的に通いやすい範囲となるだろうとのことであった。

## ■その他、地域の子育て相談支援の充実に向けたご意見

板橋区の児童館には、相談室が設置されていないことが課題となっている。児童館ではあまり重篤な相談を受けることは多くないが、中には周囲に聞かれたくない、相談しているところも見られたくないというケースもある。利用者が安心して相談できる環境づくりのため、プライバシーの守られる相談室などの設置が望ましいと担当者は考えている。

また、相談の質の向上のため、研修の充実が必要である一方、職員が研修に参加する余裕がない人員配置となっている。余裕を持った人員配置としたうえで、研修を充実させたいとのことであった。

### 3. 東京都町田市

#### ■東京都町田市の基本情報

図表 34 東京都町田市の基本情報

面積	71.55 km <sup>2</sup>	
総人口	430,572 人（令和 4 年 1 月現在）	
世帯数	205,283 世帯	
出生数	2,286 人	
未就園児数	5,914 人	
中学校区数	20	
実施事業・拠点数	利用者支援事業（基本型）	5 か所（地域子育て相談センター内）
	地域子育て支援拠点事業	16 か所（うち 5 か所は利用者支援事業実施）
その他独自事業	マイ保育園事業（認可保育所・幼保連携型こども園 79 か所中 73 か所が実施）	
<b>参考取組施設の概況</b>		
施設名	地域子育て相談センター	
運営主体	直営（保育所及び子どもセンター内）	
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者支援事業（基本型）</li> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> </ul>	
対象年齢	妊婦～未就学児	

出所）町田市公開統計情報、アンケート回答内容より NRI 作成

#### ■身近な相談先での子育て相談の取組の概要

町田市では、自宅から近い保育園が継続的な育児支援を行うマイ保育園事業を実施しており、登録したマイ保育園が主な身近な相談先としての役割を担っている。子どもが生まれた家庭は、どこかの保育園をマイ保育園として登録してもらっている。マイ保育園では、未就園児のいる子育て家庭の相談に乗ったり、子育てひろばなどのイベントを定期的に行っている。

また、保育所 2 か所、子どもセンター（児童館）3 か所の計 5 か所設置されている地域子育て相談センターでは、利用者支援事業を実施しており、広く子育て相談に対応しているほか、地域内のマイ保育園の取りまとめとして、月に 1 回の巡回を行い、保育園での困りごとや子育てひろばの運営についての相談対応を行っている。

#### ■情報発信・情報提供における工夫

町田市の保健所の保健師が、母子保健手帳の交付時に母子バックとして案内の一式を渡

している。その中にマイ保育園事業の案内を入れるようにしている。また、妊婦面接においても、出生後にマイ保育園の登録を促すため、チラシを渡している。出生後は、2か月ごろを目途にマイ保育園の案内と申込書を各家庭に郵送している。

### ■子育て世帯とつながる工夫

出生後に市内のマイ保育園事業実施保育園 73 施設から、保護者がマイ保育園を選んで登録してもらっている。登録方法は、前述の通り郵送されてきた申込書に必要事項を記入し、各家庭で保育園に申込書を持参する形式をとっている。登録のインセンティブとして、マイ保育園登録時に0歳までのお子さんに絵本を配付する取組を行っているほか、年4回登録した保育園からお便りが届くことを周知している。

登録用紙は月1回地域子育て相談センターの職員が巡回する際に、まとめて受取り、地域子育て相談センターにて子育て支援課のシステムに登録している。

さらに、出生6か月ごろまでにマイ保育園の登録がない家庭に対して、地域子育て相談センターの職員が家庭訪問（勸奨訪問）を行っている。月の出生数によってばらつきがあるものの、各施設で月に80件ほど訪問を行っており、市内全体では400件/月ほど訪問している。マイ保育園事業を子育て世帯とのつながりを持つ方法としつつ、そこへのアクセスがない家庭に対して、自治体から能動的に訪問を行うことで、生後6か月ごろの時点で、少なくともどこかの子育て資源とはつながりを持っている状態とすることで、市内の子育て世帯の孤立を防ぐことを町田市として重視しているとのことである。

### ■継続的につながる工夫

マイ保育園を実施している保育園には、マイ保育園登録者に対し定期的に広報紙を発行し、郵送で届けてもらうことを依頼している。身近な相談先として継続的に利用してほしいと町田市としては考えているが、入園児がいる保育園に訪問するのはハードルが高いと感じる家庭もある。そうした状況の中でも、マイ保育園との緩やかなつながりを感じてもらうとともに、子育てに役立つ情報を子育て世帯に届けるツールとして、定期的な発行は意義があると考えている。

また、大部分のマイ保育園では、子育てひろばを開催しており、マイ保育園に足を運ぶきっかけとしている。遊び場として利用するなかで、子育ての中の悩みごとの相談につながることもある。

さらに、マイ保育園の登録がない家庭には、定期的に子育て相談センターの職員が訪問している（潜在家庭調査訪問）相談先のない孤立した家庭となっていないか、状況把握と必要に応じた支援につなぐことを目的に実施している。生後12か月、24か月、3・4・5歳児のタイミングで訪問している。ここでも、マイ保育園が多くを家庭を対象とした身近な相談先として機能している中で、より手厚い見守りが必要な家庭の対応を地域子育て相談センターが担っている体制となっている。

## ■関係機関との連携

### ○会議体の設置・定期的な巡回

町田市では、地域の子育て関連機関が集まる会議体として、「地域子育て支援連絡会」と「こんにちは赤ちゃん会議」を設置している。

地域子育て支援連絡会は、市内5地域ごとに、地域子育て相談センターが主催し、地域内のマイ保育園や子育てひろば、学童クラブ、幼稚園などの子育て関連施設が参加する。年3回開催されており、子育て支援に関する情報共有や研修などを実施している。また、前述の通り各地域の地域子育て相談センターが地域内のマイ保育園に月に1回訪問し、気付きやすい家庭や対応の難しい家庭の相談を行っている。

**図表 35 地域子育て支援連絡会の概要**

会議体名	地域子育て支援連絡会
目的	子育て支援に関する情報共有・研修
主催・主管	各地域子育て相談センター
参加者	地域内のマイ保育園、子育てひろば、学童クラブ、幼稚園などの子育て関連施設
頻度	年3回

こんにちは赤ちゃん会議は、子育て世代包括支援センターが主催で月1回開催している。地域子育て相談センター、保健予防課の保健師、ショートステイの紹介や虐待予防・支援に関する相談業務を行う子ども家庭支援センターが参加している。未就学児のうち、継続的な見守りが必要な親子を対象に、定期的な状況報告・進行管理を行っており、各機関の具体的な対応方針の検討も会議の中で行っている。会議の中で議題に上がる親子は、地域子育て相談センターからマイ保育園にも情報提供し、双方で重点的に状況把握や見守りを行っている。

**図表 36 こんにちは赤ちゃん会議の概要**

会議体名	こんにちは赤ちゃん会議
目的	未就学児のうち、継続的な見守りが必要な親子の定期的な情報共有
主催・主管	子育て世代包括支援センター
参加者	地域子育て相談センター、保健予防課の保健師、子ども家庭支援センター
頻度	月1回

さらに、子育て支援ネットワーク連絡会（要保護児童対策地域協議会）の実務者会議に

も地域子育て相談センターの職員が参加している。

要対協の実務者会議でケース進行管理の対象となるのは、児童福祉的観点から子どもの安全に懸念がある家庭が中心だが、こんにちは赤ちゃん会議では、保健師も交えて保護者・子ども双方の課題や不安感の強い家庭の状況把握・共有を行っている点で、対象にやや差があり、こんにちは赤ちゃん会議はより対象が広い。また、要対協に比べて参加者が少なく、親子に直接かかわりのある参加者で構成されるため、参加機関のより具体的な対応方針まで共有ができています。

### ○気がかりな家庭の相談を受けた際の対応

地域子育て相談センターにて、要対協の進行管理の対象となっている親子とのかかわりがあった場合は、子ども家庭支援センターに連絡し、状況を報告するようにしている。子ども家庭支援センターでは、面接や訪問の際の家庭の様子しかわからないため、日常の中での相談や施設の利用の様子がわかることで、家庭の見えなかった面が見えることがあるとあって歓迎されているとのことである。

また、地域子育て相談センターに相談に来る保護者の中には、“手を上げてしまった”など虐待のおそれのある内容で、支援を求めている場合もある。その場合は、保護者に了承を得た上で、子ども家庭支援センターに通告している。ただ、保護者が明示的に支援を求めているものの、地域子育て相談センターの職員が見て、保護者の精神面で気がかりなケースもある。その際は、保護者には伝えずに、保健予防課と情報を共有するようにしている。

一方、子どもの発達で気がかりがあるケースでは、保護者の了承を得て、子ども発達センターへの連絡を行っている。

連携後は、連携先の各機関が中心に対応しながらケース進行を行うが、こんにちは赤ちゃん会議の中で定期的に経過の共有をされている。地域子育て相談センターからも、連携後にもセンターの利用があった場合は、利用時の様子や、センターとしての対応方針を検討・共有している。

### ○記録の作成・保管

マイ保育園の登録状況は、紙の申込用紙を各保育園から回収後、子育て推進課の総合システムに登録している。総合システムは、情報によって一部閲覧権限が異なるが、基本的に地域子育て相談センターと子育て推進課の職員が閲覧できるようになっている。

地域子育て相談センターでは、日ごとの相談者の氏名とその内容を記録するとともに、利用者・相談者の統計を取っている。また、継続した見守りが必要な方は、個人別の経過記録を総合システム上で作成している。総合システムに登録された記録は、5か所の地域子育て相談センターで共有されているため、日によって別のセンターを利用された場合でも、これまでの経過記録を把握できるようになっている。

### ■区域・拠点数の考え方

現在、マイ保育園が73か所、地域子育て相談センターが5か所となっているが、マイ保育園は新設保育園に声掛けし数を増やす予定である。マイ保育園を実施する園が増えれば、利便性や相性のよい保育園をマイ保育園として選択しやすくなり、子育て世帯にはメリットがあると町田市の担当者は考えている。一方で、地域子育て相談センターの追加は現時点では考えていない。

## 4. 石川県加賀市

### ■石川県加賀市の基本情報

図表 37 石川県加賀市の基本情報(令和4年4月1日時点)

面積	305.87 km <sup>2</sup>	
総人口	63,830 人	
世帯数	28,742 世帯	
出生数	334 人 (R3,3月~R4,4月)	
未就園児数	390 人	
中学校区数	6	
実施事業・ 拠点数	利用者支援事業（基本型）	1 か所（旧保育所内）
	地域子育て支援拠点事業	3 か所
その他独自事業	マイ保育園事業（市内保育所・認定こども園 25 か所が実施） ※保育所 計 19 か所 認定こども園 私立 6 か所	
<b>参考取組施設の概況</b>		
施設名	親子のつどいの広場まんま	
運営主体	NPO 法人（旧保育所内）	
実施事業	・利用者支援事業（基本型）	
対象年齢	妊婦～未就園児	
<b>プレヒアリングを実施した保育園の概況</b>		
施設名	キッズランドいなみえん	
運営主体	直営	
実施事業	・マイ保育園事業 ・地域子育て支援拠点事業 ※児童家庭支援センター（ファミリーステーション）、児童養護施設等を併設	
対象年齢	未就園児	
<b>プレヒアリングを実施した保育園の概況</b>		
施設名	スワトン保育園	
運営主体	直営	
実施事業	・マイ保育園事業 ・地域子育て支援拠点事業	
対象年齢	未就園児	

出所) 加賀市公開統計情報、アンケート回答内容より NRI 作成

## ■身近な相談先での子育て相談の取組の概要

加賀市では、マイ保育園事業を実施しており、登録したマイ保育園が主な身近な相談先としての役割を担っている。子どもが生まれた家庭は、市内のいずれかの保育園をマイ保育園として登録してもらっている。マイ保育園では、一時保育サービスの実施や、育児見学・育児相談を実施している。

また、加賀市では、「子育て応援ステーション かがっこネット」が基幹センターの役割を担っており、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、障害児支援窓口を実施している。子育て応援ステーションは、マイ保育園から支援プランの共有やハイリスク者の紹介を受けている。

## ■情報発信・情報提供における工夫

加賀市では、母子保健手帳の交付時にマイ保育園制度の説明を実施すると同時に申請書を配布し、保護者が各保育園に提出することで登録が完了する。

母子保健手帳の交付時に手渡した場合でも、実際に利用ニーズが生じる出生後には忘れてしまっている場合があるため、いなみえんでは施設のお便りにマイ保育園事業について掲載している。また、スワトン保育園では、施設内の子育て支援センターの広報誌「すこやかだより」にマイ保育園事業を掲載し、乳児家庭全戸訪問や乳幼児健診の際に配布している。そのほか、一部のマイ保育園実施施設では、LINEでの相談対応を開始するなど、アクセシビリティの向上に取り組んでいる。

石川県が実施する「マイ保育園体制強化事業」では、SNSの活用を促進しているものの、個人情報のハードルや職員によるアカウント管理の困難により活用が難しいという意見が見られた。一方、利用者の中の「インフルエンサー」が独自に発信する等、利用者による発信が見られている。

利用者からは、普段閲覧しているSNSとして、Instagram、Tiktok、LINE等が挙げられ、子育て世帯にとって身近なソースでの情報発信が求められていた。また、「最初に電話をかける際にハードルがあった。」との意見があり、LINEやインターネットを通じた予約や登録のニーズが見られた。

## ■子育て世帯とつながる工夫

マイ保育園事業は、出産前の育児見学、3回無料の一時保育サービス、そのほか育児相談を実施している。マイ保育園登録者は対象者の約5割に達している。マイ保育園は、保育園入園前の「ならし保育」として利用するニーズが高いため、妊娠期の登録は少ない。実際、利用者ヒアリングにおいても、「一時保育サービス」をきっかけに登録をした方が多く見られた。

登録方法について、利用者は、市内のマイ保育園事業実施保育園25施設から、保護者

がマイ保育園を選んで登録することができる。登録方法は、前述の通り母子保健手帳交付時に渡す申込書に必要事項を記入し、各家庭で保育園に申込書を持参する形式をとっている。

### ■継続的につながる工夫

マイ保育園の利用者から「“孤育て”の状況でつらいと思ったときに駆け込もうと思ったのはマイ保育園だった。」という声もあったというように、マイ保育園に登録をして一時保育などを実施することにより信頼関係を得られることで継続的につながるできている。また、利用者ヒアリングでは、施設職員が「なんでも相談に乗ってくれる友達」のような存在であるという声もあり、身近な相談先となっていることが明らかとなった。また、石川県では、「マイ保育園体制強化事業」として、登録者に対する定期的なフォローの実施や、SNS等を活用した相談体制の整備等を実施することで加算を受けられる仕組みが設けられている。

さらに、「マイ保育園地域子育て支援拠点化推進事業」として、「子育て支援コーディネーター」を配置し、施設サービスの向上を目的とし地域資源の活用をコーディネートするほか、「子育て支援総合アドバイザー」は利用者の支援プランの作成や個別に配慮が必要な家庭に対してハイリスクアプローチを行っている。

### ■関係機関との連携

#### ○会議体の設置・定期的な巡回

加賀市では、地域の子育て支援機関が集まる会議体として、「ネットワーク連絡会」を設置している。ネットワーク連絡会は、子育て応援ステーションが主催し、地域内の地域子育て支援拠点事業、児童センターなどの子育て関連施設が参加する。年4～5回開催されており、継続的な見守りが必要な親子の定期的な情報共有・対応方針の検討を実施している。

図表 38 ネットワーク連絡会の概要

会議体名	ネットワーク連絡会
目的	継続的な見守りが必要な親子の定期的な情報共有・対応方針の検討
主催・主管	子育て応援ステーション
参加者	子育て応援ステーション（子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点等）、地域子育て支援拠点事業、児童センター
頻度	年4～5回

さらに、利用者支援事業（基本型）の職員は、要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議すべてに参加しており、地域子育て支援拠点事業の職員も個別ケース検討会議に参加している。

加えて、マイ保育園が乳幼児健診の支援を行っており、保健師との連携の場となっている。気になる家庭について保健師へ連携し、健診の際に重点的に観察するよう依頼することもある。また、保健師が、マイ保育園で実施する「親と子の遊びの教室」へ巡回する際も連携の場となっている。

#### ○気がかりな家庭の相談を受けた際の対応

子育て相談の主は離乳食の相談、入園の仕組み等施設内で完結するケースが多いが、親の精神的な問題等がある場合は、子育て応援ステーションへ連絡し、子育て応援ステーションから気がかりな家庭へ連絡をとる。一方、気がかりな家庭は既に乳幼児健診等でスクリーニングされていることが多く、自治体が既に把握していることも多い。

いなみえんでは、ひろばに併設された児童家庭支援センターに所属する心理士による育児講座を年2回実施しており、発達に関する相談を受ける。上記心理士への個別相談の要請も年2回程程度存在し、ひろばから心理士へ連携する。

#### ■区域・拠点数の考え方

マイ保育園の登録は、将来的に通うこととなる園で行う場合があり、保育園選択と密接な関係にある。利用者ヒアリングにおいて、市街地の保育園は定員を超えていることから山間部の保育園まで通う必要がある家庭も存在しており、マイ保育園の利用も同様であり、偏在が課題となっている。

## 5. 静岡県静岡市

### ■静岡県静岡市の基本情報

図表 39 静岡県静岡市の基本情報

面積	1,411.83 km <sup>2</sup>	
総人口	689,079 人（令和 3 年 12 月末現在）	
世帯数	321,323 世帯（令和 3 年 12 月末現在）	
出生数	4,233 人（令和 3 年度）	
未就園児数	不明	
中学校区数	43	
実施事業・ 拠点数	利用者支援事業（基本型）	12 か所（すべて地域子育て支援拠点内）
	地域子育て支援拠点事業	21 か所（子育て支援センター）
その他独自事業	実施していない	

出所) 静岡市公開統計情報、アンケート回答内容より NRI 作成

### ■身近な相談先での子育て相談の取組の概要

静岡市では、市内 21 か所の子育て支援センターにて地域子育て支援拠点事業を実施しており、そのうち 12 か所は利用者支援事業（基本型）も併せて実施しているため、利用者支援専門員（子ども未来サポーター）が配置されている。子育てや保育施設などの入所について、相談の受付や情報提供を行っており、子育て支援センターでの相談事業や地域への出張相談の活動をしている。

### ■情報発信・情報提供における工夫

母子手帳交付時に子育てハンドブックを配布しており、すべての子育て世帯に届くような仕組みとなっている一方、実際に子育て支援センターを利用するまでに期間が空くため、記憶が薄まってしまうと担当者は考えている。そのほか、市で子育て支援に特化した Web サイトを作成し、その中で子育て支援に関する情報を広く発信している。

より子育て世帯のニーズに合った情報を届けるため、SNS 等を活用したプッシュ型のツールの導入を検討している。子育て世帯に情報を届けるためには、LINE や SNS などのツールを用いた発信が重要と考えている。

また、乳児家庭全戸訪問の際に、訪問員からパンフレットを手渡してもらうよう準備を進めているほか、今後は伴走型支援として利用者支援事業の職員が希望する 1、2 歳児の家庭への訪問を実施できるよう体制を整えていく。

## ■子育て世帯とつながる工夫

利用者支援専門員が子育て支援センターの外に出向いたアウトリーチを積極的に行い、広く子育て世帯とつながる工夫を行っている。職員が拠点の中にとどまった受動的な対応だけでは、利用者支援は成立しないと担当者は考えている。

具体的には、乳幼児健診に出向いて直接、拠点の周知を行っているほか、ハローワークに出向いて求職活動をしている保護者を対象に、出張相談会を実施している。また、コロナ禍で子育て支援センターを利用しにくい親子が増えたことや、子育て支援センターの利用組数に上限があることから、地域の公園などを巡回して声掛けを実施した。

地域子育て支援拠点事業の主なターゲットは、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問などの義務的なイベント・事業には参加する一方、任意で利用できるサービスを利用しておらず、孤立のおそれのある家庭であると、担当者は考えている。健診未受診世帯などよりリスクの高い家庭は、保健センターなどで把握しており、重点的に個別対応しているが、そこから漏れる、孤立している可能性のある子育て世帯へのアプローチが求められるとのことだった。

## ■関係機関との連携

### ○会議体の設置・定期的な巡回

静岡市では、市の関係課や地域子育て支援拠点や利用者支援事業の職員が参加する会議を年に2回の頻度で開催している。

図表 40 会議の概要

会議体名	子育て支援センター連絡会
目的	定期的に関係者が顔を合わせる機会の確保及び各事業報告等
主催・主管	各地区の地域子育て支援拠点
参加者	市関係課職員、地域子育て支援拠点、利用者支援事業（基本型）
頻度	年2回程度

また、子育て支援センターと、所在する地域の保育園や主任児童委員等が参加する連携会議を年に2回開催している。会議には民生委員など行政職員以外も参加しており、個人情報を含めたケースの共有の法的整理がついていないことから、ある程度抽象化した事例について、対応方針の検討を行っている。共有内容に制限があるものの、定期的に顔を合わせる場があることで、参加者同士が”顔の見える関係”となり、個別ケースでの共有も進みやすくなっている。

**図表 41 連携会議の概要**

会議体名	〇〇地区子育て支援連絡会
目的	地域内の子育て支援関連施設の顔合わせ、情報共有
主催・主管	各地区の子育て支援センター
参加者	市関係課職員、各地域の子育て支援センター、利用者支援事業（基本型）、こども園・保育園、主任児童委員など
頻度	年2回程度

（※会議の概要については、地区ごとに多少の差異が存在する。）

### ○気がかりな家庭の相談を受けた際の対応

子どもの発達の遅れや保護者の精神的な悩みが深刻であるケースでは、子育て支援課がハブとなって、子育て世代包括支援センターや地域の保健福祉センターなどの行政機関に電話で親子の情報を共有し、連携している。

### ■区域・拠点数の考え方

現在、静岡市では、子育て支援センターの拠点数が中学校区数の半分程度にとどまっているが、人口減少から追加での設置は行わない方針である。特に山間部では拠点数が少なく、やや足を運びにくい状況である。

現在の子育て支援センター以外の機関で、地域子育て相談機関の担い手として想定されるのは、児童館や保育所、子育てサロンなどである。児童館は、現在は小学生以上が対象の中心となっており、未就園児の利用の時間が限られてしまうことが課題である。現在は場の提供が中心となっているが、相談機能の強化を図りたいと考えているとのことである。保育所については、既に業務負担が大きい中で、追加で園児の保護者以外の相談を受けることは難しいとのことである。一方、幼稚園は園児募集に力を入れていることもあり、園庭開放など園児以外の子育て世帯との接点づくりに積極的である。未就園児に対して、保健師・歯科衛生士等による相談会を実施している幼稚園もあるとのことである。子育てサロンは地区ごとに存在しており、地域子育て相談機関の担い手になりうるが、常設ではないため、他拠点と連携して運用する形が現実的であるとのこと見解であった。

## 6. 静岡県浜松市

### ■静岡県浜松市の基本情報

図表 42 静岡県浜松市の基本情報

面積	1558.06 km <sup>2</sup>	
総人口	795,711 人（令和 4 年 1 月現在）	
世帯数	347,566 世帯（令和 3 年 12 月末現在）	
出生数	5,122 人（令和 3 年度）	
未就園児数	10,872 人	
中学校区数	52	
実施事業・拠点数	利用者支援事業（基本型）	実施なし
	地域子育て支援拠点事業	子育て支援ひろば 25 か所 浜松こども館 1 か所 児童館 4 か所
その他独自事業	・親子ひろば事業 ・未就園児学級	
<b>参考取組施設の概況</b>		
施設名	ここみ広場	
運営主体	任意団体（専用施設にて実施）	
実施事業	・地域子育て支援拠点事業	
対象年齢	妊婦～2 歳児	

出所) 浜松市公開統計情報、アンケート回答内容より NRI 作成

### ■身近な相談先での子育て相談の取組の概要

浜松市では、市内 7 区に 25 か所の地域子育て支援拠点として子育て支援ひろばを 25 か所設置している。すべての子育て支援ひろばを 3 年間契約の委託にて実施しており、各事業者が特色のある取組を行っている。市で独自に 6 項目（妊婦支援、発達支援、外国人支援、多世代支援、長期休暇支援、出張ひろば）の「プラスサポート」を設けており、事業者の提案内容に基づいて委託費を加算している。

### ■情報発信・情報提供における工夫

市としては浜松市子育て情報サイト「ぴっぴ」や母子手帳健康交付時に子育て支援ひろばの周知を行っているが、各拠点でも周知・広報を行っている。

各拠点では HP や Instagram 等の SNS を活用した広報や、子育て情報サイト「ぴっぴ」への行事の掲載などに取り組んでいる例が見られるものの、特に高齢のスタッフはデジタルツールに馴染みがなく、使い方がわからないことからデジタルツールによる周知を

敬遠する拠点もある。現在でも地域の回覧板での案内もされており、それを見て来訪する利用者もいることから、紙媒体による周知も一定程度効果があると考ええる。

浜松市としては、情報発信を行うことを子育て支援ひろばの委託要件としており、実施の方法については各拠点に任せる方針とのことであった。

## ■子育て世帯とつながる工夫

すべての子育て支援ひろばが実施することとなっている出張ひろばは、常設することが困難な地域において、施設ごとに曜日・時間を決めて実施する。

また、浜松市では妊娠期から地域子育て支援拠点の利用を進めている。出生後は心身や環境の変化が大きいことや、健診や予防接種など多くの情報が必要となることから、出生後すぐから支援を受けられる場や気軽に相談できる場が必要である。出生後に育児相談に来るハードルを下げるため、相対的には余裕のある妊娠期から子育て支援ひろばを利用することで、継続して利用してもらおうとしている。実際、妊娠期から拠点を利用している利用者は、出生後もそのまま同じ拠点を利用し続けるケースが多い。

一方、個別訪問や電話といったアプローチは、行政の保健師（地区担当）等へ繋いで対応している。

## ■関係機関との連携

### ○会議体の設置・定期的な巡回

浜松市では、各区に1か所の子育て支援ひろばが地域支援加算事業を実施しており、「子育てネットワーク会議」を主催するなど、地区のネットワークづくりの旗振り役を担っている。参加者は地域支援加算事業を実施する拠点にゆだねているが、ある区では、令和4（2022）年6月に実施された会議で、地区内の管理職を中心とした保育士、助産師、小児科医、保健師、民生委員、行政職員、児童発達支援センター職員など子育て支援に関わる人が計61名参加した地区もある。子育てネットワーク会議は、地域の子育て支援に関わる人同士の関係性構築を目的としている。実際会議の際に顔を合わせたことで、個別ケースでの連携がしやすくなることがある。

図表 43 子育てネットワーク会議の概要

会議体名	子育てネットワーク会議
目的	地区におけるネットワークづくり
主催・主管	地域支援加算事業を実施する子育て支援ひろば
参加者	子育て支援課、児童発達支援センター、保育士、保健師、その他子育て支援に関わる人
頻度	年1回以上

### ○気がかりな家庭の相談を受けた際の対応

受けた相談のうち、利用者の不安が強いケースは、区役所の保健師につなぐことが多い。浜松市では、市の業務の多くを区役所に移管しており、つなぎ後の継続的な支援は区役所が中心で担うこととなっている。また、子どもの発達に不安を抱える保護者には、発達相談支援センターなどの外部機関に連携するケースもあるが、子育て支援ひろばの中の発達支援のプログラム（発達支援加算）を紹介するなど、外部機関につながずに子育て支援ひろばの中で対応できる体制が一定整っている。

### ■区域・拠点数の考え方

浜松市では、前述のとおり7つの区に分かれて、計25か所の子育て支援ひろばを設置しており、児童人口に応じて区ごとの配置数を決定している。また、子育て支援ひろばの他に浜松こども館や児童館も地域子育て支援拠点として設置している。拠点数については、現在の数で不足していないが、今後の行政区再編や児童人口の推移により検討していく予定である。

## 7. 京都府舞鶴市

### ■京都府舞鶴市の基本情報

図表 44 京都府舞鶴市の基本情報(令和3年12月末時点)

面積	342.13 km <sup>2</sup>	
総人口	77,726 人	
世帯数	34,549 世帯	
出生数	505 人	
未就園児数	743 人	
中学校区数	7	
実施事業・ 拠点数	利用者支援事業（基本型）	1 か所（オンライン相談は委託）
	地域子育て支援拠点事業	5 か所（うち1か所は利用者支援事業実施）
その他独自事業	保育園・幼稚園等における園庭開放	
<b>参考取組施設の概況</b>		
施設名	子育てひろば「ひまわり」	
運営主体	NPO 法人 ひとまわり	
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者支援事業</li> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> <li>・産後ケア事業</li> <li>・子育て支援者研修</li> </ul>	
対象年齢	妊婦～小学生以上	

出所) 舞鶴市公開統計情報、アンケート回答内容より NRI 作成

### ■身近な相談先での子育て相談の取組の概要

舞鶴市では、子育て支援基幹センター、子どもなんでも相談窓口、保健センターの3部署が連携する体制を構築している。子育て支援基幹センターは、子育て世代包括支援センターとして就学前の相談を受け付けており、利用者支援事業（基本型・母子保健型）を実施している。子どもなんでも相談窓口は、妊娠期から18歳までの期間切れ目のない支援を行っており、子ども総合相談センター内に設置されている。

利用者支援事業（基本型）は直営で実施していたが、オンライン相談を実施するにあたり、地域子育て支援拠点事業を実施している NPO 法人へ委託を開始した。また、地域子育て支援拠点事業は直営2か所、委託3か所で実施されているように、民間施設を活用している。自治体と委託先とのスムーズな連携に至った経緯として、NPO 法人が運営する施設からの相談件数が多い等、実績を積み重ねたことにより、自治体と信頼関係を築くことができています。

このように、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業は委託を含んでいるものの、子

育て支援基幹センターを中心として自治体内の他センターと連携しているほか、地域子育て支援拠点同士が連携するための会議を設けていることから密な連携を実現している。

### ■情報発信・情報提供における工夫

舞鶴市は、母子手帳アプリ「母子モ」上での施設・イベントの案内を行っている。母子手帳交付時や健診の際に母子手帳アプリの紹介を行っており、令和4年7月に開始して以降、1,700人ほどの登録がある。母子手帳アプリ上で健診の予約を行う仕組みとしていることで登録者数が伸びている。母子手帳アプリでは、子どもの年齢・月齢に合ったイベントの案内がプッシュ通知で届くため、よりカスタマイズされた情報発信が行うことができている。

また、紙でのスケジュール表でも施設や施設でのイベントについて案内している。

### ■子育て世帯とつながる工夫

舞鶴市では、外出が難しい家庭でも相談できるよう、オンラインや電話での子育て相談を実施している。新型コロナウイルス感染症の流行で、特に外に出づらくなってしまった方も多いため、相談の間口を広げるために令和4年11月よりオンライン相談を開始した。冒頭でも述べた通り、オンライン相談を行うにあたり、担い手を確保すべくNPO法人へ利用者支援事業の委託を開始した。

オンライン相談は、母子手帳アプリ、電話、メールの3通りから方法を選択することができ、事業開始から令和5年2月の約4か月間に、電話5件、メール14件の相談があった。相談時間は、公共機関による実施が難しい平日の17:00-22:00や休日の10:00-22:00に実施している。メールは24時間受け付けており、22:00以降等の夜間利用が多くなっている。

相談内容は、地域子育て支援拠点のひろばにおいて友人同士の会話の中で解決するような比較的軽度な相談が多い。健診の場での医療者の言葉や、ネットの情報に不安を感じている印象を受けている。具体的には、食事にまつわるしつけや発達の相談が多く、ミルクの分量や手づかみ食べの方法等の相談を受けている。

オンライン相談をきっかけに地域子育て支援拠点に足を運ぶ例もあるように、オンライン相談は子育て世帯とつながるためのツールとなりうる。

### ■継続的につながる工夫

舞鶴市では、アウトリーチ共生事業を実施しており、地域の保育園や公民館、老人・児童福祉施設等でのおでかけひろばを実施するとともに、転入者を対象に家庭訪問を行い孤立予防対策に取り組んでいる。また、次世代へのアプローチとして、中学校や高校でのおでかけひろばを実施して、学生と親子のふれあい交流を行い、子育ての学びの場としている。

さらに、NPO 法人が運営する施設は、認知症カフェのある施設を利用することで気軽に相談できる工夫を行っている。

## ■関係機関との連携

### ○会議体の設置・定期的な巡回

舞鶴市では、直営・委託双方で地域子育て支援拠点を運営しているが、各地域子育て支援拠点が集合する「拠点会議」を設置することで連携を行っている。「拠点会議」は、子育て支援基幹センター所長、地域子育て支援拠点の各代表者 2～3 名が参加している。複数拠点を利用する世帯も存在するため、各拠点での相談内容を共有することで次回利用があった際の参考としている。

図表 45 拠点会議の概要

会議体名	拠点会議
目的	各地域子育て支援拠点での取組や相談内容の共有
主催・主管	子育て支援基幹センター
参加者	子育て支援基幹センター所長、地域子育て支援拠点の各代表者 2～3 名
頻度	月 1 回

また、会議体の場以外にも、NPO 法人が主催する多職種による子育て支援研修（ひろば会）の開催により、各地域子育て支援拠点の代表者だけでなく担当者同士において顔の見える繋がりを構築している。

### ○記録の作成・保管

舞鶴市から報告フォーマットを提供し、施設において利用者履歴の記録を行い、子育て支援基幹センターへ報告している。利用者履歴の記録の形式は時系列であるが、相談の記録が必要なケースに黒丸、不要なケースに白丸をつけることで、一目で重篤なケースがわかるように工夫されている。

### ○気がかりな家庭の相談を受けた際の対応

記録の作成・保管において述べた通り、子育て支援基幹センターは各施設の記録を閲覧しており、相談記録が必要な「黒丸」のケースの中でも特に重篤なケースは保健センターへ記録を回覧することで連携している。重篤なケースは、保護者の精神的負担や育てにくさがあるような親子関係である場合を抽出している。

地域子育て支援拠点から子育て支援基幹センターへの連携において、利用者からの同意を取得していないことから個人が特定されないよう共有している。子育て支援基幹センタ

一が利用者を特定できた場合には、保健センターへの連携の際に個人名を伝えることもある。

地域子育て支援拠点利用者の中から虐待ケースが発見されることがあり、要保護児童対策地域協議会と連携を行っている。要保護児童対策地域協議会から地域子育て支援拠点へ情報を連携することはないものの、地域子育て支援拠点から要保護児童対策地域協議会へ情報連携を行う。

このように、子育て支援基幹センターが核となり、地域子育て支援拠点から収集した情報を保健センターや要保護児童対策地域協議会へ連携している。保健センターや要保護児童対策地域協議会は、健診以外での親子の様子や休日しか外出できない世帯の情報を知ることができるため、地域子育て支援拠点は有意義な情報源と捉えている。

### ■区域・拠点数の考え方

山間部を除いて、都市部においては中学校区に1つの地域子育て支援拠点が存在している。大規模な直営の地域子育て支援拠点が設置されたことにより、あそびのためのひろばは大規模施設で十分となったため、小規模な施設ではじっくりと相談に乗るというように役割分担を行っている。

また、商店街の施設には駐車場がなかったため移転を行ったとのことで、自動車の利用が多いことから駐車場のある施設のニーズが高いことがわかる。

加えて、拠点の確保の観点では、地域子育て支援拠点を運営するための人材確保に課題を抱えている。現在の事業費では正規雇用が難しいことから、相談等の経験を積んだ方の人材流出が起こってしまっている。

## 8. 山口県周南市

### ■山口県周南市の基本情報

図表 46 山口県周南市の基本情報(令和3年12月末時点)

面積	656.29 km <sup>2</sup>	
総人口	137,739 人 (令和5年2月末現在)	
世帯数	67,945 世帯 (令和5年2月末現在)	
出生数	878 人 (令和3年度)	
未就園児数	1,927 人 (令和4年10月1日現在)	
中学校区数	16 (うち2校は休校)	
実施事業・ 拠点数	利用者支援事業 (基本型)	2 か所
	地域子育て支援拠点事業	12 か所
その他独自事業	—	
<b>参考取組施設の概況</b>		
	施設名	子育て支援センター
	運営主体	直営 (保健福祉センター内)
	実施事業	・地域子育て支援拠点事業
	対象年齢	妊婦～小学生以上

出所) 周南市公開統計情報、アンケート回答内容より NRI 作成

### ■身近な相談先での子育て相談の取組の概要

周南市では、母子保健と児童福祉の一体的相談機関として、こども・子育て相談センターを運営している。令和元(2019)年7月に子ども家庭総合支援拠点を設置し、従来からあった子育て世代包括支援センターとの一体的運用を開始した。令和2(2020)年にあんしん子育て室がその機能を担っている。

利用者支援事業(基本型)はこども支援課とあんしん子育て室が実施しているが、こども支援課では市役所窓口などで支援相談員が相談を受け、保育サービスを中心とした子育て支援に関する情報提供を行っている。あんしん子育て室では、市内の子育て支援センターを巡回し、各センターで利用者から受けた相談に対する対応の助言や、必要に応じて保健師や心理士に連携している。

前述の子育て支援センターは市内に12か所あり、地域子育て支援拠点事業を実施している。私立が5か所、公立が7か所となっている。そのほか、出張型の子育てひろばが5か所あり、公立の子育て支援センターの職員が巡回して運営している。

## ■情報発信・情報提供における工夫

こども・子育て相談センターや子育て支援センターについて、市のホームページでの発信のほか、公式の Facebook や Instagram での発信を行っている。また、母子手帳アプリを導入しており、アプリ内で子育て支援センターに関する発信を行っている。山口県からの情報発信や LINE による AI コンシェルジュと連動させるなど、子育て世代に使いやすいよう工夫を行っており、多くの保護者がアプリを利用している。実際アプリから子育て支援センターの行事の参加予約をする利用者も多い。一方で、紙媒体での発信も未だ有効な手段と考えており、多様な手段での発信を重視している。

また、母子手帳交付時や乳児家庭全戸訪問時など、すべての子育て世帯と接する機会での周知を行っている。母子手帳交付時の母子バッグの中にチラシを入れて案内したり、乳児家庭全戸訪問の際にイベントの案内を合わせてお渡ししたりしている。前述のアプリについても、アプリのインストール方法や、活用方法を個別の面談や家庭訪問で案内している。全件専門職によって実施している妊娠届出の母子手帳交付時や、専門職による乳児家庭全戸訪問時に、タブレットを用いて個別具体的に案内している。また、周南市では地域での孤立を防ぐため、母子保健推進員が産後の家庭を戸別訪問して絵本を届ける「ブックスタート事業」を実施しているが、その際にも子育てサークルの紹介や子育て支援センターでの各種講座・取組の案内を行っている。

## ■子育て世帯とつながる工夫

母子保健事業として、あんしん子育て室内の助産師で毎週定期開催する「産前産後サポート事業」のデイサービス事業である「産後ママのおっぱいサロン」で集まった産後ママに、子育て支援センターの各種事業を案内すると同時に、子育て支援センターの最初の利用のきっかけ作りとして、産後ママのデビューの日を定期開催し、利用促進につなげている。また、周南市では、出産前から子育て支援センターを利用することで利用のハードルを下げることを企図して、プレママ・プレパパ向けプログラムを実施している。実際、産前からのプログラム参加者は、その後の子育て支援センターの利用率が高い傾向にある。子育て世帯とつながるためには、利用者が訪れたい子育て支援センターづくりが重要であるとの考えであった。

## ■関係機関との連携

### ○会議体の設置・定期的な巡回

公立の子育て支援センターで主任的役割を担う職員と、こども・子育て相談センターの主任指導員が参加する会議を2か月に1回開催している。議題は、行事運営や事業の実績報告、困りごとの情報共有といった子育て支援センターの運営に関する内容で、個別ケースに関する情報共有や調整は、随時打合せを開催して調整している。

また、あんしん子育て室内での連携会議で、母子保健事業担当者から、子育て支援セン

ターを活用した、要配慮家庭向けの支援施策の提案や検討を行った場合も、子育て支援センター主任指導員会議に諮り、効果的な支援策につなげるようにしている。たとえば、母子保健事業を実施するなかで、発達について育てづらさを抱える家庭では、こどもを抱えて一人では出かけづらい、子育て支援センターも利用しづらいとの声があることから、発達が気になる保護者のための日として「のびのびタイム」を支援センターで定期開催することとした。また、特に育児負担の大きい多胎児家庭についても、出かけることが難しく、子育て支援センターの利用に繋がらないため、家に閉じこもりがちになってしまう傾向が強いことから、多胎児家庭のための日「わいわいランド」を定期開催することとした。こうした具体的な支援策の検討において、子育て支援センター主任指導員会議が重要な役割を果たしている。

**図表 47 子育て支援センター主任指導員会議の概要**

会議体名	子育て支援センター主任指導員会議
目的	公立子育て支援センターの活動方針検討、課題共有
主催・主管	こども・子育て相談センター
参加者	こども・子育て相談センター所長補佐、子育て支援センター担当者、公立子育て支援センターの主任指導員、必要時母子保健担当室長補佐または係長
頻度	2か月に1回

**図表 48 子育て支援センター定例会議の概要**

会議体名	子育て支援センター定例会議
目的	子育て支援センター主任指導員会議での検討事項の共有・実践、現状・課題共有、改善策の検討
主催・主管	こども・子育て相談センター
参加者	こども・子育て相談センター所長補佐、子育て支援センター担当者、公立子育て支援センターの主任指導員、必要時母子保健担当室長補佐または係長
頻度	2か月に1回

また、こども・子育て相談センターの地区担当保健師が妊娠期から18歳までの子どもとその家庭の包括的支援を行っている。要保護児童対策協議会による要支援家庭の支援も併せて同一保健師が担当しており、母子保健とこども・子育て相談センターの連携のハブとなっている。母子保健が保護者のケアを含めた支援的なかかわりを中心とした対応を行う一方、児童福祉の相談では、子どもの安全を第一に考え、特に介入的な対応を行う。こうした役割分担を、母子保健担当の保健師が調整役となり、役割を整理している。

こども・子育て相談センターを運営するあんしん子育て室の利用者支援専門員が、子育て支援センターを月に1回程度巡回し、相談内容を確認するとともにより専門的な対応が必要なケースについては、こども・子育て相談センターの母子保健担当の保健師や、心理士につなぐようにしている。利用者支援専門員が子育て支援センターとこども・子育て相談センターのつなぎ役となり、こども・子育て相談センターの適切な担当者に連携する役割を担っている。巡回訪問の際に連携の必要のある相談内容として多いのは、子どもの発達に関する内容や子育てへの疲弊など保護者の心理的な不安である。

### ○気がかりな家庭の相談を受けた際の対応

子育てに疲弊し心理的に気がかりな保護者からの相談を受けた場合や、虐待に近いケースがあった場合は、子育て支援センターよりこども・子育て相談センターに緊急での電話連絡がある。こうした場合は、こども・子育て相談センターから地区担当保健師につないで、聞き取りをおこなったり面接を行ったりしている。市内12地区に各1名の保健師が配置されており、地区担当保健師が連携において重要な役割を担っている。もともと、こうした対応が求められる重篤なケースの頻度は低く、年3回程度である。子育て支援センターを利用できている家庭は深刻な課題を抱えていることはあまりないとのことであった。

周南市では、前述の通り、令和2(2020)年7月より母子保健と児童福祉の一体的相談機関の運用を行っており、児童福祉領域のケースについて母子保健担当の保健師まで連携できることが、円滑な連携に奏功している。他の関係機関を含めた連携の際も、相談内容にかかわらず一元的にこども・子育て相談センターが窓口となるため、情報共有のハードルを下げる利点があるとのことであった。

### ○記録の作成・保管

子育て支援センターにおいて相談を受けた職員が、手書きで相談記録票を作成している。記録項目は、保護者・子どもの名前、相談内容、助言内容である。記録した内容をセンター内で回覧するとともに、必要に応じてこども・子育て相談センターに電話にて共有する。利用者支援員や保健師等が巡回した際に作成した記録票を回収し、こども・子育て相談センターにて集約している。利用者支援員から各地区担当保健師に情報伝達され、必要に応じて記録の入力処理をしている。各支援センターにおいても基幹系システムとして統合システムを導入したいと考えているものの、個人情報管理が課題となっており、現時点では導入に至っていない。

### ■区域・拠点数の考え方

面積の広い周南市では、地区によって人口に偏りがあるため、人口の少ない地区には子育て支援センターは設置せず、子育てひろばを設置し、公立の子育て支援センターの職員

が出張型のひろばを実施している。子育て支援センターと子育てひろばを合わせると、おおよそ中学校区に1か所の設置となっている。現状の設置数に不足は感じていない一方、施設の老朽化や出生数の減少などを背景に、子育て支援センターの統廃合や事業集中の必要性について検討している。実際、利用者のアンケートの結果、複数の施設を利用する”はしご利用”をしている親子の実態が明らかとなった。多くの世帯が自家用車を保有しており、日常的に自家用車で移動しているため、物理的な距離があまり問題とならないことが一つの理由と考えられる。こうした実情を踏まえると、中学校区に限定せず、人口の多い地区に施設を集中させることもありうる。担当者は考えている。

地域子育て相談機関の区域設定にあたっては、原則中学校区とすることに違和感はないものの、地域の実情に合わせて柔軟に設定できる仕組みになるとよいとのことであった。

また、周南市では、身近な相談場所や交流の場を、子育て支援センターから認定こども園の子育て支援機能にシフトしていく動きもある。一方、子育て支援の領域では、介入と支援の役割分担が重要であり、日常的に親子に関わる認定こども園の職員は、保護者の見方となっていることが望ましい。子どもの発達などの相談であれば問題とならないが、虐待のおそれのあるケースなどは、別機関が対応する必要がある。市内の子育て支援体制全体の中で検討していくべき課題と担当者は認識している。

## 9. 佐賀県吉野ヶ里町

### ■佐賀県吉野ヶ里町の基本情報

図表 49 佐賀県吉野ヶ里町の基本情報(令和3年12月末時点)

面積	43.99 km <sup>2</sup>	
総人口	16,234 人 (令和4年1月時点)	
世帯数	6,637 世帯 (令和4年1月時点)	
出生数	156 人 (令和3年度)	
未就園児数	不明	
中学校区数	2	
実施事業・ 拠点数	利用者支援事業 (基本型)	1 か所
	地域子育て支援拠点事業	1 か所
その他独自事業	—	
<b>参考取組施設の概況</b>		
	施設名	ノイエ
	運営主体	NPO 法人 (公共施設内)
	実施事業	・利用者支援事業 (基本型)
	対象年齢	妊婦～小学生以上

出所) 吉野ヶ里町公開統計情報、アンケート回答内容より NRI 作成

### ■身近な相談先での子育て相談の取組の概要

吉野ヶ里町では、東脊振健康福祉センターきらら館内にて、NPO 法人佐賀県放課後児童クラブ連絡会に委託して利用者支援事業 (基本型) を「ノイエ」として実施している。きらら館は乳幼児健診や子育て支援のほか、トレーニングセンターや高齢者の集いの場ともなっており、多世代交流の拠点であり、町民の身近な場所として親しまれている。施設内に、利用者支援事業 (基本型) の担当課であるこども・保健課もあるため、日常的に情報交換や関係性構築ができています。

ノイエでは、子育て支援にとどまらない継続的な支援を目標としており、子育てを終えた女性が女性支援の相談窓口を利用するといったようなつながりがある。気軽に立ち寄って相談できる場づくりを心掛けており、相談に来た人同士のピアカウンセリングなども行っている。

## ■情報発信・情報提供における工夫

吉野ヶ里町の広報紙やノイエの広報紙である neue 通信にて情報発信を行っている。また、乳幼児健診や出生祝金の手交時、乳児家庭全戸訪問時などにチラシやリーフレットを保護者に渡している。出生祝金は、吉野ヶ里町の独自事業として実施しているもので、情報発信の場にもなっている。

そのほか、ノイエでは Instagram や LINE、Facebook などの SNS での発信も行っているが、運営の余裕がなく、更新が滞ることも多いとのことである。コロナ禍には LINE のアンケート機能を用いて、利用者に対してアンケートを実施した。事業者が独自に SNS を運用することで、活用のハードルが下がっている側面があるとのことである。

吉野ヶ里町は、町内に自衛隊基地があることから、人の出入りが比較的頻繁に発生し、町内に地縁のない子育て家庭も一定数存在する。特に新たに転入してきた子育て家庭は孤立のおそれがあると担当者は懸念を持っている。

図表 50 パンフレット

ノイエによようこそ

吉野ヶ里町子ども子育て支援・利用者支援事業NEUE

いつでも自由に行ける  
みんなの「よりどころ」になりますように

●利用時間 月曜～金曜 10:00～16:00  
土曜ノイエ (月1回) 10:00～15:00

吉野ヶ里町や佐賀県内の子育てに関する情報(保育園など)や相談、または事情に合わせた施設の紹介などを行っています。お気軽にお立ち寄りください。

授乳室  
いつでもご利用ください。あなたのお湯も用意していますよ!!

公式Instagramもチェック!

おゆずりボードを使ってほしい・ゆずりたいをマッチング!!季節に合わせて洋服のおゆずりもたくさんあります!(制服もOK)

自由に着込んでね。見つかったら速帰するよ!!

LINE登録ぜひ!

<https://www.saga-tadaima.net/>

吉野ヶ里町子ども子育て支援・利用者支援事業NEUE(ノイエ) 080-9067-0220  
吉野ヶ里町こども保健課 0952-51-1618  
ノイエは吉野ヶ里町よりNPO法人佐賀県放課後児童クラブ連絡会が事業を受託して実施しています

## ■子育て世帯とつながる工夫・継続的につながる工夫

ノイエのある東脊振健康福祉センターきらら館は、乳幼児健診の会場にもなっているなど、身近に訪れる場所であり、利用の心理的ハードルが低く、多くの子育て世帯が利用している。また、施設の中の通路に面したオープンスペースに位置しており、きらら館の利用者が様子を覗くことのできる構造となっている点も、利用ハードルを下げることの一役買っている。実際、利用者の中には、地域の子育て世帯内の口コミで知ったという利用者も多い。

また、トレーニングセンターなど多世代が利用する設備が施設内にあるため、継続的に施設を利用する子育て世帯も多い。子育て期だけでなく、学齢期以降も利用するため、自然と継続的なつながりができている。

図表 51 通路に面したノイエ



## ■関係機関との連携

### ○会議体の設置・定期的な巡回

ノイエの職員とこども・保健課の職員が参加して、月1回の定例会議を開催している。日報をコピーして共有するほか、事業の状況を共有している。

図表 52 定例会議の概要

会議体名	定例会議
目的	日報の共有、相談事業の情報共有
主催・主管	こども・保健課
参加者	こども・保健課、ノイエ
頻度	月1回

## ○気がかりな家庭の相談を受けた際の対応

気がかりな親子がいた場合、職員からこども・保健課に相談し、さらに専門的な支援が必要な場合は、担当課に連携してもらうようになっている。連携する相談内容は様々であり、子どもの発達のほか、経済的な困窮や家族介護の問題が背景にあることも少なくない。こども・保健課にて確認できる健診の受診状況や経過を確認したうえで、関係課に必要な情報を伝えて、対応を依頼している。特に気がかりな利用者は、書面にて対応依頼の旨をこども・保健課に伝えることもしており、継続的な支援につながったケースもある。行政機関の窓口で相談することは、子育て世帯にとってハードルが高く、身近な相談先だからこそ相談できる内容もある。深刻な状況に至る前に SOS をキャッチできていることでもあると、こども・保健課の担当者は感じている。

逆に、こども・保健課から利用者に関する情報提供を行う場合もある。健診の際に気がかりな親子にノイエを紹介するとともに、ノイエの職員に親子の情報を伝え、継続的な支援につながる事が頻繁にある。

吉野ヶ里町では、こども・保健課からノイエに個人情報を含む情報を提供するにあたって、利用者支援事業（基本型）の委託契約書内の個人情報の取扱いに関する規定が拠り所となる。最低限の根拠を定めている。個人情報の取扱い、特に市区町村から事業者に対する個人情報の提供について、国から一定の方針が示されることで、各市区町村が対応に迷わず、スムーズな情報共有が図られると担当者は考えている。

## ○記録の作成・保管

相談内容を記録に残しており、月に1回の定例の場でこども・保健課に共有している。

## 10. 熊本県玉名市

### ■熊本県玉名市の基本情報

図表 53 熊本県玉名市の基本情報(令和3年12月末時点)

面積	152.60 km <sup>2</sup>	
総人口	64,753 人	
世帯数	28,153 世帯	
出生数	417 人	
未就園児数	不明	
中学校区数	6	
実施事業・拠点数	利用者支援事業（基本型）	2 か所（福祉センター、保育園隣接）
	地域子育て支援拠点事業	6 か所（うち、2 か所が利用者支援事業を実施、すべて委託）
その他独自事業	—	
<b>参考取組施設の概況</b>		
施設名	子育て支援センター「たまっ子らんど」	
運営主体	社会福祉協議会（福祉センター内）	
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者支援事業（基本型）</li> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> <li>・子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業</li> </ul>	
対象年齢	妊婦～未就学児	

出所) 玉名市公開統計情報、アンケート回答内容より NRI 作成

### ■身近な相談先での子育て相談の取組の概要

玉名市では、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業は、すべて委託して実施しており、福祉センター、保育園、認定こども園、児童館など多様な施設で実施されている。委託であるものの、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業を実施する子育て支援センター職員が多くの会議に参加することで、自治体保健師や各施設職員同士の連携を実現している。

また、子育て支援センターでは、気がかりな家庭に対して近況を伺うために電話連絡をするなど、アウトリーチによる継続的につながる工夫がみられる。さらに、妊婦の段階から「プレママ・プレパパ」事業を実施することで、父親を含めて子育て世帯とつながる工夫がなされている。

## ■情報発信・情報提供における工夫

情報発信としては、各子育て支援センターや保健センターに子育て支援センターのチラシを置くほか、乳児家庭全戸訪問において母子保健推進員が訪問する際にチラシを配布している。また、母子保健手帳の交付時に「プレママ・プレパパ学級」に関する案内を手渡しし、出生届の受理の際に生後すぐに参加できるイベントである「ひなた学級」の日時を案内するというように、利用者のニーズのタイミングに合わせたイベント周知を行っている。

また、利用者支援事業（基本型）のひとつとして、子育てに関するウェブサイトである「たまログ」を開設している。本ウェブサイト内には、子育て支援センター、児童館、子育てサークルの情報提供を行うほか、相談窓口の一覧、公共施設や子育て支援センター、保育所等の施設MAPを掲載している。この情報は、「玉名市子育てハンドブック」としても編纂され、出生・転入時などに配布されている。

課題としては、子育て世代が利用しやすいSNS等での発信が必要だと考えているものの、個人情報のリスクやハード面ソフト面で準備が困難であることから実施に至っていないという意見があがった。

## ■子育て世帯とつながる工夫

子育て世帯とつながるために、利用を促すイベントを開催している。実際に、子育て支援センターで実施するプレママ・プレパパ学級をきっかけに、父親の子育て支援センター利用が増加している。さらに、年3回心理士による座談会の機会を設けており、子どもの発達に不安を抱える家庭のニーズに応えている。具体的には、子どもの夜泣きに関する心配を抱えた母親の参加などの例が見られた。

また、子育て支援センターは福祉センター内にあり、高齢者のつどいの場でもある。多世代交流を実現し、施設を訪れる敷居を低くしている。さらに、同施設内のファミリー・サポート・センターの利用をきっかけに、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業の利用に繋がることもある。

上記のようにつながる工夫をしているものの、保育園や小学校にあがるまで一度も利用していない家庭があることに課題意識を持たれている。子育て世帯から、「子育て支援センターを知らなかった」という声もあがっているように周知が不足していることに加え、共働き世帯の増加などで平日の昼間には利用できない家庭も存在することから開所時間についても見直しが必要な点と感じられている。

## ■継続的につながる工夫

子育て支援センターを利用する気がかりな家庭に対しては、近況を伺うために電話連絡でアウトリーチを行うことで、継続的につながる工夫をしている。また、気がかりな家庭を保健師へ連携した際には、保健師と継続的に連絡をとることで子育て支援センターに来

所した際に相談に乗るほか、保健師から関わり方の工夫を聞き取り支援の参考としている。

さらに、子育て支援センター利用者のうち保護者側に支援が必要な場合には、子育て支援センター職員が女性相談室へ同行し、相談中に子どもを預かる支援を行っている。

## ■関係機関との連携

### ○会議体の設置・定期的な巡回

玉名市では、地域の子育て関連機関が集まる会議体として、「利用者支援会議」、「支援センター会議」、「子育て会議」を設置している。

利用者支援会議は、利用者支援事業（基本型）、保健予防課（利用者支援事業（母子保健型）兼子育て世代包括支援センター）、子育て支援課が参加する。月1回開催されており、継続的な見守りが必要な親子の定期的な情報共有・対応方針の検討を行っている。

**図表 54 利用者支援会議の概要**

会議体名	利用者支援会議
目的	継続的な見守りが必要な親子の定期的な情報共有・対応方針の検討
主催・主管	自治体 子育て支援課
参加者	利用者支援事業（基本型）実施施設、保健予防課（利用者支援事業（母子保健型）兼子育て世代包括支援センター）、子育て支援課
頻度	月1回

支援センター会議は、市内すべての地域子育て支援拠点6か所が集う場となっており、複数施設を利用する方の他施設での様子や親子関係の状況等を情報共有している。

**図表 55 支援センター会議の概要**

会議体名	支援センター会議
目的	親子の他施設での様子や親子関係に関する定期的な情報共有
主催・主管	利用者支援事業
参加者	地域子育て支援拠点6か所
頻度	月1回

子育て会議は、利用者支援事業（基本型）を実施する施設が主体となり、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター、保健予防課（利用者支援事業（母子保健型）兼子育て世代包括支援センター）、定住自立圏構想を締結している他自治体の地域子

育て支援拠点事業など幅広い参加者を招き、情報交換を行っている。

**図表 56 子育て会議の概要**

会議体名	地域子育て支援連絡会（こそだてのわ会議）
目的	子育て支援に関する情報交換
主催・主管	利用者支援事業（基本型）を実施する2施設
参加者	利用者支援事業（基本型）、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター、保健予防課（利用者支援事業（母子保健型）兼子育て世代包括支援センター）、定住自立圏構想を締結している自治体の地域子育て支援拠点事業、療育センター、子育てサークル等
頻度	年に6回

さらに、上記のような会議体以外でも個別ケースについて随時共有を行っている。具体的には、子育て世代包括支援センターを運営する保健予防課、子ども家庭総合支援拠点（女性子ども相談室）、発達や療育を担当する総合福祉課、教育委員会に対して、継続的な見守りが必要な親子の個別ケースを、随時連携している。

#### ○気がかりな家庭の相談を受けた際の対応

子育て支援センターの利用者の中で、子どもの発達に困りごとがあり、育てにくさを感じている母親に気づき、女性相談室へ連携したという例が存在する。その母親は、明るい様子と暗い様子の差が顕著であること、睡眠がとれていない様子であることから連携を行ったとのことである。結果的に児童相談所に連携し、施設入所の措置が取られ、適切な支援につながったケースであった。

#### ○記録の作成・保管

記録の作成や保管は、自治体と、委託にて実施している各子育て支援センターがそれぞれ個別に実施している。

参考取組施設であるたまっ子らんどでは、独自に管理システムを導入しており、利用者の情報や相談記録のデータをシステム内にて管理している。システムの閲覧範囲は子育て支援の担当職員としている。

関係機関へ情報提供が必要な場合、個人情報が入らない形に加工し、事例検討を行う。例えば、利用者支援会議において利用者支援事業施設職員等と個別ケースの検討を行うことがあるが、自治体が保有している情報に関しては詳細なケースの内容を伝えることはない。

## ■区域・拠点数の考え方

地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業（基本型）の利用者数は今後増加することが想定されるが、現在の 6 施設で対応が可能だと考えており、施設数は現状維持の方向で検討している。中学校区が 6 区であり、現在の地域子育て支援拠点や利用者支援事業の実施施設数と同等となっている。

## 11. 大分県別府市

### ■大分県別府市の基本情報

図表 57 大分県別府市の基本情報(令和3年12月末時点)

面積	125.34.km <sup>2</sup>	
総人口	113,425 人	
世帯数	60,987 世帯	
出生数	669 人	
未就園児数	886 人	
中学校区数	6	
実施事業・ 拠点数	利用者支援事業（基本型）	3 か所
	地域子育て支援拠点事業	6 か所（利用者支援事業 3 か所実施）
その他独自事業	育児等保健指導（ペリネイタル・ビジット事業）	
<b>参考取組施設（プレヒアリング実施）の概況</b>		
施設名	西部子育て支援センターべるね	
運営主体	直営（専用施設）	
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者支援事業（基本型）</li> <li>地域子育て支援拠点事業</li> </ul>	
対象年齢	妊婦～未就学児	
<b>その他プレヒアリングを実施した施設の概況</b>		
施設名	別府光の園	
運営主体	社会福祉法人	
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童館</li> <li>子ども家庭総合支援拠点支所</li> <li>児童養護施設</li> <li>子ども家庭支援センター</li> <li>保育所</li> </ul>	
対象年齢	未成年	

出所) 別府市公開統計情報、アンケート回答内容より NRI 作成

### ■身近な相談先での子育て相談の取組の概要

別府市内の地域子育て支援拠点事業は、イベントや専門職の配置に関して各施設に特徴があり、ニーズに応じて様々な施設を利用できるように工夫されている。また、社会福祉法人が運営する児童館は、身近な相談先ながらも専門的な支援も実施しており、自治体とも連携しながらハイリスク層への支援まで実現させている。

その他、大分県においては、育児等保健指導（ペリネイタル・ビジット事業）により、産婦人科が保護者の希望する小児科に対し紹介状を作成し、小児科において30分程度の子育て指導を行っている。

### ■情報発信・情報提供における工夫

別府市では、子育て支援センターに関する情報誌とアプリを用いた情報発信を行っている。

情報誌に関しては、母子保健手帳の交付時や乳児家庭全戸訪問時に市職員から配布するほか、1歳6か月の乳幼児健診の際に、子育て支援センターの所長自ら情報誌を配布することで、実際の職員と顔見知りの関係になってから施設を訪れることができるように工夫している。

また、アプリに関しては、母子手帳アプリ「母子モ」を活用しており、地域子育て支援拠点事業の情報を提供している。

### ■子育て世帯とつながる工夫

別府市内の地域子育て支援拠点事業は、プログラムや専門職の配置に関して各施設に特徴があり、ニーズに応じて様々な施設を利用する方が見られた。別府市では特に専門職による相談が充実しており、保健師や看護師（地域子育て支援拠点事業所属）・管理栄養士（保育所所属）・臨床心理士（子育て支援課所属）が各地域子育て支援拠点事業へ出向いて出張相談を行っている。また、虐待予防として「ノーバディーズパーフェクト」のプログラムを実施し、交流の場において悩みを打ち明けられるよう工夫している。さらに、「ホームスタート事業」として、要支援家庭の前段階の時点から、訪問事業を行っている。

子育て支援センター「べるね」では、行事として「出前保育」を実施することにより、車でセンターまで来られない家庭に対してアウトリーチを行っている。加えて、ファミリー・サポート・センターの利用が増加しており、同施設で実施する地域子育て支援拠点事業の利用のきっかけとなっている。一方、自主的に支援を求めない家庭への支援には至っておらず、有料のファミリー・サポート・センターを利用することができないハイリスク層にアプローチできないという課題感が見られた。加えて、地域子育て支援拠点事業において一時預かりができないものの、子育て世帯は一時預かりのニーズが高く、地域子育て支援拠点事業利用のきっかけになるのではないかと考えられる。

光の園では、施設の職員が主任児童委員とともに乳幼児健診未受診者の訪問を行っており、市事業では取りこぼしてしまうハイリスク層にアウトリーチを行っている。そのほか、ベビーマッサージのように子どもを預けてリラックスできる親向けのイベントや、古着等のリサイクルスペースは子育て世帯を惹きつけており、具体的なサービスをきっかけに信頼関係を築き、身近な相談先となっていた。施設として、休日や時間外の相談にさら

に力を入れていく必要があるという課題感がみられた。

また、利用者ヒアリングにおいては訪問支援のニーズが見られた。生後5か月までは生活リズムが整っていないことから家を出ることが難しかったとのことであり、訪問支援のようなアウトリーチが求められていた。

### ■継続的につながる工夫

利用者ヒアリングでは、「何か不安があればべるねに相談する。普段から職員が積極的に声をかけてくれる。」というように地域子育て支援拠点事業が身近な相談先となっていることが明らかとなった。

また、光の園では、利用者にとって魅力的なイベントを開催すること、来所した際には「さりげなく・小さな支援」を行うことにより、心地よい空間であり身近な相談先として認知されるよう工夫されていた。相談機関ではなく、具体的なサービスを提供するからこそ信頼関係築き、相談に至ることができている。

### ■関係機関との連携

#### ○会議体の設置・定期的な巡回

別府市では、地域子育て支援拠点事業が参加する会議を設置している。

本会議では、子育て支援課長・担当係長、健康推進課保健師・庶務に加え、地域内の地域子育て支援拠点事業を実施する民間の「にじのひろば」オーガナイザー、要保護児童対策地域協議会の職員、主任児童委員、民間協議会副会長の園長が参加する。年3～4回開催されている。

図表 58 地域子育て支援拠点事業が参加する会議の概要

会議体名	ホームスタート運営委員会
目的	関係機関の連携を図り子育て支援の必要な家庭に適切な支援を行うため
主催・主管	地域子育て支援センターにじのひろば・別府市子育て支援課
参加者	子育て支援課長・担当係長、健康推進課保健師・庶務、地域子育て支援拠点事業（にじのひろば）オーガナイザー、要保護児童対策地域協議会の職員、主任児童委員、民間協議会副会長の園長
頻度	年3～4回

#### ○気がかりな家庭の相談を受けた際の対応

子育て支援センター「べるね」では、センターと自治体同士で双方の連携が行われている。子育て支援センターにおいて、保護者が子どもの発達を機にかけている様子が見られ

る場合には乳幼児健診での発達相談会に繋げており、施設の保健師が健診へ連携するか否かのスクリーニングを行っている。一見元気に見える親が深刻な悩みを抱えていることが多いため、信頼関係を築いた上で悩みを引きだしているとのことであった。

また、光の園は委託事業であるものの、自治体と信頼関係を築き、定期・随時ともに連携を行っている。また、発達障害の不安等を抱えた方がいらした場合には、専門機関の専門員の相談へ繋げている。

### ○記録の作成・保管

地域子育て支援拠点事業の利用に際し、年度ごとに、登録届の記入・利用カードの配布を行っている。登録の際、住所・電話番号・氏名・生年月日を記入し、身分証で本人確認を行っている。

### ■区域・拠点数の考え方

支援センターの数は、立地が分散していることからベビーカーを押して歩いていける距離にあるため、現在の6か所で十分であり、令和6年度まで現状維持の予定とのことである。公立の支援センターに関しては行政が働きかけて設立されたが、民間の支援センターに関しては各々が必要性を考えて立候補しているため、設立に関して行政が関与していない。一方、子ども・子育て会議において児童館を増設するという目標がたっているほか、認定こども園が他市に比べて少ないことから増設すべきでないかという意見が出ているとのことである。

また、利用者からは、車を利用しているため、あまり距離が問題にならず、日によって利用する施設を変えているという意見もあった。複数の子育て支援センターやその他の施設を、その日の利用者自身の予定や、施設の開設時間・プログラムの内容などによって、跨いで利用しているとのことであった。

### ■（参考）ペリネイタル・ビジット事業における産婦人科と小児科の連携

大分県では、子育て世帯が出産後に相談先を失うことを防ぐため、育児等保健指導（ペリネイタル・ビジット事業）を実施している。妊娠28週～生後56日の方を対象に、産婦人科が保護者の希望する小児科に対し紹介状を作成し、小児科において30分程度の子育て指導を行うという事業である。

本事業は、産婦人科医が出産後の支援について課題感を持っていたことから、医師会の働きかけのもと開始された。指導内容は、医師会のガイドラインのもと実施されており、排泄管理やミルクの与え方等も含めた身近な内容となっている。医療機関から市町村へ指導実施件数や内容等を連携し、市町村は、指導実施医療機関に対し実施件数に応じた補助金を交付している。

# 第4章

## 総括

本調査研究では、令和4（2022）年6月に成立した改正児童福祉法（以下、単に「法」という。）により新たに創設された制度である地域子育て相談機関の具体的な機能や運用を検討することを目的として、その担い手の一つとして想定される利用者支援事業及び地域子育て支援拠点事業の実施状況を把握したうえで、地域子育て相談機関に求められる役割の一部を既に担っていると考えられる事業者に対してヒアリング調査を行った。

地域子育て相談機関は法第十条の三において規定されるが、基本構想の検討に当たっては、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会（以下、単に「専門委員会」という。）にて議論された。令和4（2022）年2月に公表された同専門委員会の報告書では、「地域の実情に応じて、保育所、認定こども園、幼稚園、児童館、地域子育て支援拠点などの身近にアクセスできる子育て支援の資源などが、これらを利用していない世帯も含めて、身近な相談先としての機能を果たしていく」とともに、「市区町村はこのような身近な相談機能を地域に整備するよう努めるものとする」ことが記載されている。

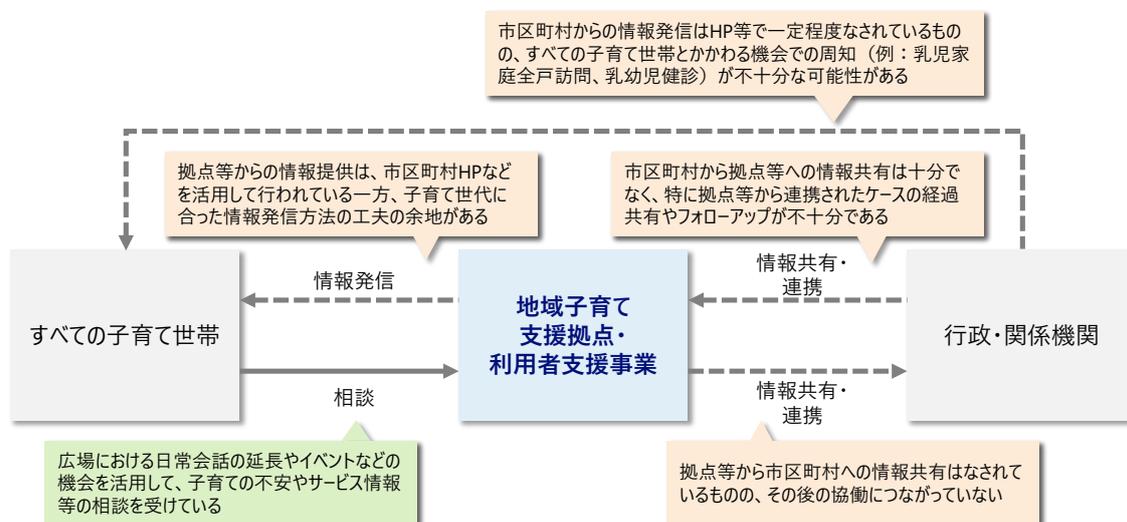
こうした流れを踏まえ、地域子育て相談機関の具体的な機能・運用案の検討においては、以下の5つの観点を中心に、検討会にて議論を行った。

- ①地域子育て相談機関の担い手・区域
- ②地域のすべての子育て世帯への情報発信・情報提供
- ③子育て世帯とつながる工夫
- ④継続的なつながりの構築・維持
- ⑤行政や関係機関との連携

そこで、本考察においても、上記の観点ごとに検討内容を整理しながら記述することとするが、地域子育て相談機関の機能・運用等の検討に関する考察の前提として、現状の利用者支援事業及び地域子育て支援拠点事業の成果及び課題について触れたい。

アンケート調査の結果から、現行の利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業では、日常会話の延長の中で子育ての悩みを吐露できるなど、“身近な”相談場所としての役割を果たしていると評価できる。一方、子育て世帯のニーズに応じた内容・方法での情報発信や、市区町村をはじめとする関係機関との連携には課題があるといえる。関係機関との連携に当たっては、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業の実施施設から関係機関への情報共有は行われているものの、関係機関からの情報共有や経過報告がなく、単方向の情報共有にとどまっている現状が明らかとなった。

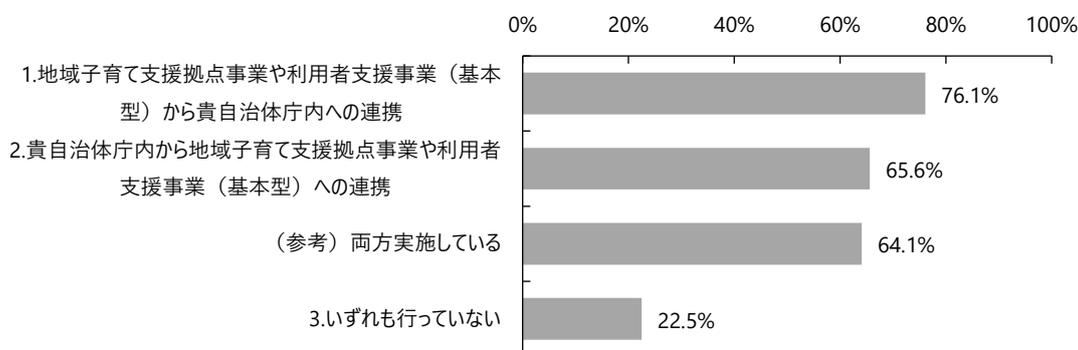
図表 59 地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業における子育て相談の  
成果と課題



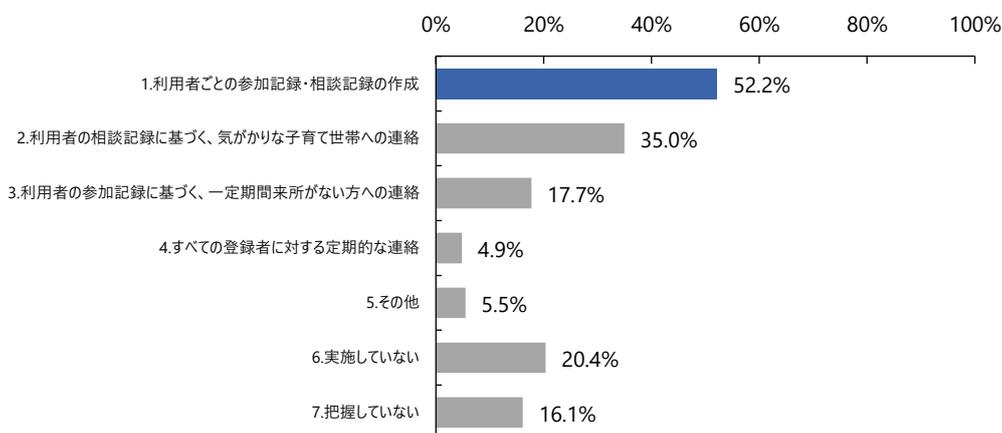
### 1-1 地域子育て相談機関の担い手・区域

地域子育て相談機関の具体的な機能や運用を検討する前提として、地域における子育て相談体制の中でのどのように位置付けるべきかという点について議論を行った。子育て相談における”身近な”相談先であるために、なるべく多くの担い手が実施可能な形とするとともに、”相談”の形態を限定せず、子育て世帯が利用する際の心理的ハードルを下げるべきであるという意見が検討会において出された一方、子ども家庭センターをはじめとした行政機関との情報共有や連携が期待されていることに鑑み、相談記録の作成や相談体制の整備など一定程度の機能・体制面での要件を満たすことが求められるという意見も出された。この点につき、前述の専門委員会での議論や児童福祉法上の規定から読み解ける地域子育て相談機関への期待役割や、アンケート調査の結果から見える既存の地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業の実施実態を踏まえて、相談記録の作成や能動的な対応を含む相談体制の整備や市区町村との連携を地域子育て相談機関の要件とすることが適当と考えられる。実際、アンケート調査の結果からは 77.5%の市区町村が何らかの形で事業実施施設と市区町村の間での連携を行っていることが分かった。また、市区町村にて 1 つを選択して回答いただいた参考取組施設では、半数以上の 52.2%の施設が、利用者と継続的なつながりを構築するために、利用者ごとの参加記録・相談記録を作成している。このことから、記録作成などの相談体制の整備を要件とした場合でも、既存の取組内容から大きな乖離は生じず、一定程度の機関数を確保できると考えられる。

**図表 60 地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業(基本型)と市区町村の連携有無 (N=947)**



**図表 61 利用者と継続的なつながりを構築する工夫(N=639)**



一方、地域子育て相談機関の担い手については、前述の専門委員会報告書の中で、身近にアクセスできる子育て支援の資源として「保育所、認定こども園、幼稚園、児童館、地域子育て支援拠点」が例示されたが、ヒアリング調査では、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業の実施施設として、上記の施設のほか、公民館や大学、小児科などの医療機関、商業施設などの例が見られた。こうした施設では、子育て世帯が日常生活の中で、相談以外の目的で施設を利用する際に立ち寄ることができる利点がある。こうした現状の取組を踏まえると、地域子育て相談機関においても担い手を児童福祉施設や幼稚園等に限定することなく、多様な担い手の参画が可能となる仕組みが望ましいと考えられる。

さらに、法第十条の三第一項にある「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域」の考え方については、ヒアリング調査では、中学校区を基本とするのが望ましく、また現状の地域子育て支援拠点や利用者支援事業実施施設も、中学校区に1か所程度の配置となっているという意見が多く、市区町村から出された。特に、都市部の市区町村からは「大人が徒歩15分以内で行け

る範囲」が区域の範囲として適切である意見があった。一方で、地方部の市町村からは、「子育て世帯であっても自家用車での移動が中心となっており地理的距離はそれほど重要ではない」「地域によって子育て世帯人口に偏りがあり、単に中学校区を基に均等に配置するよりも、中心部に機関を設けたうえで、機関がない地域には定期的に出張ひろばや相談に出向く方が現実的である」といった意見も出された。これらの意見を踏まえると、区域の目安を中学校区としつつ、地域の実情に応じて一定程度柔軟な対応が可能な制度とすることが望ましいと考えられる。

以上の検討を踏まえ、地域子育て相談機関の担い手及び区域については、下記のように整理される。

#### <基本的な考え方>

- ・ 子育て支援に関わる施設（既存の地域子育て支援拠点・利用者支援事業実施施設、保育所、認定こども園、幼稚園、児童館等）のうち、相談体制の整備やこども家庭センターとの連携体制の構築を要件とする。
- ・ 中学校区を目安に区域設定することを原則としつつ、地域の実情に合わせて一定の柔軟性を持たせることとする。

#### <その他の意見・運用方法の例示等>

- ・ 住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うとともに、必要に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行うこととされていることから、連絡調整の前提となる相談記録の作成や保管ができる体制が必要となる。
- ・ 機微な相談を受けることも想定し、人目を避けて相談できる場所（個室・パーテーションで区切るなど）を設けるなどの工夫も考えられる。
- ・ 市区町村が地域の実情も踏まえ区域を設定し、各区域で1つ以上の地域子育て相談機関が設置されることが望ましい一方、身近な相談先としての性質を踏まえると、NPO法人や社会福祉法人などを公募し、住民主体の活動の一環として地域子育て相談機関の運営を行ってもらうことも考えられる。その場合に区域ごとの機関数にばらつきが生じる可能性も指摘された。こうしたケースへの対応については、運用実態を踏まえ、継続検討が必要ではないか。
- ・ 利用者の利便性やわかりやすさ、現行の事業からの継続性を踏まえると、少なくとも地域子育て支援拠点事業と利用者支援事業双方を担う事業者、または利用者支援事業を担う事業者を地域子育て相談機関として指定してはどうか。
- ・ 区域の設定については、相談についての物理的アクセスの担保を鑑みると、中学校区を基本とした設定が望ましい一方、地域によっては、交通的条件から必ずしも物理的距離が相談のハードルとならない場合も考えられる。
- ・ 区域の設定に当たって人口を考慮する場合、区域内の総人口だけでなく、子育て世帯数や児童数、人口動態を併せて勘案することが望ましい。その結果、複数の中学校区を統

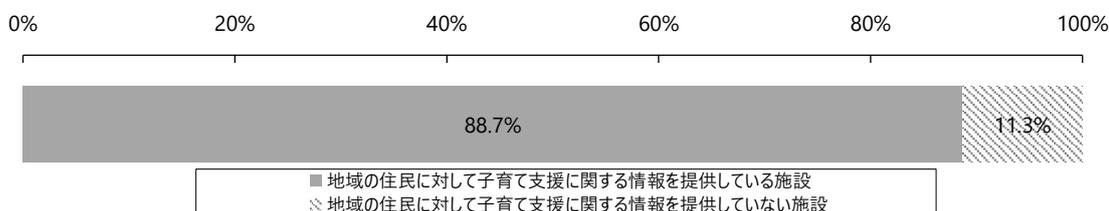
合した区域設定や中学校区をさらに複数の区切った区域設定も可能としてはどうか。

- ・ 人口減少地域や児童数の少ない地域では、複数の中学校区を統合した区域を設定することも考えられるが、その場合でも、地域子育て相談機関の設置のない地域で、出張型の相談を行うなど、物理的ハードルによって利用が妨げられないような配慮が必要である。

## 1-2 地域のすべての子育て世帯への情報発信・情報提供

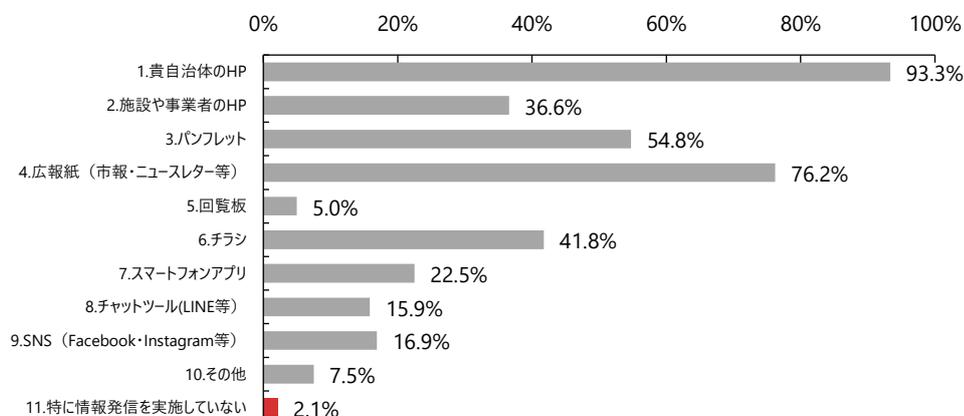
法では、地域子育て相談機関の役割の一つとして、「地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行う」（第十条の三第二項）ことを求め、また市区町村に対しても「その住民に対し、地域子育て相談機関の名称、所在地その他必要な情報を提供する」（同条第三項）ことを求めている。この点につき、アンケート調査の結果、既存の利用者支援事業または地域子育て支援拠点事業実施施設においては、88.7%が地域の住民に対して子育て支援に関する情報を提供していることが分かった。また、市区町村についても、97.9%が何らかの方法で利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業に関する情報発信を行っていることから、ほとんどの市区町村及び施設において実施されていると言える。

図表 62 地域の住民に対する子育て支援に関する情報提供の有無(N=6,236)

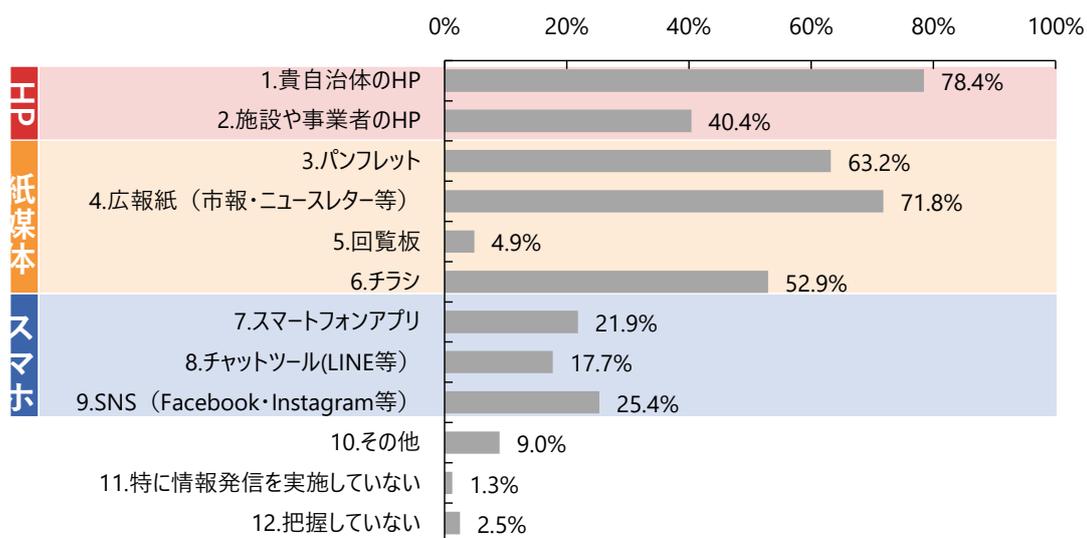


一方、その方法について、市区町村からの情報発信では、自治体 HP 上や広報紙での発信が中心となっており、子育て世帯の能動的な情報へのアクセスにゆだねている市区町村が多い。ヒアリング調査において、地域子育て支援拠点の利用者からは、「子育ての最中に自治体の HP や広報紙を読む時間はない」という意見も出され、情報発信の方法については課題があるといえる。また、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業実施施設による情報発信の方法も同様に、市区町村の HP や広報紙、パンフレット等の活用が中心となっている。

**図表 63 市区町村が利用者支援事業(基本型)・地域子育て支援拠点事業について発信する際に用いるツール(N=946)**



**図表 64 利用者支援事業(基本型)・地域子育て支援拠点事業実施施設が情報発信の際に用いるツール(N=631)**



検討委員からはポピュレーションアプローチの機会を活用した情報発信により、すべての子育て世帯への情報提供を図ることが必要ではないかという意見や、より子育て世帯に合ったスマートフォンアプリやSNS等の活用や、それによる双方向での情報発信が望ましいのではないかと意見が挙げられた。

実際、ヒアリング自治体においては、母子手帳交付や出生届の提出時、乳児家庭全戸訪問などの機会を活用して、担当者から子育て世帯に対して直接情報を伝えている事例が見られた。また、施設の独自性を生かしてTwitterやFacebook、InstagramなどのSNSの活用や、市区町村で運営する子育て支援アプリ内での情報発信の事例も見られた。実際、ヒア

リング調査において施設の利用者である保護者からは、情報収集の主なツールはInstagramであり、紙媒体での広報紙などはあまり見ないという意見も聞かれた。一方で、市区町村がSNSを活用した情報発信を行うにあたってはハードルが高い実情もある。行政がSNSを運用するためには、庁内の調整を要するほか、すべての発信内容について決裁を要するケースもあるなど、事務負担が大きくなりやすい。

こうした実情を踏まえ、市区町村ではHPや広報紙などの情報発信基盤を引き続き整備するとともに、母子手帳交付や出生届の提出時、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診などのポピュレーションアプローチの機会を活用した情報発信を行うことが望ましいと考えられる。他方、地域子育て相談機関では、活動の柔軟性の高さや運営主体の特色を活かし、SNSや子育て支援アプリの活用も含めた子育て世帯に合った手段での情報発信が期待される。

以上の検討を踏まえ、地域子育て相談機関及び市区町村における地域のすべての子育て世帯への情報発信・情報提供について、以下のように整理される。

#### <基本的な考え方>

- ・ 地域子育て相談機関では、運営主体の特色を活かし、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行う。
- ・ 市区町村では、住民に対し、地域子育て相談機関について広く発信するための情報基盤を整備し、また地域子育て相談機関の名称、所在地、開設日、対象者等の情報を発信する。

#### <その他の意見・運用方法の例示等>

- ・ 子育て世帯に広く情報を届けるためには、子育て世帯に合った手段・ツールを活用した発信が必要ではないか。
- ・ 地域子育て相談機関における情報発信では、職員と利用者の双方向の情報発信が期待される。一例として、子どもの年齢や保護者の悩みごとに合ったプログラムの紹介などが考えられる。
- ・ 市区町村では、単にアクセス可能な情報発信基盤を整えるだけでなく、実際に子育て世帯に情報を届けるため、他のポピュレーションアプローチ的性質を持つ事業と連動して、地域子育て相談機関に関する情報を届けることが望ましいと考えられる。
- ・ 地域子育て相談機関では、子育て世帯の孤立を防ぐことが期待されるが、地域に知り合いの少ない方や孤立のおそれのある子育て世帯は、様々な事情により行政の発信する情報へのアクセスが困難であることも多いため、市区町村や地域子育て相談機関からの能動的な情報発信・情報提供を含め、その手段・方法について十分な配慮が求められる。

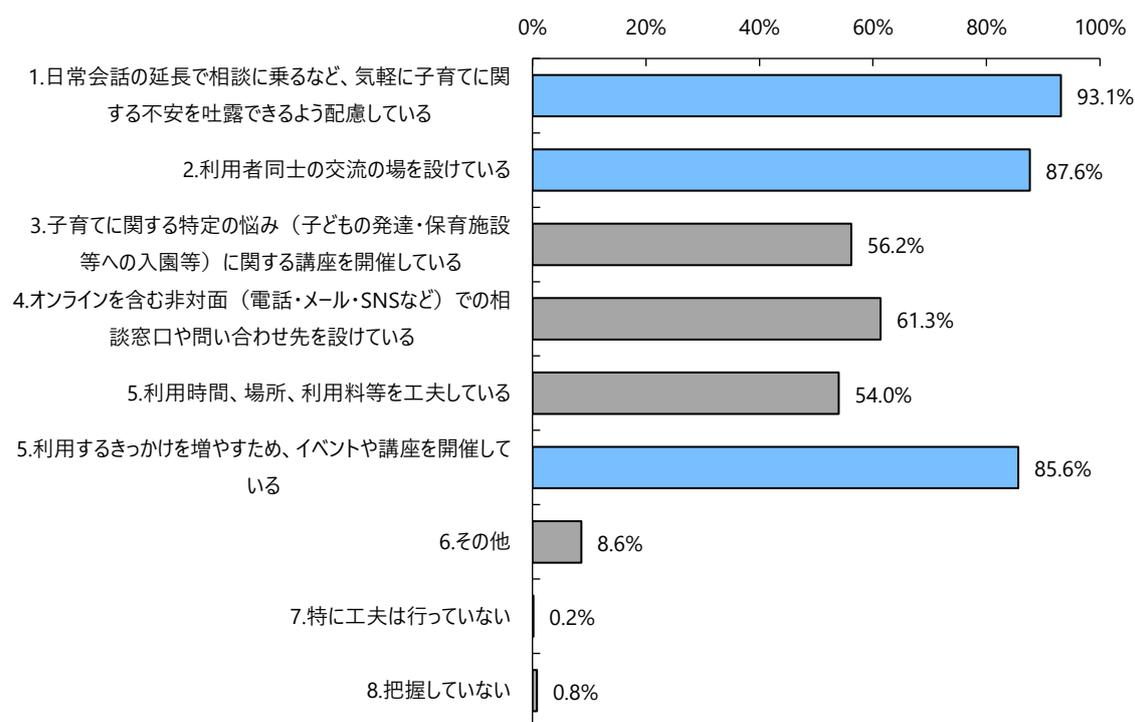
### 1-3 子育て世帯とつながる工夫

---

地域子育て相談機関においては、地域の子育て世帯が日常的に相談できる場であり、悩み

を抱えた親が気軽に訪れ、悩みを吐露する場となること、また、子育てに関する悩みを認識していない方が他の保護者や子どもとの関わりの中で悩みに気づき日常生活の延長で相談することのできる場となることが期待される。子育ての中で、自身の悩み自体を認識していない保護者もいるが、施設の職員や他の保護者、子どものかかわりの中で、自身の課題や悩みに気づくことも多く、日常的な空間の中で、他者とかかわりを持つことが重要である。そのため、地域子育て相談機関は、子育て世帯が気軽に足を運ぶことのできる環境であることが求められる。アンケート調査では、9割近くの参考取組施設で「日常生活の延長で相談に乗るなど、気軽に子育てに関する不安を吐露できるよう配慮している」(93.1%)、「利用するきっかけを増やすため、イベントや講座を開催している」(85.6%)など、身近な相談場所としての工夫がなされている。このように、現行の利用者支援事業や地域子育て支援拠点では、“身近さ”を活かした相談や足を運びやすい機関作りを行っていると評価できる。

**図表 65 参考取組施設における身近な相談場所としての工夫(N=639)**

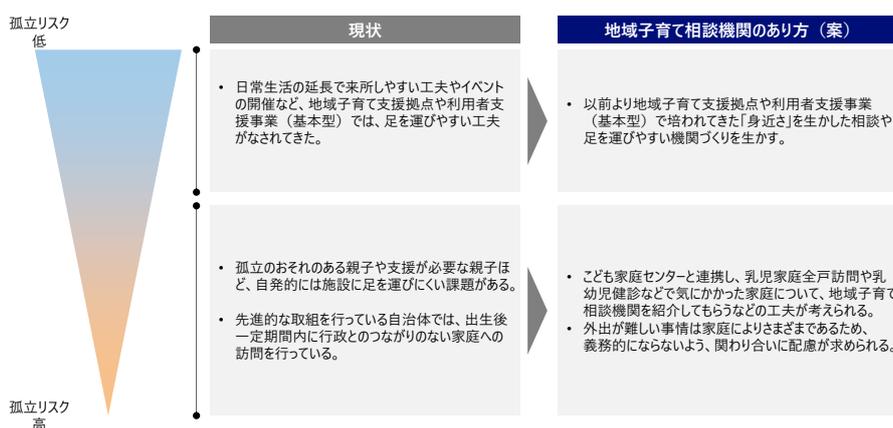


ヒアリング調査では、上記の工夫により足を運びやすい環境づくりを心掛けている事例が多く見られた。たとえば、東京都板橋区では、児童館において、初めて児童館を利用する2、3か月の子どもとその保護者を対象としたプログラムを実施している。魅力的なプログラムをきっかけに、子育ての悩みを職員に話してくれる保護者も多いとのことであった。

一方で、地域に知り合いの少ない家庭や、孤立してしまっている親子は、子育てひろばなどの施設に足を運びにくい現状も指摘された。こうした家庭には、1-1で述べた情報提供・

情報発信の取組や前述の足を運びやすい環境づくりを行っても、そもそも情報が届いていなかったり、外出しにくい要因があったりすることから、親子自ら足を運んでもらうのが難しいこともある。こうした家庭に対するアプローチ方法が多くの自治体で課題となっていた。その中で、東京都町田市のように、マイ保育園事業として登録制をとりながら、登録のない家庭に対して訪問を行う事例も見られた。また、マンパワーが限られている中でも、市区町村の実施する乳児家庭全戸訪問事業と連携して、訪問時に孤立のおそれがあると判断した家庭に対しては、その場で地域子育て支援拠点や利用者支援事業実施施設の案内をしてもらうとともに、近隣の施設に対しても見守りが必要な家庭として情報共有するケースも見られた。このように、特に孤立のおそれのある子育て世帯に対しては、市区町村と連携しながら、地域子育て相談機関からの能動的なアプローチを行うことも、すべての子育て世帯とつながる観点から有効と考えられる。

図表 66 子育て世帯とつながる工夫の考え方



以上の検討を踏まえ、地域子育て相談機関において期待される子育て世帯とつながる工夫について、以下のように整理される。

<基本的な考え方>

- 以前より地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業で培われてきた「身近さ」を生かした相談や足を運びやすい機関づくりを生かす。
- こども家庭センターをはじめとする関係機関と連携しながら、地域子育て相談機関が能動的に子育て世帯とつながる工夫を行う。

<その他の意見・運用方法の例示等>

- 地域子育て相談機関が能動的に子育て世帯とつながる工夫の一例として、地域子育て相談機関の登録がない子育て世帯や、市区町村内の地域子育て相談機関を含む子育て資源へのアクセスが把握できない子育て世帯に対して訪問を行うことや、乳児家庭全戸訪問などの市区町村の他事業と連携し、見守りが必要な子育て世帯の状況を把握し

たうえで、個別の訪問や連絡、情報提供を行うことなどが考えられる。

#### 1-4 継続的なつながりの構築・維持

---

地域子育て相談機関においては、つながりを持った子育て世帯に対して、継続的なかかわりを持っていくことが期待されている。継続的なつながりを構築・維持するための方策として、①登録制の導入、②継続的な記録の作成・管理、③これら①②を踏まえた子育て世帯への定期的なコンタクトといった方法が考えられる。このうち、②については1-5にて詳述することとし、ここでは、主にヒアリング調査から見えた参考となる取組の工夫について記述する。

「①登録制の導入」については、既に石川県や富山県、東京都内の市区町村等、一部の市区町村にて「マイ保育園事業」として類似の取組が進められてきているところである。本調査研究のアンケート調査においても、10の市区町村から、独自事業としてマイ保育園事業を実施しているという回答が得られた。その中で、石川県加賀市及び東京都町田市にヒアリング調査を行った。いずれの自治体も、利用者が市内のマイ保育園実施施設から自分で選んで登録することで、登録した保育園からサービスを受けられる仕組みとしていた。加賀市では、半日の一時預かりを利用できることとしており、町田市では年に4回の広報紙の郵送や子育てひろばの利用ができる。こうしたインセンティブをきっかけに登録を促しつつ、登録することで保育園入園前であっても、園庭開放や子育てひろばの利用、育児の悩みごとの相談などに足を運びやすい下地を作っており、一定の成果を上げている。一方で、孤立しがちな子育て世帯は、そもそも登録しないケースも多いという課題がある。そうした課題に対応するため、町田市のように登録のない家庭を見守り対象として訪問するなどの工夫を図っている。このように、登録制を採用することで、その登録がないことを一つの情報として、孤立のおそれのある子育て世帯を把握することができるという利点もある。一方で、登録制を採用した場合、他の登録機関との情報連携や情報の一元的管理が課題となりうる。

また、「③①②を踏まえた子育て世帯への定期的なコンタクト」について、前述のマイ保育園事業に取り組む2自治体ともに、継続的なつながりを維持するために定期的なコンタクト方法の工夫を図っていた。加賀市では、一部のマイ保育園でLINEなどのSNSを活用して相談できるモデル事業を開始している。また、町田市では、マイ保育園の登録勸奨後も登録の見られない子育て世帯に対して、利用者支援事業の実施施設から定期的に訪問する取組を行っている。このように、登録制とすることで、その後の見守りや継続的な相談につながりやすくなると言える。

こうした事例を踏まえると、地域子育て相談機関についても登録制を採用し、各子育て世帯にいわゆる“かかりつけ”の地域子育て相談機関を設定することが望ましいと考えられる。なお、登録の方法について、子育て世帯の自主性を尊重し、検討委員からは、区域や登録数にとらわれず、自由に登録・変更できる仕組みとすべきという意見が出された一方、母子手

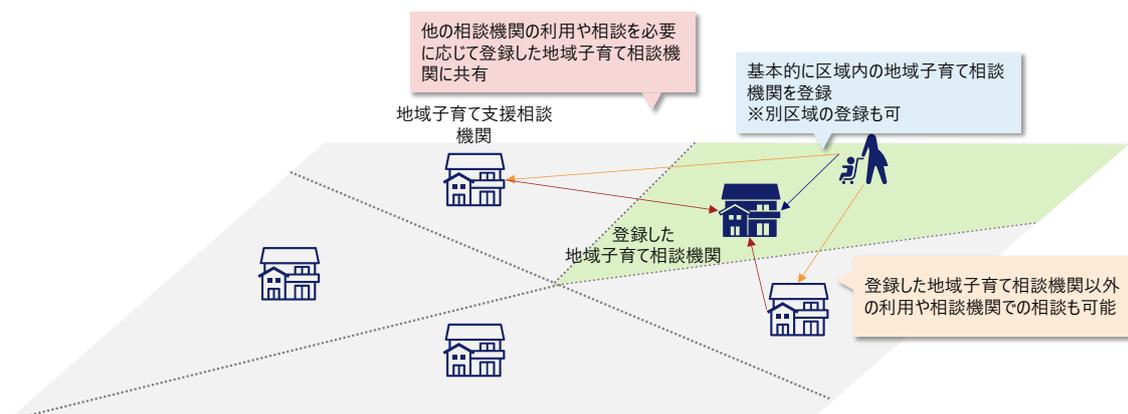
帳交付時や出生時などに、居住地のある区域の地域子育て相談機関を初期登録し、その後子育て世帯が自由に変更できるようにすべきという意見も出された。また、区域内の比較的近距離の地域子育て相談機関には近所の顔見知りも多く利用すると考えられるが、地域の顔の見える関係の中では、相談しづらさを感じるため、あえて居住地から離れた相談機関を希望する保護者にも配慮すべきという意見もあった。

以上の検討を踏まえ、地域子育て相談機関において期待される継続的なつながりの構築・維持の仕組みについて、以下のように整理される

<基本的な考え方>

- ・ 子育て世帯が1つ以上の地域子育て相談機関を選択して登録できる仕組みとする。
- ・ 居住地の区域内の地域子育て相談機関を基本としつつ、登録する機関やその数は利用者が自由に選択できるようにする。

**図表 67 地域子育て相談機関の登録制の考え方の例**



<その他の意見・運用方法の例示等>

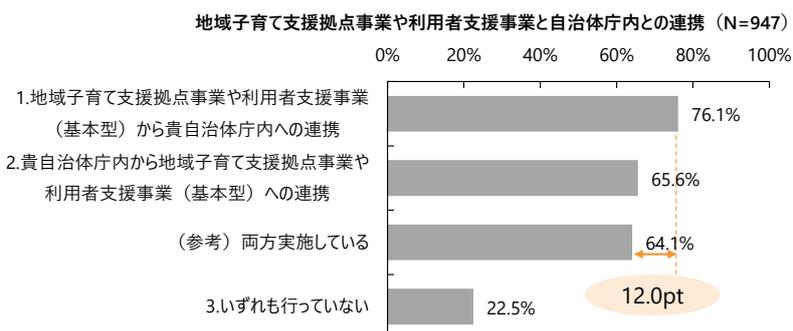
- ・ 「かかりつけ」の相談機関である趣旨を踏まえ、たとえば母子手帳交付時や出生時等に居住地に応じて各世帯に必ず一つの地域子育て相談機関を設定したうえで、利用者が自由に追加・変更できる仕組みなども考えられる。
- ・ 「出産・子育て応援交付金」による伴走型相談支援により、子育て世代包括支援センター等での全数把握が行われていることに鑑み、地域子育て相談機関は厳密な登録制を採る必要はなく、むしろ利用者が自ら選択できる自由度の高い仕組みとしてはどうか。
- ・ 保護者の希望により複数の登録が可能となることや、区域を超えた登録ができることは利便性を向上させ、物理的・心理的に身近な相談先を確保する観点で有効である一方、利用・相談記録の継続的な管理や関係機関との連携を踏まえると、さらなる検討が必要である。
- ・ 節目でのプログラムや定期的な教室・プログラム開催とともに、遠隔での相談ができる窓口を整備するなどの方法が考えられる。

- ・ 気がかりな家庭については、利用状況の把握・共有や訪問などの能動的なアプローチによる継続的なつながりの構築が望ましい。

## 1-5 行政や関係機関との連携

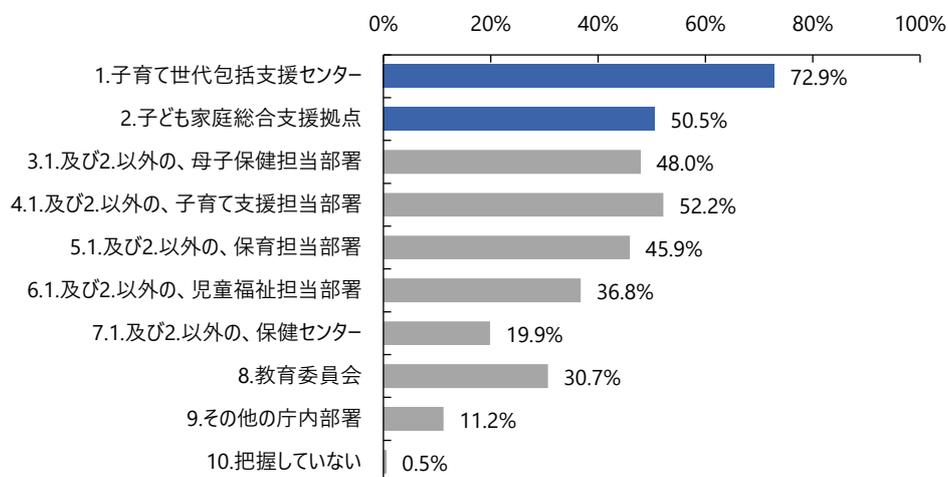
地域子育て相談機関においては、法十条の三に定められるように、こども家庭センターをはじめとした関係機関との連絡調整を行うことが求められる。現状の地域子育て支援拠点や利用者支援事業実施施設との市区町村の連携状況について、これらの施設と市区町村との双方向の連携が課題となっている。アンケート調査から 76.1%の自治体がこれらの施設から庁内への連携を行っているとは回答した一方、逆方向の連携も併せて実施していると回答した市区町村は 64.1%であり、12.0pt の差がある。また、「いずれも行っていない」と回答した自治体も 22.5%にのぼった。

**図表 68 地域子育て支援拠点や利用者支援事業(基本型)実施施設と自治体庁内の連携 (N=947)**



また、地域子育て支援拠点や利用者支援事業実施施設が連携を行っている市区町村の部署・機関について、子育て世代包括支援センターが最多の 72.9%であったが、子ども家庭総合支援拠点との連携を行っているのは 50.5%と、母子保健関連部署・機関との連携が進んでいる一方、児童福祉関連部署・機関との連携には課題がある。この点、こども家庭センターの設置により母子保健と児童福祉の一体的相談支援体制が整うことで、連携を図りやすくなると考えられる。

**図表 69 地域子育て支援拠点や利用者支援事業(基本型)実施施設と連携している部署**  
(N=734)



ヒアリング調査の結果から、母子保健と児童福祉の一体的相談支援体制を先行的に整備してきた周南市では、利用者支援事業を担う職員が、相談の種別を問わず、こども・子育て相談センター（一体的相談機関）の担当保健師に情報共有できるため、スピーディーな連携が行えるようになったという例があった。検討会委員からは、情報提供先であるこども家庭センターが、身近な相談先である地域子育て相談機関での気がかりなケースに対応できるのか、連携すべきケースの基準は何かといったこども家庭センターの体制の充実が、円滑な連携のために不可欠であるという意見も挙げられた。

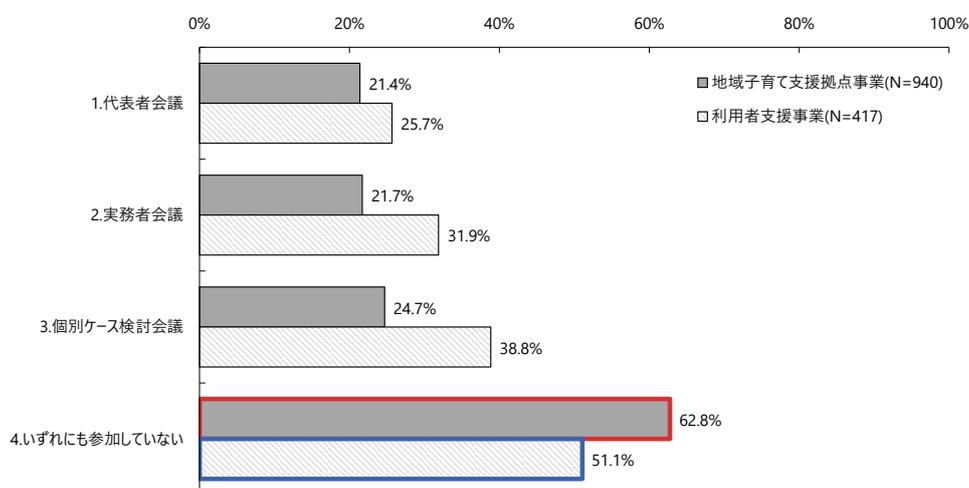
### (1) こども家庭センター等の関係機関との連携の仕組み

こども家庭センター等の関係機関との連携のための仕組みについて、ヒアリング調査から、会議体などケース協議の場の設置が有効である可能性が示唆された。現状では、65.0%の市区町村で会議を実施していると回答しているが、その内容や目的は様々であると考えられる。ヒアリング自治体の多くでは、各施設の利用者のうち、継続的な相談対応や見守りが必要な親子について、ケース記録を用いて、他の施設や子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、保健センター等の職員が参加する会議を開き、情報共有や進行管理、今後の対応方針の検討等を行っていた。このように、定期的に個別ケースの状況の共有や対応方針の検討を含めた連絡・調整の場を設けることは、子育て世帯の孤立を防ぎ、虐待を未然に予防することや、切れ目のない支援をおこなう観点からも重要な取組であると考えられる。

なお、類似の役割を担う会議体として要保護児童対策地域協議会の実務者会議や個別ケース検討会議がある。要対協への参加状況について、現状では62.8%の市区町村で地域子育て支援拠点を要対協の構成員としておらず、51.1%の市区町村で利用者支援事業実施施設を

構成員としていない。この点につき、検討会委員からは、要対協の構成員に地域子育て相談機関を含めることが望ましいのではないかと指摘があった。実際、ヒアリング自治体では、地域子育て支援拠点や利用者支援事業の職員が要対協の実務者会議や個別ケース検討会議に出席しており、進行管理の対象となっている親子の施設の利用状況や利用時の様子を情報共有している事例が見られた。現行の要保護児童対策地域協議会設置・運営指針においても、地域子育て相談機関の主な担い手である保育所(地域子育て支援センター)やNPO、民間団体が想定される構成員として名を連ねているが、地域子育て相談機関となる機関については、より積極的な参画が期待される。

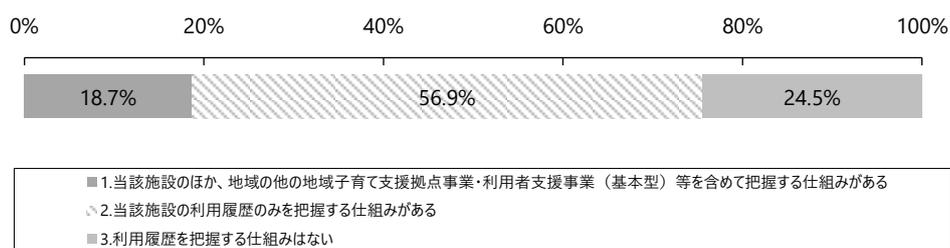
**図表 70 要保護児童対策地域協議会の参加状況**



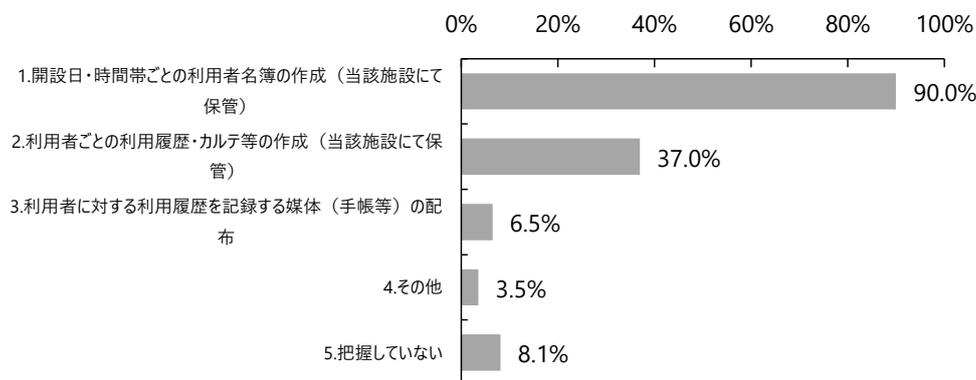
**(2) 利用履歴や相談履歴の作成・管理**

さらに、こども家庭センターとの円滑な連携のためには、連携する情報の基となる記録の作成・管理が重要となる。アンケート調査では、参考取組施設の75.5%が利用履歴を把握する仕組みがあると回答した一方、24.5%は仕組みがないと回答した。また、利用履歴を把握する仕組みがある施設において、利用者名簿の作成を行っている施設が90.0%であり、利用者ごとの利用履歴・カルテ等の作成を行っているのは37.0%にとどまった。

**図表 71 利用履歴の把握の有無(N=638)**

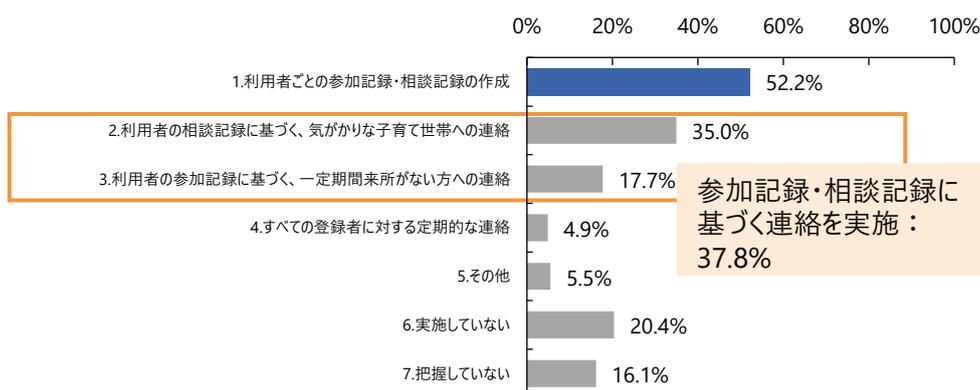


**図表 72 利用履歴を把握する仕組み(N=479)**



また、利用者と継続的につながる工夫として利用者ごとの参加記録・相談記録を作成しているのは52.2%であったが、残りの約半数は利用者ごとの相談記録がとられていない可能性がある。

**図表 73 利用者と継続的につながる工夫(N=638)**



この点、検討会委員からは、利用者支援事業のガイドラインには相談記録の作成が規定されている一方、地域子育て支援拠点事業の実施要綱等には記載されておらず、また子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場としてあえて利用履歴や相談記録を作成していない施設もある点に留意すべきであるという意見があった。一方、ヒアリング調査では、対象としたすべての市区町村の参考取組施設において、何らかの相談記録が作成されており、市区町村との連携の際の参考とされていた。検討会委員からも、行政の立場からすると、利用者・相談者の基本情報や相談の記録がない中で情報共有を受けて連携することは実務上難しいのではないかという意見が挙げられ、地域子育て相談機関においては利用履歴の把握及び相談記録の作成が必要と言える。

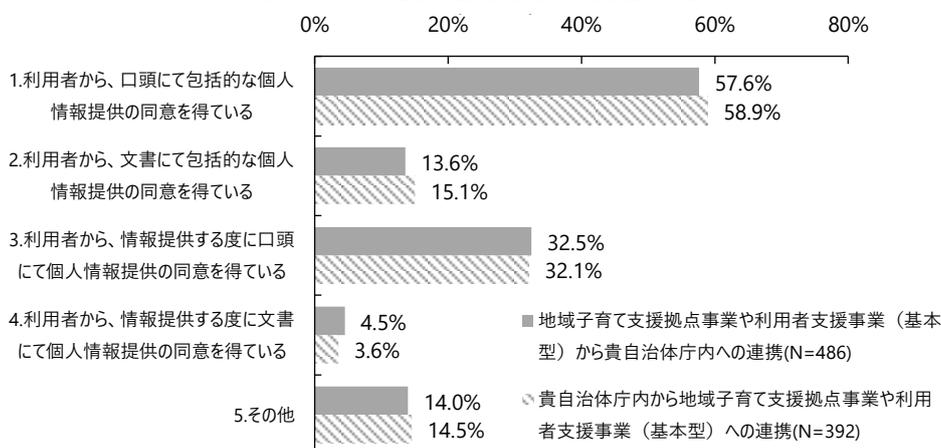
さらに、相談記録の管理方法について、ヒアリング調査の中では大きく3通りの方法があった。①個人別管理型（個人別に経過記録やカルテを作成）、②時系列管理型（相談者

に関係なく利用日毎に時系列で記録)、③気がかりなケースのみ個人管理とする①と②のハイブリッド型であったが、こども家庭センター等の関係機関との連携を前提とするのであれば、①または③の方法が望ましい。ただし、現行では手書きでの記録としている市区町村も多く、その場合①や③の管理は難しい。後述の個人情報の管理方法を整理しつつ、電子データでの保管・管理についても検討すべきと考えられる。

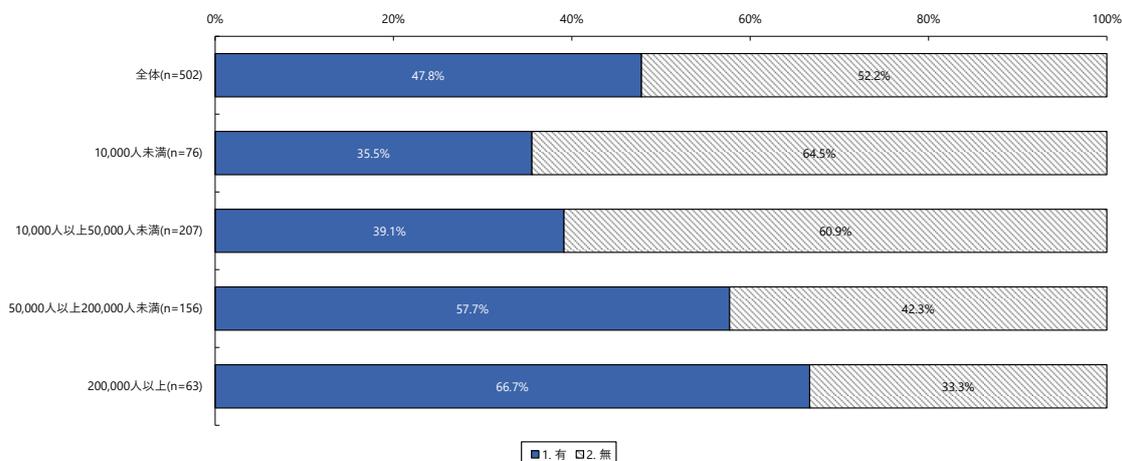
### (3) 個人情報の管理・共有

こども家庭センター等の関係機関との連携にあたっては、単に施設の利用状況等の統計情報を共有するだけでなく、個別のケースについての情報共有が想定されていることに鑑みると、個人情報の共有は避けて通れない。個人情報の共有の現状について、地域子育て支援拠点や利用者支援事業実施施設では、6割弱が、利用者から口頭にて包括的な個人情報提供の同意を得ており、文書にて同意を得ているケースは少数派であった。また、個人情報の取扱いに関して、市区町村が各施設と取り決めや規定を定めているのは、全体の47.8%と半数弱であった。人口規模帯別にみると、小規模自治体ほど取り決めや規定がある自治体が少ない傾向にあった。この点につき、検討会委員からは、各施設が利用者の利用履歴や相談記録を作成し、それを共有するためには、市区町村が個人情報の規定を明確に定めることが必要であるという意見が出された。

図表 74 個人情報提供の同意の方法



図表 75 個人情報の取扱いに関する取り決めの有無



個人情報の取扱いに関しては、ヒアリング自治体の中でも対応が異なり、以下のような例が見られた。

- ・ 個人情報を含む情報であっても、本人の同意を前提に施設と市区町村で共有している事例
- ・ 直営で事業を実施している市区町村であっても、部署が異なる場合は個人情報を含む情報共有は行わないこととしている事例
- ・ 会議体の中では個人情報を含む発言や資料共有はせず、各職員が該当の利用者を記憶の中で照らし合わせている事例

※特に、子ども家庭総合支援拠点や児童相談所につないだケースでは、ケースの終結までの経過のフィードバックは難しい

市区町村により様々な対応がなされている状況を踏まえ、検討会委員からは、個人情報の取扱いについて規定するのは市区町村の責任であり、特に委託している場合は、仕様書等の中で個人情報の取扱いについても明文化する必要があるとのご意見が挙げられた。

上記を踏まえると、個人情報の管理方針について、明文化することが市区町村の責任であり、地域子育て相談機関はそれを遵守できる体制を有し、実際に遵守することが求められると言える。

以上（１）～（３）の検討結果を踏まえ、地域子育て相談機関と子ども家庭センター等の関係機関との連携のあり方について、以下のように整理される。

<基本的な考え方>

- ・ 地域子育て相談機関と関係機関の間で相互の情報共有・連携を行い、気がかりなケースの共有や対応方針の確認を図る。円滑に情報共有できるよう、市区町村において定期的な情報共有の場を整備する。
- ・ 地域子育て相談機関では、情報共有の前提となる相談記録を作成し、気がかりなケース

については個人の記録を追跡可能な形で管理することで、相談内容のみならず利用者の背景や経過が把握できるよう情報提供を行う。

- ・ 市区町村は、個人情報の管理方針について定めるとともに、地域子育て相談機関に対してはつなぎ後のケース経過も可能な限り情報提供する。市区町村においては、個人情報の取扱い方針を地域子育て相談機関やその他関係機関に対して提示するとともに、地域子育て相談機関の実施要綱に定めるなど、その遵守を担保する。

#### <その他の意見・運用方法の例示等>

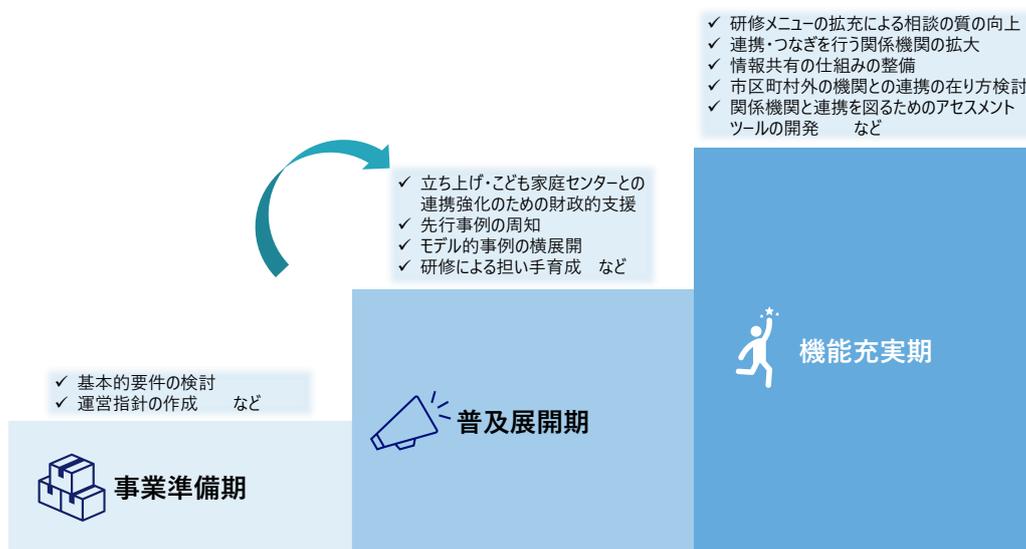
- ・ 定期的な情報共有の場の一例として、情報共有を行うための定期的なケース協議の場の設置などが考えられる。定期的な協議の場を設置することで、同一ケースについて、地域子育て相談機関と市区町村が相互に状況を確認・共有するとともに、他機関へのつなぎ後も継続的に状況を把握することができる。
- ・ 情報共有を円滑に進めるため、市区町村内の地域子育て相談機関に対して、共通の記録様式を提示することが望ましい。記録項目として、相談者名・児童名・子どもの学齢・相談内容・アセスメント・対応内容・対応経過・関係機関への連携に対する相談者の同意の有無等が想定される。
- ・ 作成された相談記録は、利用者別に参照可能な形式とすることが望ましいが、すべての相談で利用者別の整理が難しい場合でも、こども家庭センターに情報共有するケースについては、利用者の過去の相談経過が追跡可能な形とする。
- ・ 行政の支援や専門的な情報提供が必要な相談については、こども家庭センターに情報共有するとともに、協働して継続的な見守りを行う。
- ・ 相談を受けたケースの経過を把握する観点から、地域子育て相談機関においては、要保護児童対策地域協議会の実務者会議や個別ケース検討会議への積極的な参加も期待される。

## 1-6 地域子育て相談機関のさらなる発展に向けて

---

ここまで、地域子育て相談機関の基本的な考え方や、関連する運用方法の例示などについて記述してきた。今後、事業開始に向けて、実施要綱や指針の作成により、地域子育て相談機関のあり方のより一層の具体化が行われることになる。事業開始後も機能充実を図るため、普及展開期には、研修等による担い手の育成やモデル的事例の横展開等の方策が必要と考えられる。さらに、地域子育て相談機関が一定数整備されたのちには、関係機関との連携のさらなる深化が期待される。システムを含めた情報共有の仕組みの整備を図るとともに、関係機関と共通のアセスメントツールなどにより、連携・つなぎを行うべき親子の考え方を共有することも重要である。さらに、連携を図る関係機関の拡大や、他自治体の地域子育て相談機関や関係機関と連携する広域連携についても検討されるべきと考える。

図表 76 地域子育て相談機関の展開の方向性



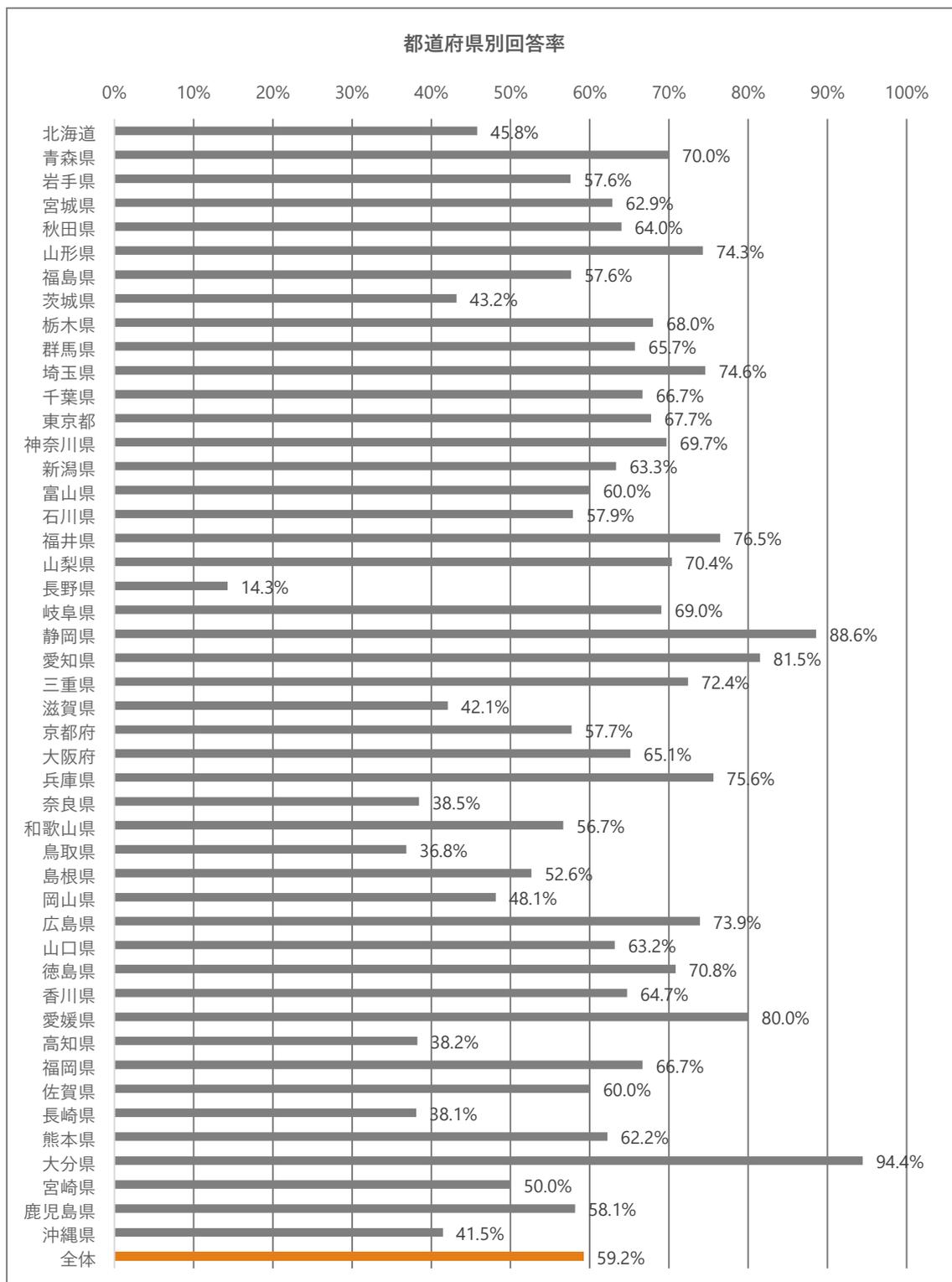
地域における子育て支援体制の中で、利用者が心理的・物理的ハードルを感じずに相談できる地域子育て相談機関は、すべての子育て世帯が孤立せず、健やかな育ちを担保するため、重要な役割を果たしていくと考えられる。本調査研究の中で積み残しとなった課題についてさらなる検討がなされることを期待するとともに、全国の市区町村において、本調査研究の成果が地域子育て相談機関を運用する際の一助となることを祈念し、結びとしたい。

参考資料①  
アンケート調査単純集計

質問 1 市区町村の属性についてお伺いします。

(1) 貴施設が所属する①都道府県名・②市町村名をご記入ください。

都道府県別回答率 (N=1,031)

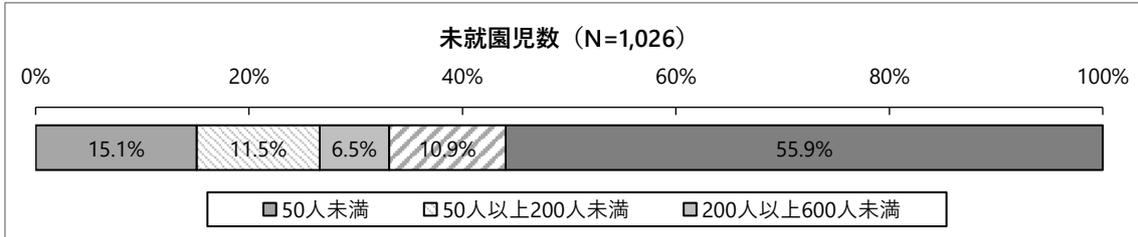


都道府県名	回答数	自治体数	回答率
北海道	82	179	45.8%
青森県	28	40	70.0%
岩手県	19	33	57.6%
宮城県	22	35	62.9%
秋田県	16	25	64.0%
山形県	26	35	74.3%
福島県	34	59	57.6%
茨城県	19	44	43.2%
栃木県	17	25	68.0%
群馬県	23	35	65.7%
埼玉県	47	63	74.6%
千葉県	36	54	66.7%
東京都	42	62	67.7%
神奈川県	23	33	69.7%
新潟県	19	30	63.3%
富山県	9	15	60.0%
石川県	11	19	57.9%
福井県	13	17	76.5%
山梨県	19	27	70.4%
長野県	11	77	14.3%
岐阜県	29	42	69.0%
静岡県	31	35	88.6%
愛知県	44	54	81.5%
三重県	21	29	72.4%
滋賀県	8	19	42.1%
京都府	15	26	57.7%
大阪府	28	43	65.1%
兵庫県	31	41	75.6%
奈良県	15	39	38.5%
和歌山県	17	30	56.7%
鳥取県	7	19	36.8%
島根県	10	19	52.6%
岡山県	13	27	48.1%

都道府県名	回答数	自治体数	回答率
広島県	17	23	73.9%
山口県	12	19	63.2%
徳島県	17	24	70.8%
香川県	11	17	64.7%
愛媛県	16	20	80.0%
高知県	13	34	38.2%
福岡県	40	60	66.7%
佐賀県	12	20	60.0%
長崎県	8	21	38.1%
熊本県	28	45	62.2%
大分県	17	18	94.4%
宮崎県	13	26	50.0%
鹿児島県	25	43	58.1%
沖縄県	17	41	41.5%
全体	1,031	1,741	59.2%

(2) 貴自治体における未就園児の人数をご記入ください。

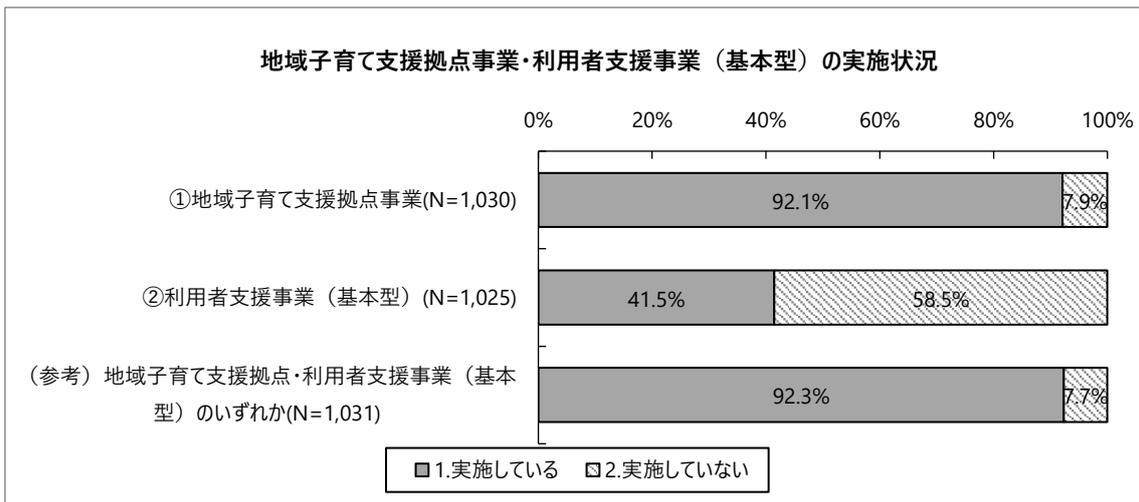
未就園児数 (N=1,026)



	回答数	割合
	N=1,026	N=1,026
50人未満	155	15.1%
50人以上 200人未満	118	11.5%
200人以上 600人未満	67	6.5%
600人以上	112	10.9%
把握していない	574	55.9%
総計	1,026	100%

**質問 2 貴自治体における地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業(基本型)の実施状況についてお伺いします。**

(1) ①地域子育て支援拠点事業②利用者支援事業(基本型)の実施状況をお答えください。

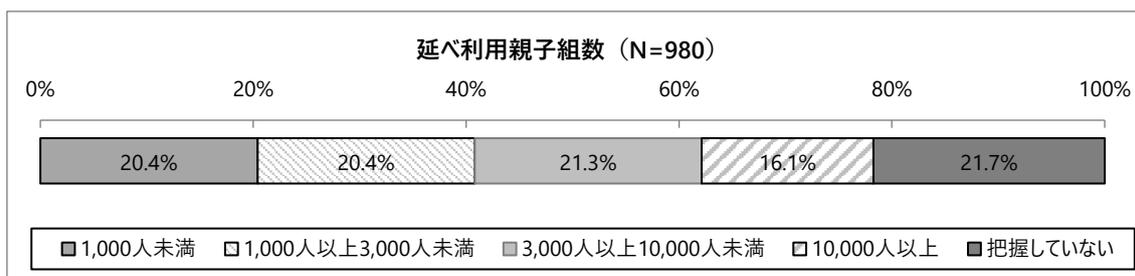


	①地域子育て支援拠点事業		②利用者支援事業(基本型)		(参考)地域子育て支援拠点・利用者支援事業(基本型)のいずれか	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
	N=1,030	N=1,030	N=1,025	N=1,025	N=1,031	N=1,031
1.実施している	949	92.1%	425	41.5%	952	92.3%
2.実施していない	81	7.9%	600	58.5%	79	7.7%
総計	1,030	100%	1,025	100%	1,031	100%

**質問 3 貴自治体における地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業(基本型)の利用者についてお伺いします。**

実施されている地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業（基本型）すべての延べ利用親子組数をお答えください。

延べ利用親子組数（N=980）

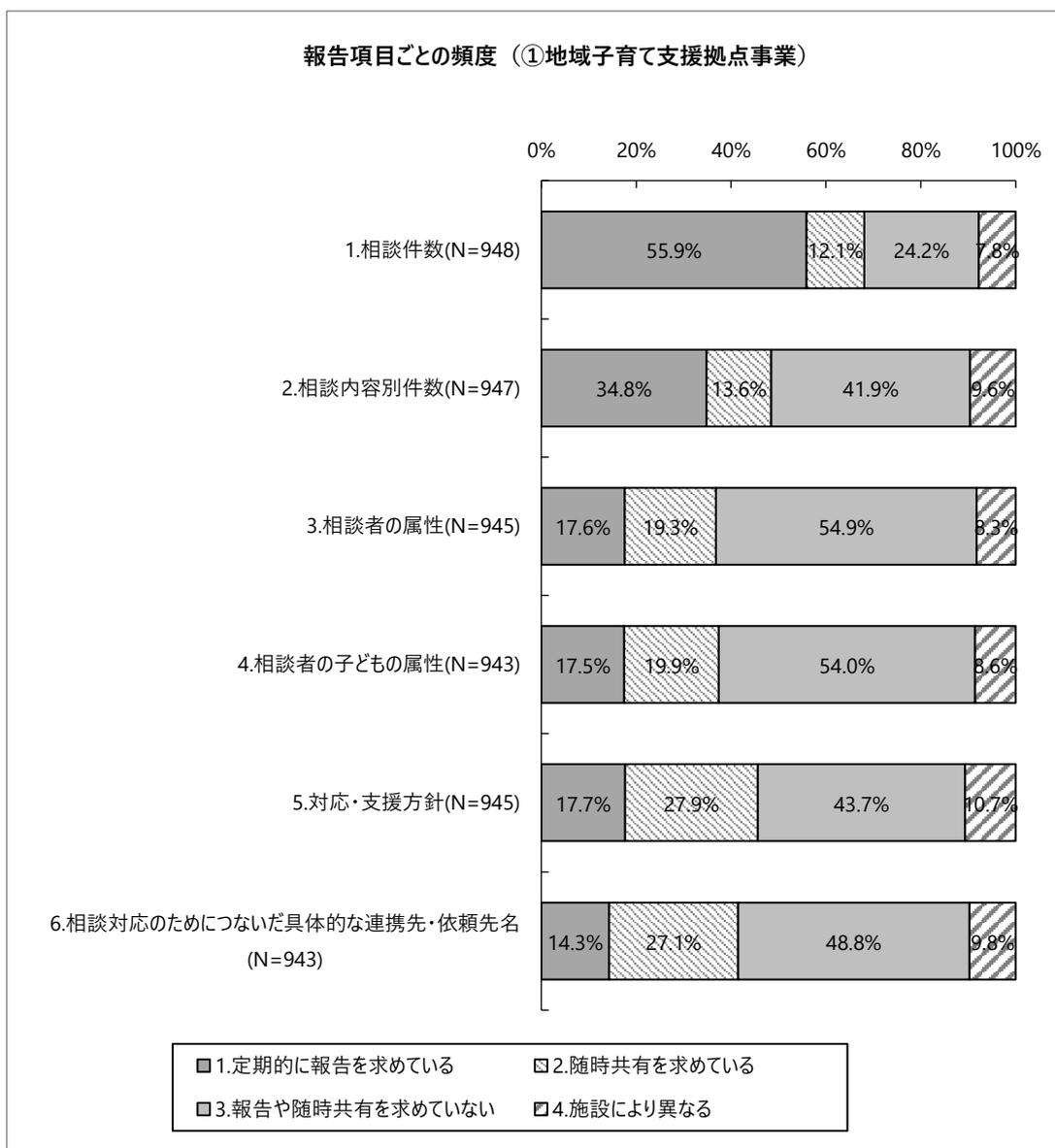


	回答数	割合
	N=980	N=980
1,000人未満	200	20.4%
1,000人以上3,000人未満	200	20.4%
3,000人以上10,000人未満	209	21.3%
10,000人以上	158	16.1%
把握していない	213	21.7%
総計	980	100%

**質問 4 貴自治体における地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業(基本型)の相談事業の取組についてお伺いします。**

(1) 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)における相談事業のうち、自治体への報告を求めている項目ごとに、報告方法をお答えください。

①地域子育て支援拠点事業

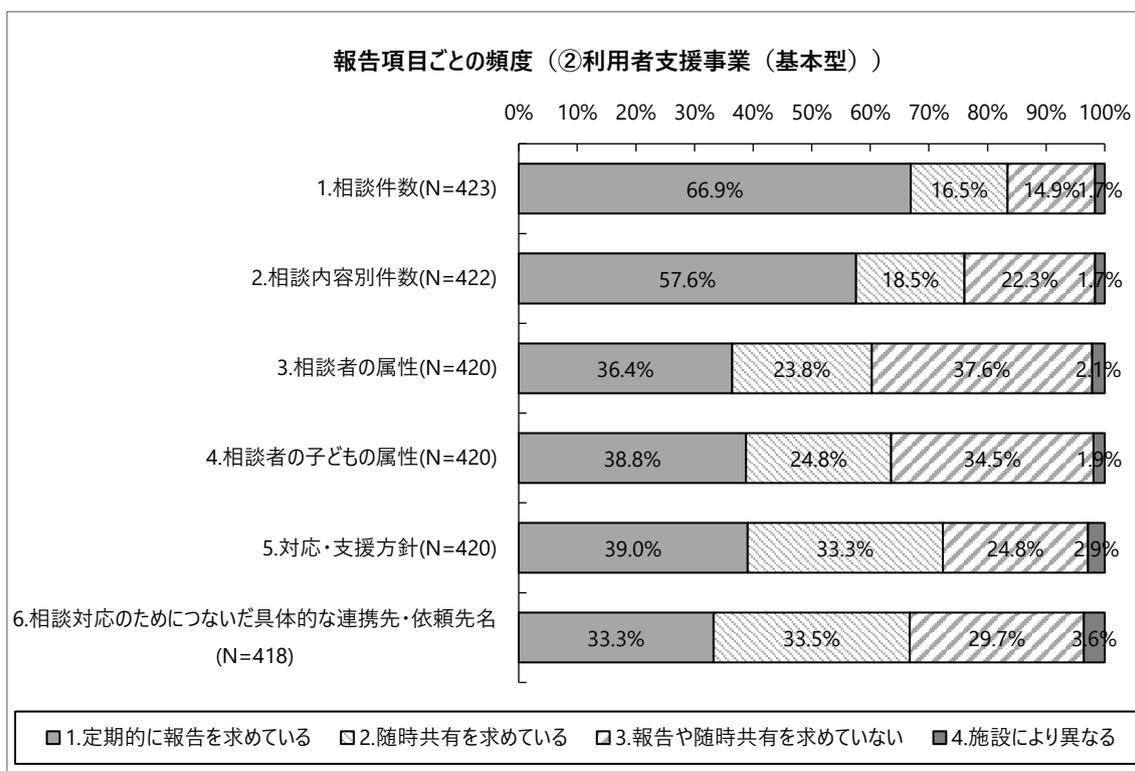


	回答数					
	1.相談件数	2.相談内容別件数	3.相談者の属性	4.相談者の子どもの属性	5.対応・支援方針	6.相談対応のためにつないだ具体的な連携先・依頼先名
	N=948	N=947	N=945	N=943	N=945	N=943
1.定期的に報告を求めている	530	330	166	165	167	135
2.随時共有を求めている	115	129	182	188	264	256
3.報告や随時共有を求めている	229	397	519	509	413	460
4.施設により異なる	74	91	78	81	101	92
総計	948	947	945	943	945	943

	割合					
	1.相談件数	2.相談内容別件数	3.相談者の属性	4.相談者の子どもの属性	5.対応・支援方針	6.相談対応のためにつないだ具体的な連携先・依頼先名
	N=948	N=947	N=945	N=943	N=945	N=943
1.定期的に報告を求めている	55.9%	34.8%	17.6%	17.5%	17.7%	14.3%
2.随時共有を求めている	12.1%	13.6%	19.3%	19.9%	27.9%	27.1%
3.報告や随時共有を求めている	24.2%	41.9%	54.9%	54.0%	43.7%	48.8%
4.施設により異なる	7.8%	9.6%	8.3%	8.6%	10.7%	9.8%
総計	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(1) 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業（基本型）における相談事業のうち、自治体への報告を求めている項目ごとに、報告方法をお答えください。

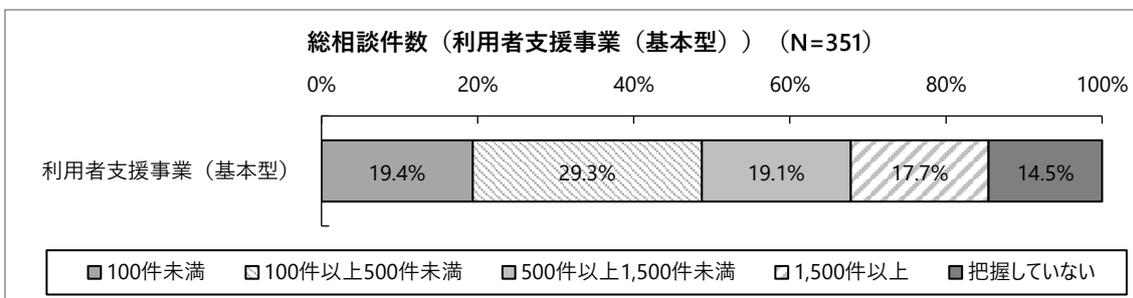
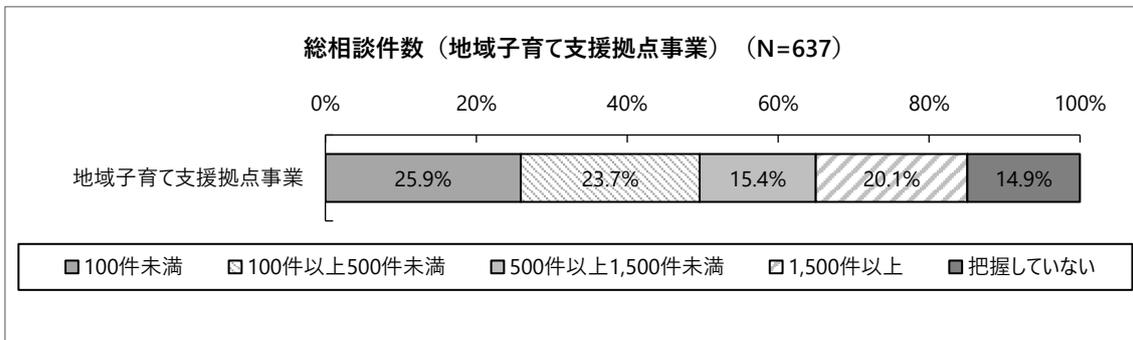
②利用者支援事業（基本型）



	回答数					
	1.相談件数	2.相談内容別件数	3.相談者の属性	4.相談者の子どもの属性	5.対応・支援方針	6.相談対応のためにつないだ具体的な連携先・依頼先名
	N=423	N=422	N=420	N=420	N=420	N=418
1.定期的に報告を求めている	283	243	153	163	164	139
2.随時共有を求めている	70	78	100	104	140	140
3.報告や随時共有を求めていない	63	94	158	145	104	124
4.施設により異なる	7	7	9	8	12	15
総計	423	422	420	420	420	418

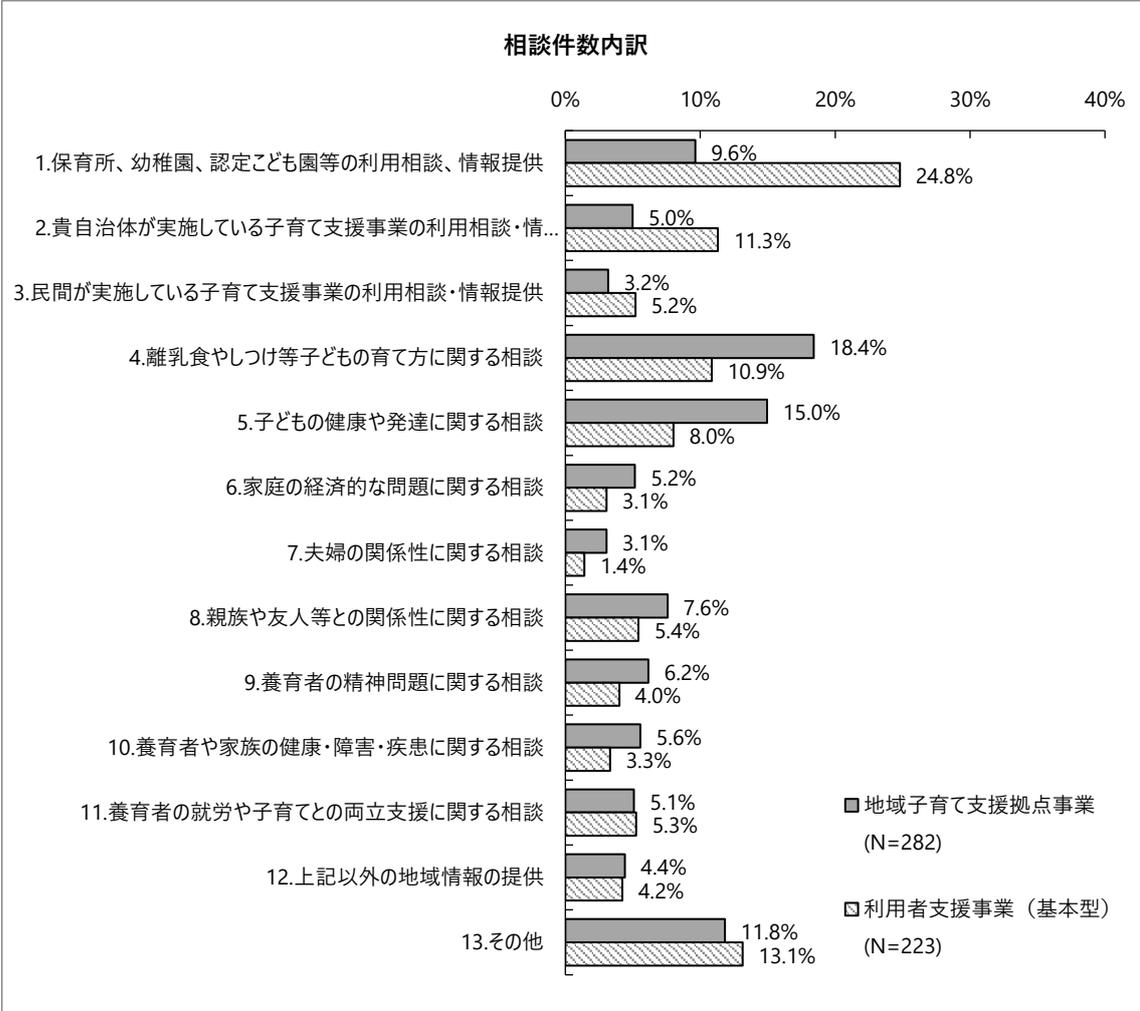
	1.相談件数	2.相談内容別件数	3.相談者の属性	4.相談者の子どもの属性	5.対応・支援方針	6.相談対応のためにつないだ具体的な連携先・依頼先名
	N=423	N=422	N=420	N=420	N=420	N=418
1.定期的に報告を求めている	66.9%	57.6%	36.4%	38.8%	39.0%	33.3%
2.随時共有を求めている	16.5%	18.5%	23.8%	24.8%	33.3%	33.5%
3.報告や随時共有を求めていない	14.9%	22.3%	37.6%	34.5%	24.8%	29.7%
4.施設により異なる	1.7%	1.7%	2.1%	1.9%	2.9%	3.6%
総計	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(2) ①地域子育て支援拠点事業と利用者支援事業（基本型）それぞれにおける年間の総相談件数をご記入ください。



	地域子育て支援拠点事業		利用者支援事業(基本型)	
	回答数	割合	回答数	割合
	N=637	N=637	N=351	N=351
100件未満	165	25.9%	68	19.4%
100件以上500件未満	151	23.7%	103	29.3%
500件以上1,500件未満	98	15.4%	67	19.1%
1,500件以上	128	20.1%	62	17.7%
把握していない	95	14.9%	51	14.5%
総計	637	100%	351	100%

(2) ②地域子育て支援拠点事業と利用者支援事業（基本型）それぞれにおける年間相談件数を、相談の内容別にお答えください。



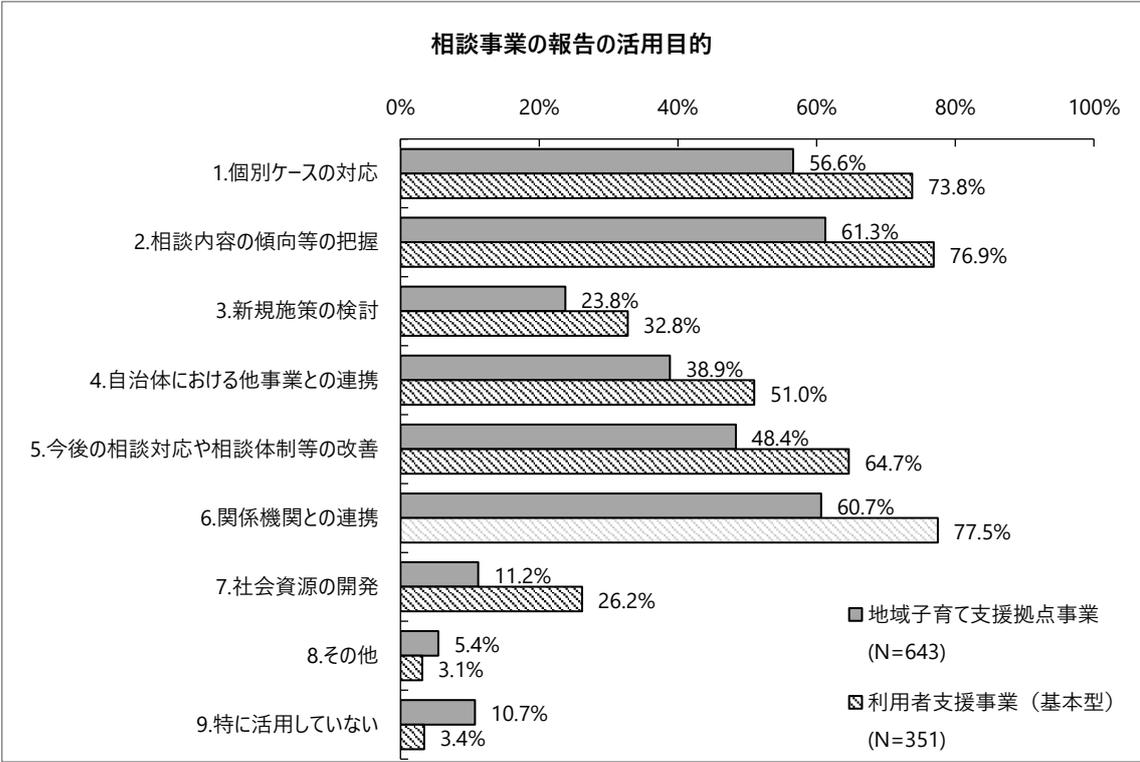
	地域子育て支援拠点事業		利用者支援事業(基本型)	
	平均値(件)	割合	平均値(件)	割合
	N=282	N=282	N=223	N=223
1.保育所、幼稚園、認定こども園等の利用相談、情報提供	286	9.6%	566	24.8%
2.貴自治体が実施している子育て支援事業の利用相談・情報提供	148	5.0%	258	11.3%
3.民間が実施している子育て支援事業の利用相談・情報提供	94	3.2%	118	5.2%
4.離乳食やしつけ等子どもの育て方に関する相談	547	18.4%	248	10.9%
5.子どもの健康や発達に関する相談	444	15.0%	183	8.0%
6.家庭の経済的な問題に関する相談	153	5.2%	70	3.1%
7.夫婦の関係性に関する相談	91	3.1%	32	1.4%
8.親族や友人等との関係性に関する相談	225	7.6%	124	5.4%
9.養育者の精神問題に関する相談	183	6.2%	91	4.0%
10.養育者や家族の健康・障害・疾患に関する相談	165	5.6%	76	3.3%
11.養育者の就労や子育てとの両立支援に関する相談	151	5.1%	120	5.3%
12.上記以外の地域情報の提供	131	4.4%	97	4.2%
13.その他	351	11.8%	300	13.1%
総計	2967	100%	2282	100%

※1つの相談に対し複数の相談内訳が存在する場合がありますため、内訳の合計は相談件数と一致しない

※N数は「把握していない」(N=186)を除いた値

※N数は「把握していない」(N=96)を除いた値

(3) 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業（基本型）からの相談事業の報告について、貴自治体における活用の目的として当てはまるものをすべてお答えください。（複数回答）

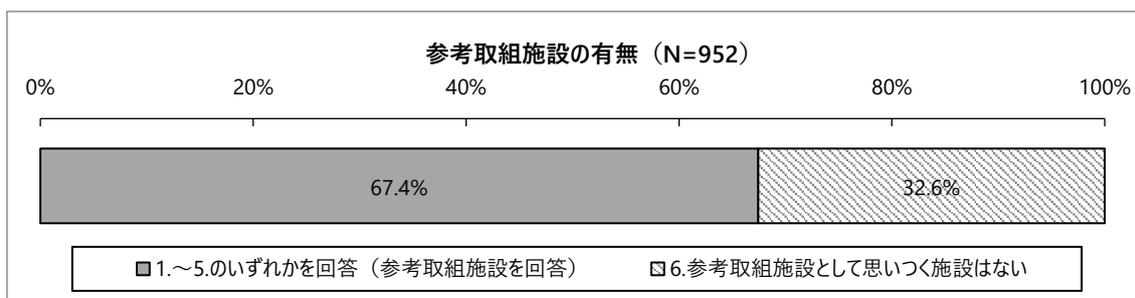


	地域子育て支援拠点事業		利用者支援事業(基本型)	
	回答数	割合	回答数	割合
	N=643	N=643	N=351	N=351
1.個別ケースの対応	364	56.6%	259	73.8%
2.相談内容の傾向等の把握	394	61.3%	270	76.9%
3.新規施策の検討	153	23.8%	115	32.8%
4.自治体における他事業との連携	250	38.9%	179	51.0%
5.今後の相談対応や相談体制等の改善	311	48.4%	227	64.7%
6.関係機関との連携	390	60.7%	272	77.5%
7.社会資源の開発	72	11.2%	92	26.2%
8.その他	35	5.4%	11	3.1%
9.特に活用していない	69	10.7%	12	3.4%

**質問 5 貴自治体における参考取組施設についてお伺いします。**

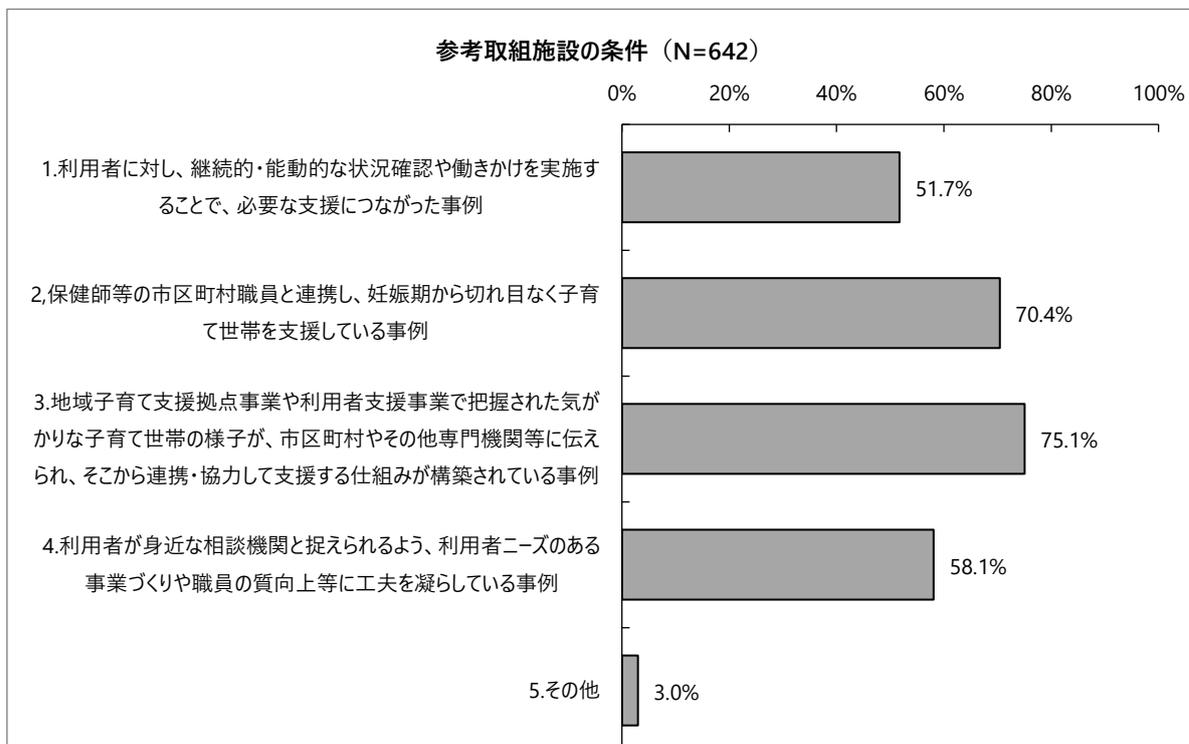
(1) 参考取組施設の条件のうち、貴自治体を選んだ施設（以下、当該施設）と合致するものをすべてお答えください。（複数回答）

**参考取組施設の有無（N=952）**



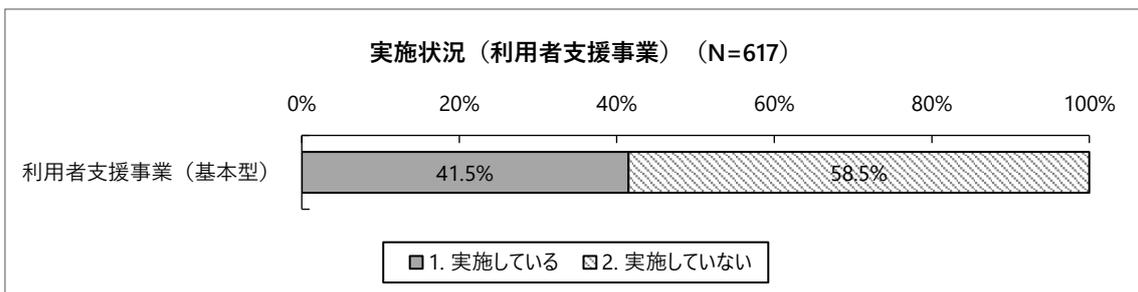
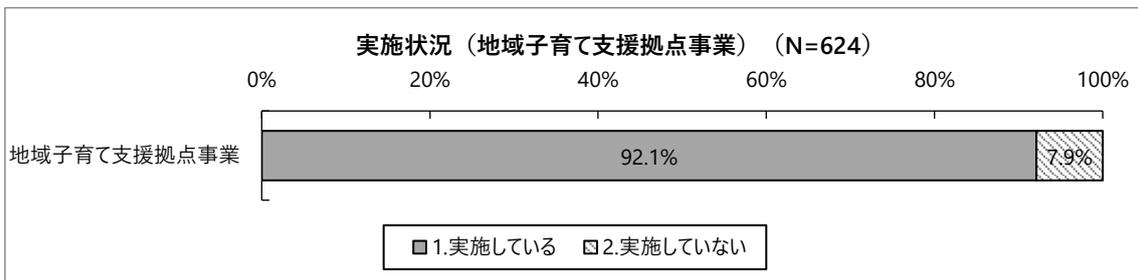
	回答数 N=952	割合 N=952
1.~5.のいずれかを回答(参考取組施設を回答)	642	67.4%
6.参考取組施設として思いつく施設はない	310	32.6%
総計	952	100.0%

**参考取組施設の条件（N=642）**



	回答数	割合
	N=642	N=642
1.利用者に対し、継続的・能動的な状況確認や働きかけを実施することで、必要な支援につながった事例	332	51.7%
2.保健師等の市区町村職員と連携し、妊娠期から切れ目なく子育て世帯を支援している事例	452	70.4%
3.地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業で把握された気がかりな子育て世帯の様子が、市区町村やその他専門機関等に伝えられ、そこから連携・協力して支援する仕組みが構築されている事例	482	75.1%
4.利用者が身近な相談機関と捉えられるよう、利用者ニーズのある事業づくりや職員の質向上等に工夫を凝らしている事例	373	58.1%
5.その他	19	3.0%

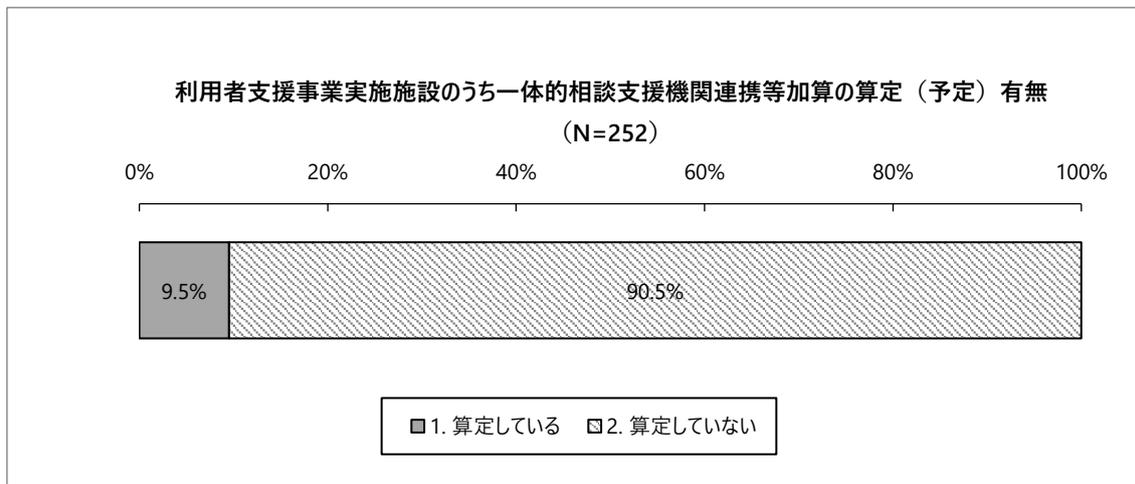
(2) ②地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業の実施有無をお答えください。



	地域子育て支援拠点事業		利用者支援事業(基本型)	
	回答数	割合	回答数	割合
	N=624	N=624	N=617	N=617
1. 実施している	581	93.1%	256	41.5%
2. 実施していない	43	6.9%	361	58.5%
総計	624	100%	617	100%

利用者支援事業（基本型）を実施している場合、③一体的相談支援機関連携等加算の算定（予定）有無をお答えください。

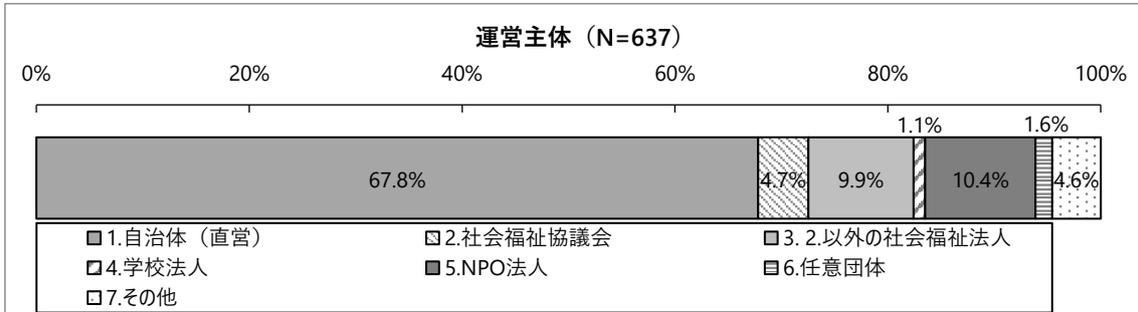
利用者支援事業実施施設のうち一体的相談支援機関連携等加算の算定（予定）有無（N=252）



	回答数	割合
	N=252	N=252
1. 算定している	24	9.5%
2. 算定していない	228	90.5%
総計	252	100%

(3) 当該施設の運営主体をお答えください。

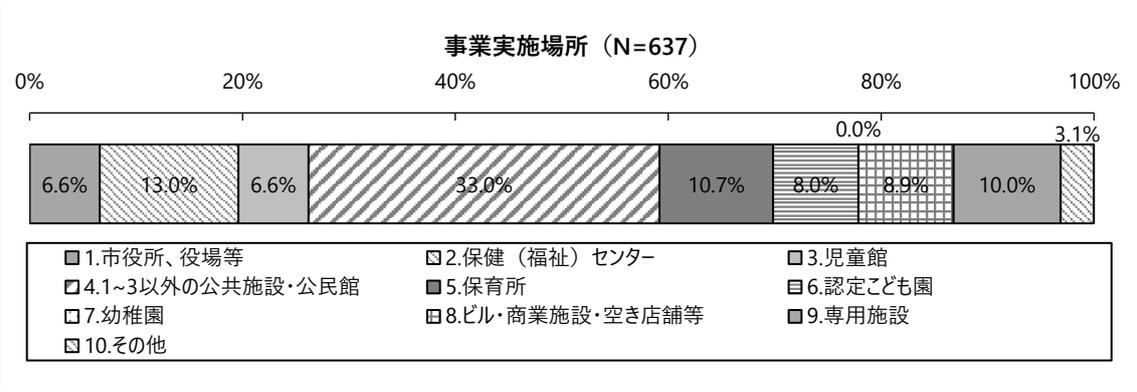
運営主体 (N=637)



	回答数	割合
	N=637	N=637
1.自治体(直営)	432	67.8%
2.社会福祉協議会	30	4.7%
3. 2.以外の社会福祉法人	63	9.9%
4.学校法人	7	1.1%
5.NPO 法人	66	10.4%
6.任意団体	10	1.6%
7.その他	29	4.6%
総計	637	100%

(4) 当該施設の事業実施場所をお答えください。

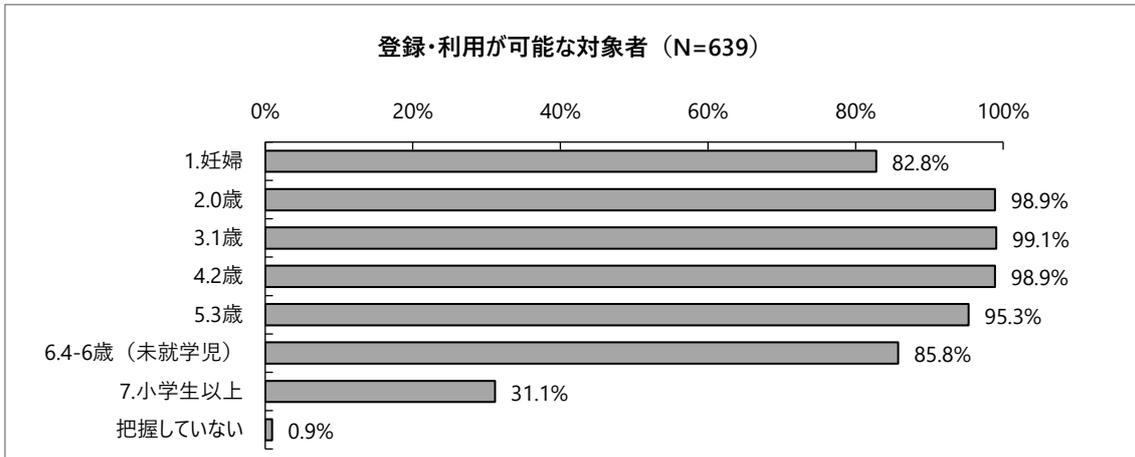
事業実施場所 (N=637)



	回答数	割合
	N=637	N=637
1.市役所、役場等	42	6.6%
2.保健(福祉)センター	83	13.0%
3.児童館	42	6.6%
4.1~3以外の公共施設・公民館	210	33.0%
5.保育所	68	10.7%
6.認定こども園	51	8.0%
7.幼稚園	0	0.0%
8.ビル・商業施設・空き店舗等	57	8.9%
9.専用施設	64	10.0%
10.その他	20	3.1%
総計	637	100%

(5) 当該施設の登録・利用が可能な対象者として当てはまるものをすべてお答えください。(複数回答)

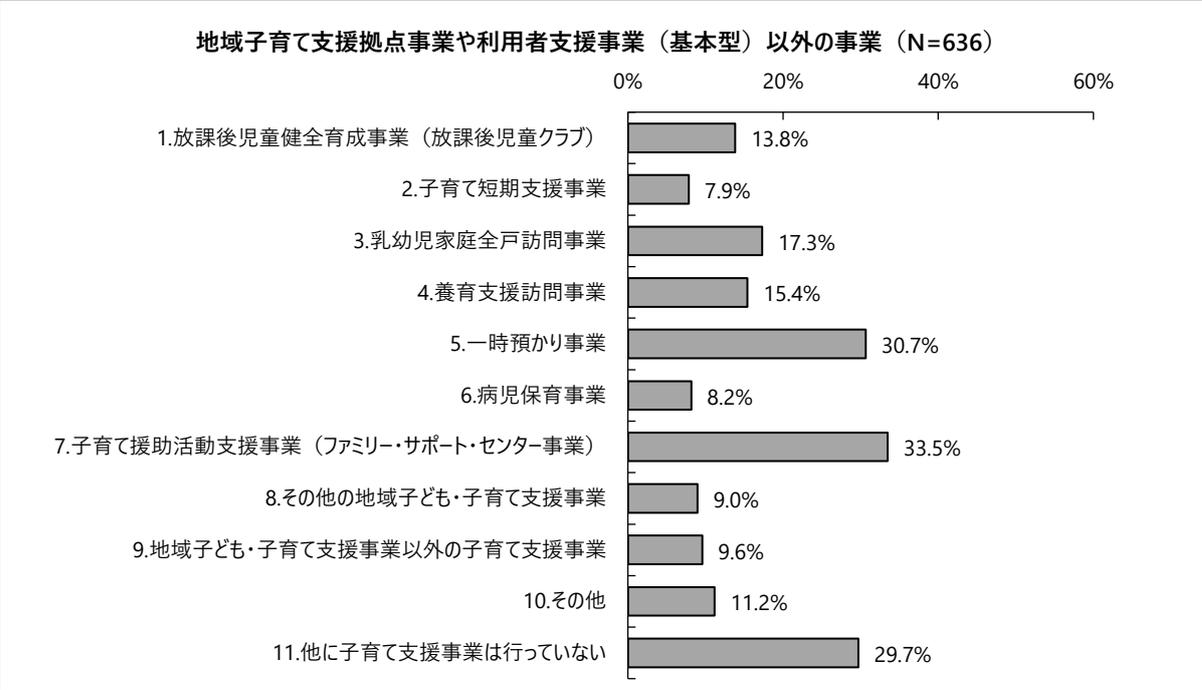
登録・利用が可能な対象者 (N=639)



	回答数	割合
	N=639	N=639
1.妊婦	529	82.8%
2.0歳	632	98.9%
3.1歳	633	99.1%
4.2歳	632	98.9%
5.3歳	609	95.3%
6.4-6歳 (未就学児)	548	85.8%
7.小学生以上	199	31.1%
把握していない	6	0.9%

(6) 当該施設において実施している地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業（基本型）以外の事業をすべてお答えください。（複数回答）

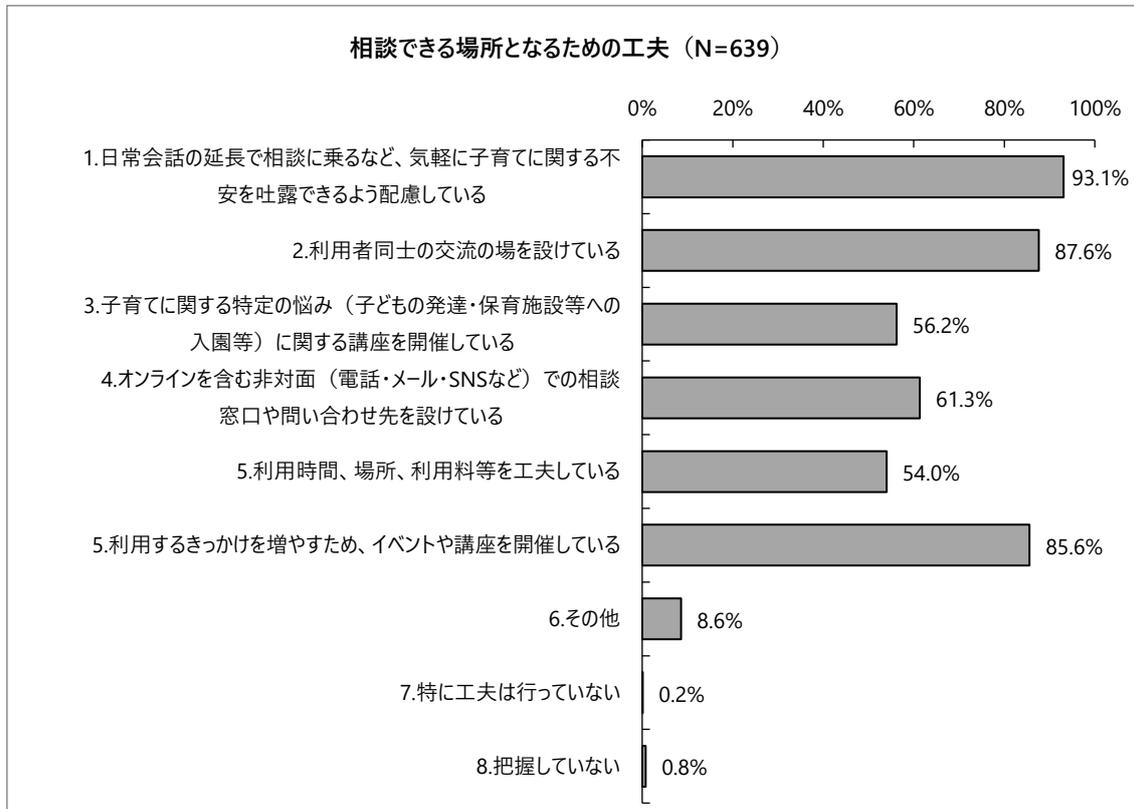
地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業（基本型）以外の事業（N=636）



	回答数	割合
	N=636	N=636
1.放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	88	13.8%
2.子育て短期支援事業	50	7.9%
3.乳児家庭全戸訪問事業	110	17.3%
4.養育支援訪問事業	98	15.4%
5.一時預かり事業	195	30.7%
6.病児保育事業	52	8.2%
7.子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	213	33.5%
8.その他の地域子ども・子育て支援事業	57	9.0%
9.地域子ども・子育て支援事業以外の子育て支援事業	61	9.6%
10.その他	71	11.2%
11.他に子育て支援事業は行っていない	189	29.7%

(7) 当該施設が親子にとって身近に相談できる場所となるための工夫として実施しているものをすべてお答えください。(複数回答)

相談できる場所となるための工夫 (N=639)

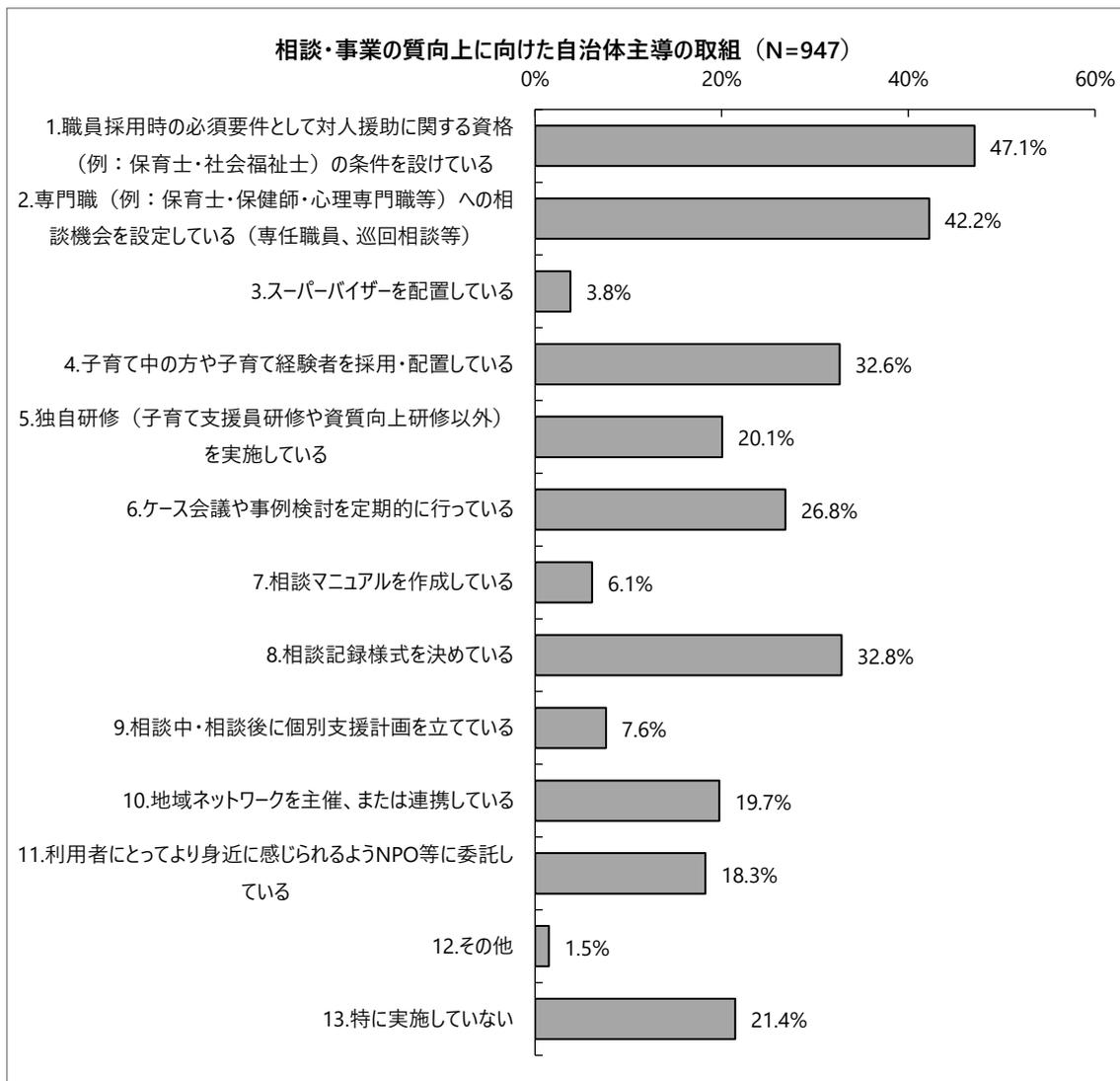


	回答数	割合
	N=639	N=639
1.日常会話の延長で相談に乗るなど、気軽に子育てに関する不安を吐露できるよう配慮している	595	93.1%
2.利用者同士の交流の場を設けている	560	87.6%
3.子育てに関する特定の悩み(子どもの発達・保育施設等への入園等)に関する講座を開催している	359	56.2%
4.オンラインを含む非対面(電話・メール・SNSなど)での相談窓口や問い合わせ先を設けている	392	61.3%
5.利用時間、場所、利用料等を工夫している	345	54.0%
5.利用するきっかけを増やすため、イベントや講座を開催している	547	85.6%
6.その他	55	8.6%
7.特に工夫は行っていない	1	0.2%
8.把握していない	5	0.8%

**質問 6 貴自治体における地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業(基本型)の相談・事業の質向上のための取組についてお伺いします。**

①地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業（基本型）での相談・事業の質の向上に向け、貴自治体が主導して実施している取組としてあてはまるものをすべてお答えください。  
(複数回答)

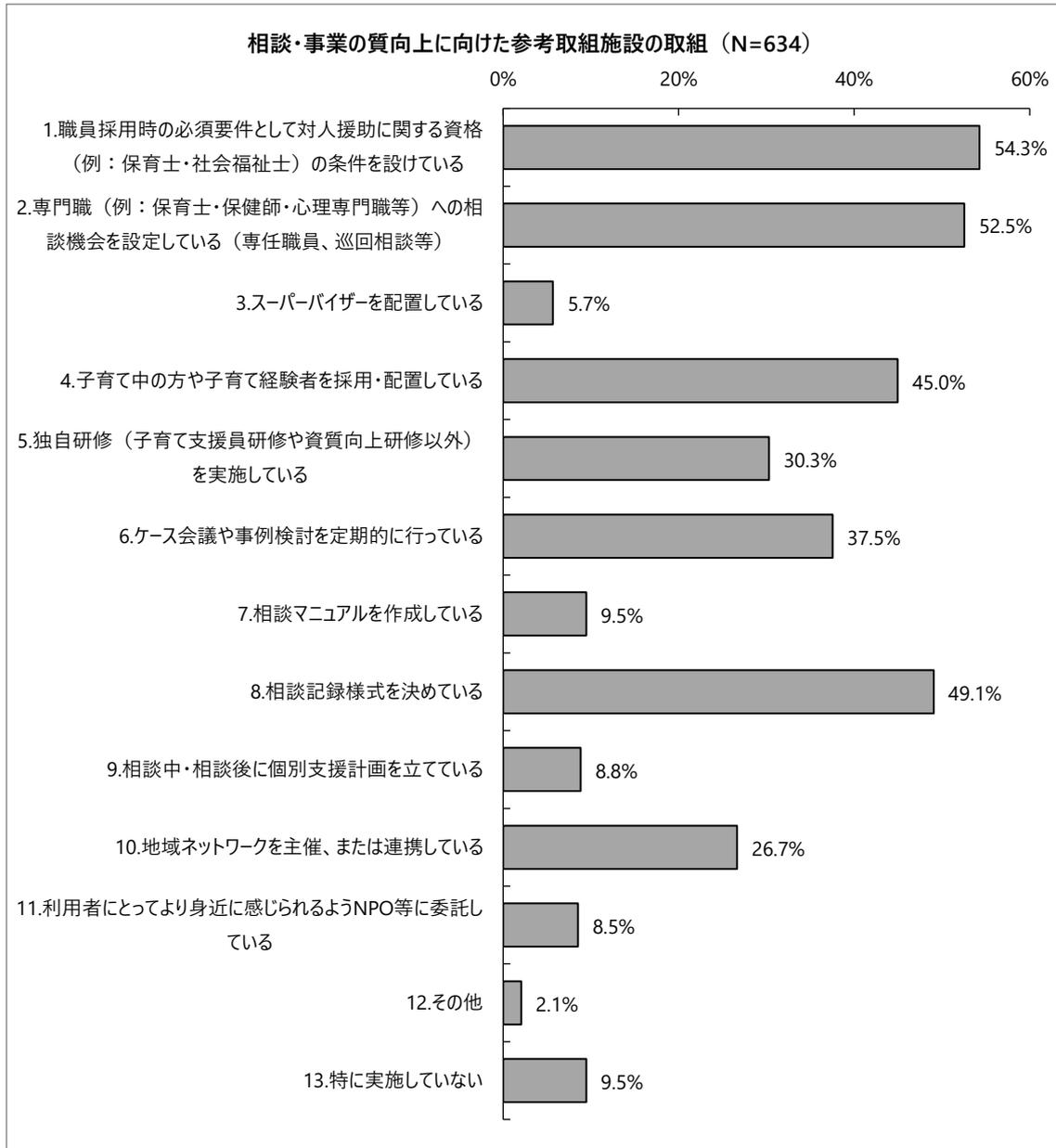
相談・事業の質向上に向けた自治体主導の取組 (N=947)



	回答数	割合
	N=947	N=947
1.職員採用時の必須要件として対人援助に関する資格(例:保育士・社会福祉士)の条件を設けている	446	47.1%
2.専門職(例:保育士・保健師・心理専門職等)への相談機会を設定している(専任職員、巡回相談等)	400	42.2%
3.スーパーバイザーを配置している	36	3.8%
4.子育て中の方や子育て経験者を採用・配置している	309	32.6%
5.独自研修(子育て支援員研修や資質向上研修以外)を実施している	190	20.1%
6.ケース会議や事例検討を定期的に行っている	254	26.8%
7.相談マニュアルを作成している	58	6.1%
8.相談記録様式を決めている	311	32.8%
9.相談中・相談後に個別支援計画を立てている	72	7.6%
10.地域ネットワークを主催、または連携している	187	19.7%
11.利用者にとってより身近に感じられるようNPO等に委託している	173	18.3%
12.その他	14	1.5%
13.特に実施していない	203	21.4%

②地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業（基本型）での相談・事業の質の向上に向け、参考取組施設にて実施している取組として当てはまるものをすべてお答えください。（複数回答）

相談・事業の質向上に向けた参考取組施設の取組（N=634）

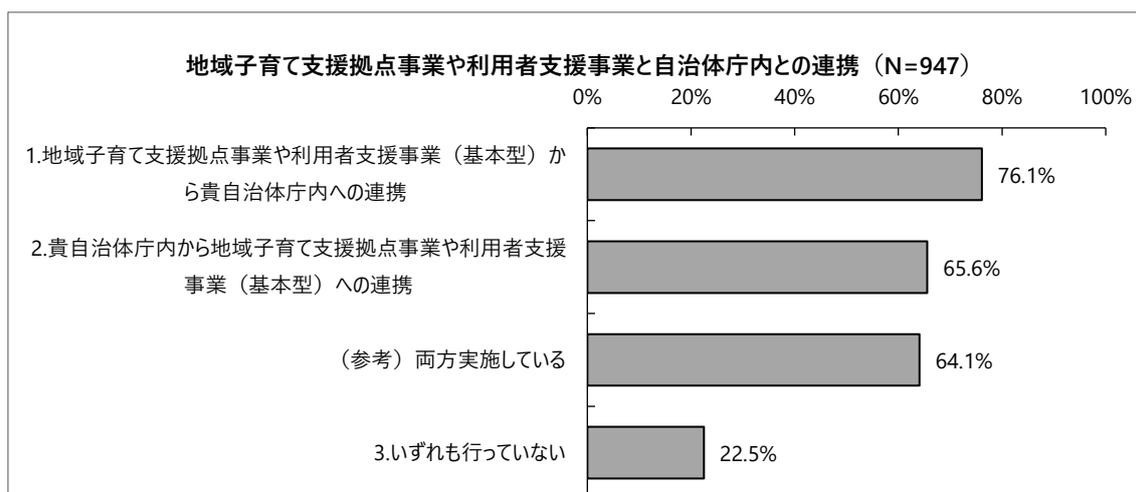


	回答数	割合
	N=634	N=634
1.職員採用時の必須要件として対人援助に関する資格(例:保育士・社会福祉士)の条件を設けている	344	54.3%
2.専門職(例:保育士・保健師・心理専門職等)への相談機会を設定している(専任職員、巡回相談等)	333	52.5%
3.スーパーバイザーを配置している	36	5.7%
4.子育て中の方や子育て経験者を採用・配置している	285	45.0%
5.独自研修(子育て支援員研修や資質向上研修以外)を実施している	192	30.3%
6.ケース会議や事例検討を定期的に行っている	238	37.5%
7.相談マニュアルを作成している	60	9.5%
8.相談記録様式を決めている	311	49.1%
9.相談中・相談後に個別支援計画を立てている	56	8.8%
10.地域ネットワークを主催、または連携している	169	26.7%
11.利用者にとってより身近に感じられるようNPO等に委託している	54	8.5%
12.その他	13	2.1%
13.特に実施していない	60	9.5%

**質問 7 貴自治体における地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業(基本型)の関係機関との連携についてお伺いします。**

(1) ①地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)と貴自治体庁内との連携について、個別ケースの情報共有や連携を行っていますか。当てはまるものをすべてお答えください。(複数回答)

地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業と自治体庁内との連携 (N=947)

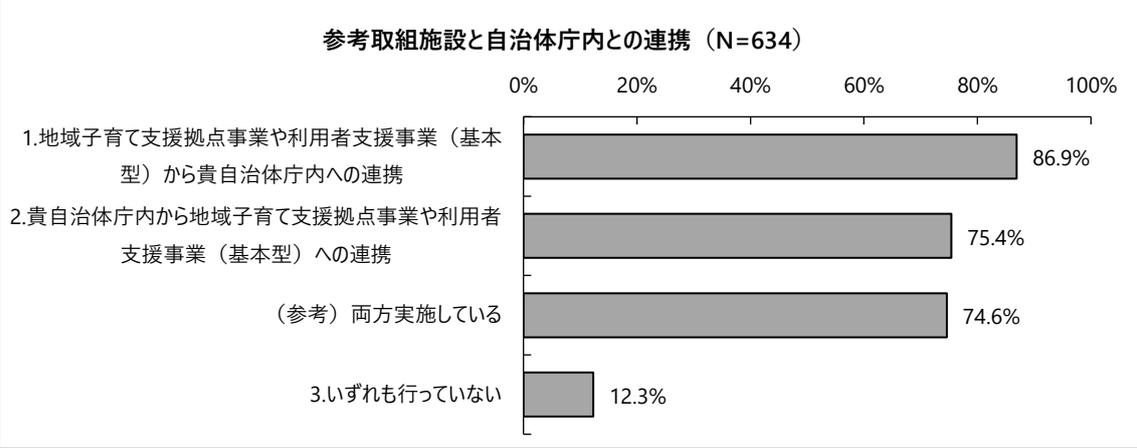


	回答数	割合
	N=947	N=947
1.地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)から貴自治体庁内への連携	721	76.1%
2.貴自治体庁内から地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)への連携	621	65.6%
(参考)両方実施している	607	64.1%
3.いずれも行っていない	213	22.5%

※両方実施している自治体数は、1.2.の選択肢に対する回答より集計

(1) ②当該施設と貴自治体庁内との連携について、個別ケースの情報共有や連携を行っていますか。当てはまるものをすべてお答えください。(複数回答)

参考取組施設と自治体庁内との連携 (N=634)

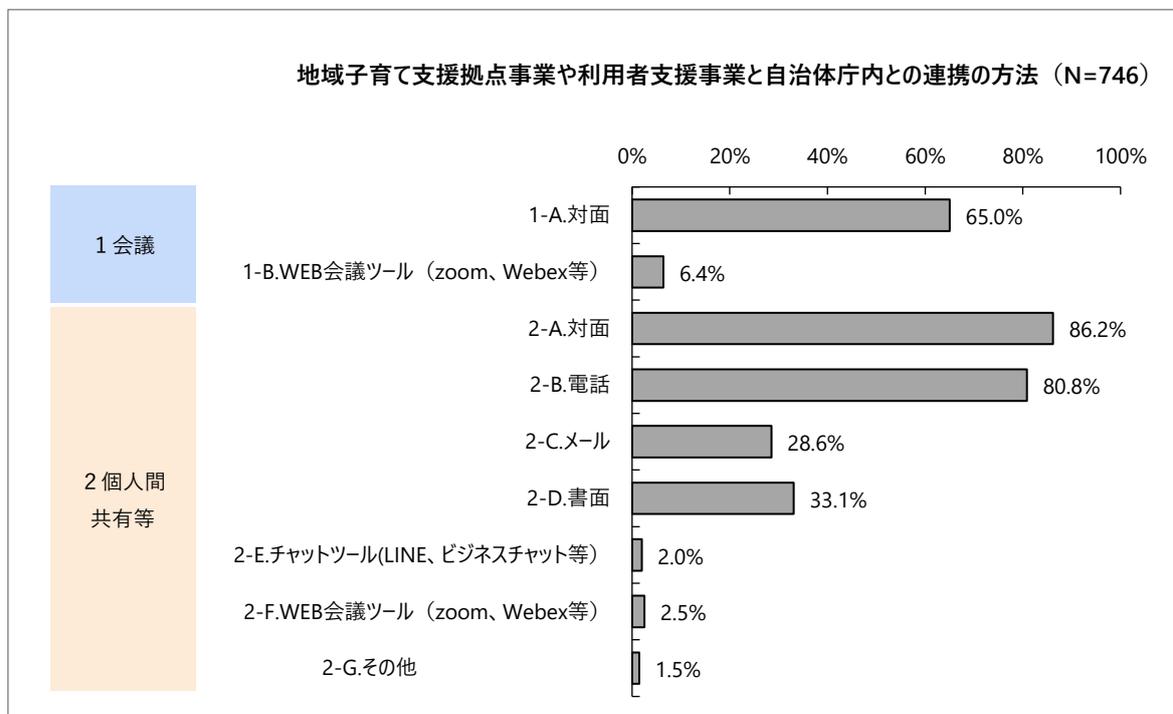


	回答数	割合
	N=634	N=634
1.地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)から貴自治体庁内への連携	551	86.9%
2.貴自治体庁内から地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)への連携	478	75.4%
(参考)両方実施している	473	74.6%
3.いずれも行っていない	78	12.3%

※両方実施している自治体数は、1.2.の選択肢に対する回答より集計

(2) 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業（基本型）と貴自治体庁内との個別ケースの情報共有や連携の方法として当てはまるものをすべてお答えください。（複数回答）

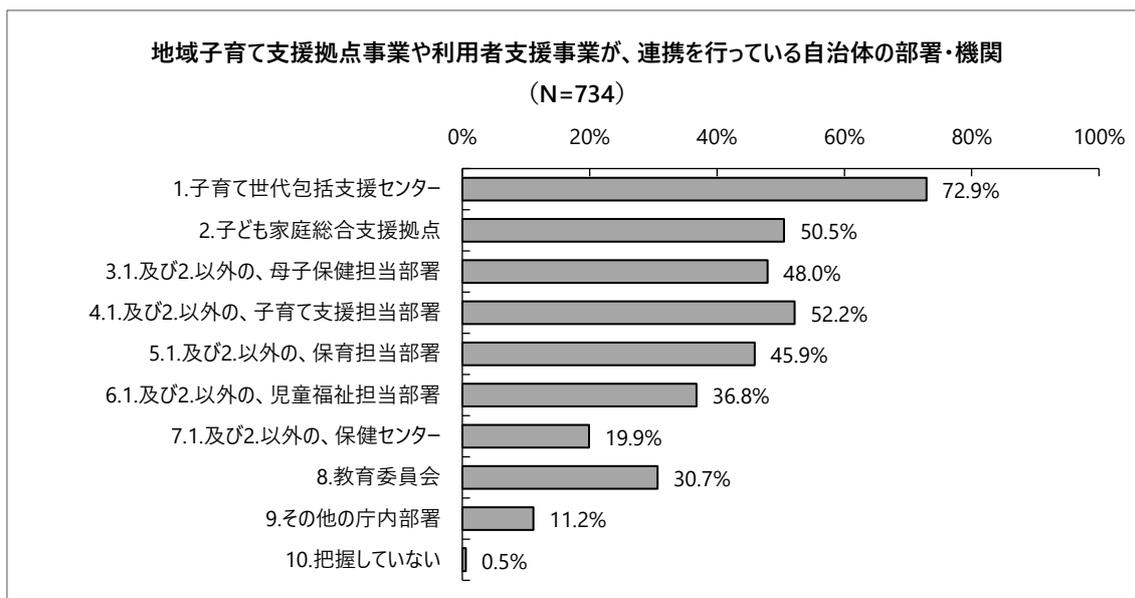
地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業と自治体庁内との連携の方法（N=746）



		回答数	割合
		N=746	N=746
1 会議	1-A.対面	485	65.0%
	1-B.WEB 会議ツール (zoom、Webex 等)	48	6.4%
2 個人間共有等	2-A.対面	643	86.2%
	2-B.電話	603	80.8%
	2-C.メール	213	28.6%
	2-D.書面	247	33.1%
	2-E.チャットツール(LINE、ビジネスチャット等)	15	2.0%
	2-F.WEB 会議ツール (zoom、Webex 等)	19	2.5%
	2-G.その他	11	1.5%

(3) 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業（基本型）が、個別ケースの情報共有や連携を行っている貴自治体の部署・機関として当てはまるものをすべてお答えください。（複数回答）

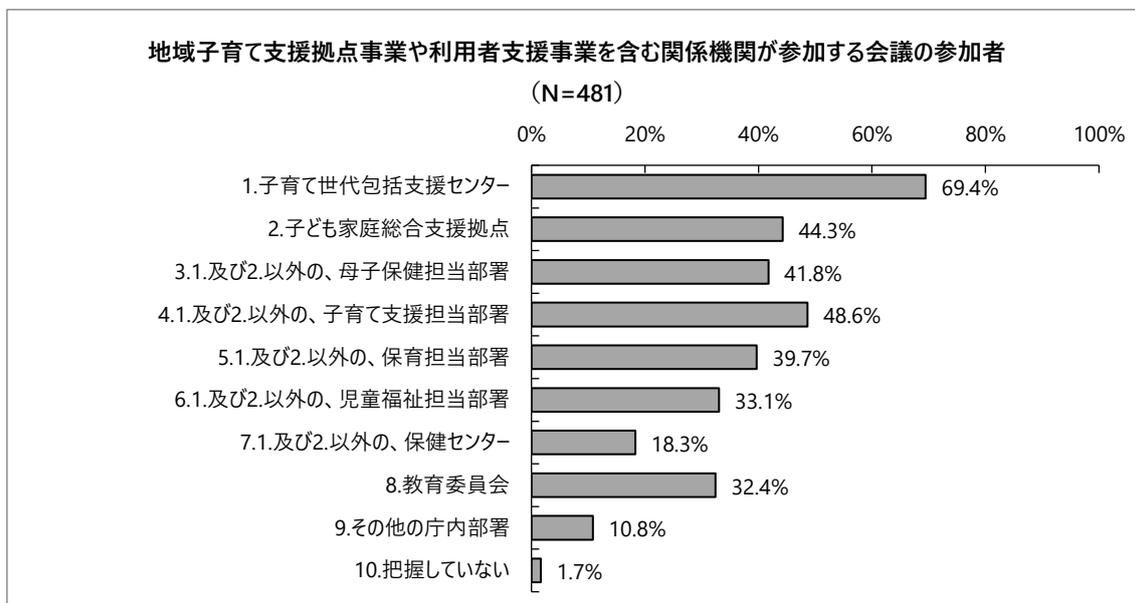
地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業が連携の方法を行っている自治体の部署・機関  
(N=734)



	回答数	割合
	N=734	N=734
1.子育て世代包括支援センター	535	72.9%
2.子ども家庭総合支援拠点	371	50.5%
3.1.及び2.以外の、母子保健担当部署	352	48.0%
4.1.及び2.以外の、子育て支援担当部署	383	52.2%
5.1.及び2.以外の、保育担当部署	337	45.9%
6.1.及び2.以外の、児童福祉担当部署	270	36.8%
7.1.及び2.以外の、保健センター	146	19.9%
8.教育委員会	225	30.7%
9.その他の庁内部署	82	11.2%
10.把握していない	4	0.5%

(4) 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業（基本型）を含む関係機関が参加する会議の参加者として、当てはまるものをすべてお答えください。（複数回答）

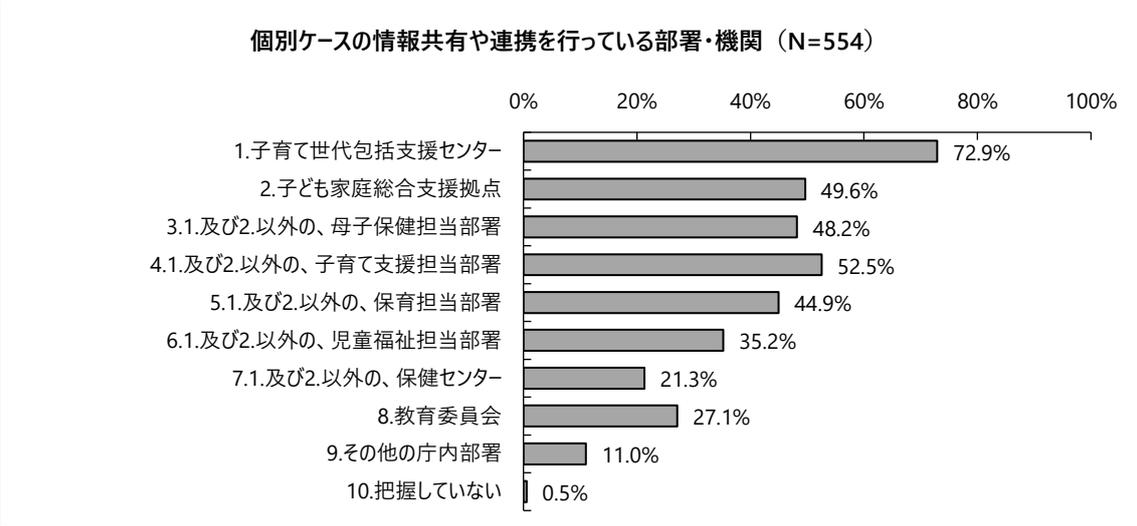
地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業を含む関係機関が参加する会議（N=481）



	回答数	割合
	N=481	N=481
1.子育て世代包括支援センター	334	69.4%
2.子ども家庭総合支援拠点	213	44.3%
3.1.及び2.以外の、母子保健担当部署	201	41.8%
4.1.及び2.以外の、子育て支援担当部署	234	48.6%
5.1.及び2.以外の、保育担当部署	191	39.7%
6.1.及び2.以外の、児童福祉担当部署	159	33.1%
7.1.及び2.以外の、保健センター	88	18.3%
8.教育委員会	156	32.4%
9.その他の庁内部署	52	10.8%
10.把握していない	8	1.7%

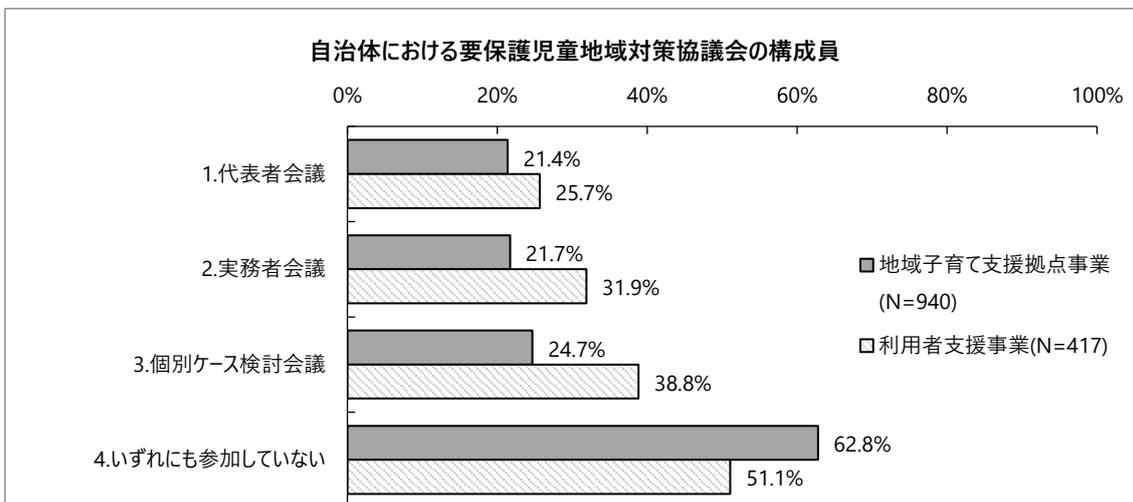
(5) 当該施設が、個別ケースの情報共有や連携を行っている貴自治体の部署・機関として当てはまるものをすべてお答えください。(複数回答)

個別ケースの情報共有や連携を行っている部署・機関 (N=554)



	回答数	割合
	N=554	N=554
1.子育て世代包括支援センター	404	72.9%
2.子ども家庭総合支援拠点	275	49.6%
3.1.及び2.以外の、母子保健担当部署	267	48.2%
4.1.及び2.以外の、子育て支援担当部署	291	52.5%
5.1.及び2.以外の、保育担当部署	249	44.9%
6.1.及び2.以外の、児童福祉担当部署	195	35.2%
7.1.及び2.以外の、保健センター	118	21.3%
8.教育委員会	150	27.1%
9.その他の庁内部署	61	11.0%
10.把握していない	3	0.5%

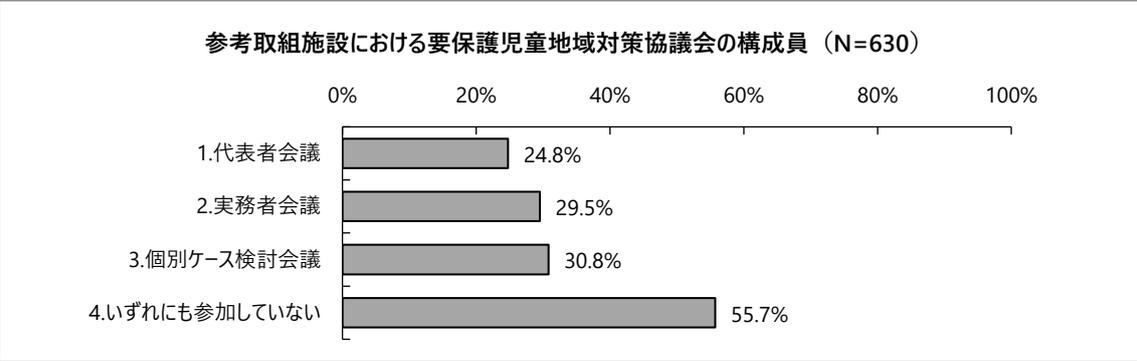
(6) ①貴自治体における要保護児童地域対策協議会の構成員として、地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業（基本型）の職員は含まれていますか。会議体別に構成員に含まれるものをすべてお答えください。（複数回答）



	地域子育て支援拠点事業		利用者支援事業	
	回答数	割合	回答数	割合
	N=940	N=940	N=417	N=417
1.代表者会議	201	21.4%	107	25.7%
2.実務者会議	204	21.7%	133	31.9%
3.個別ケース検討会議	232	24.7%	162	38.8%
4.いずれにも参加していない	590	62.8%	213	51.1%

(6) ②貴自治体における要保護児童地域対策協議会の構成員として、当該施設の職員は含まれていますか。会議体別に構成員に含まれるものをすべてお答えください。(複数回答)

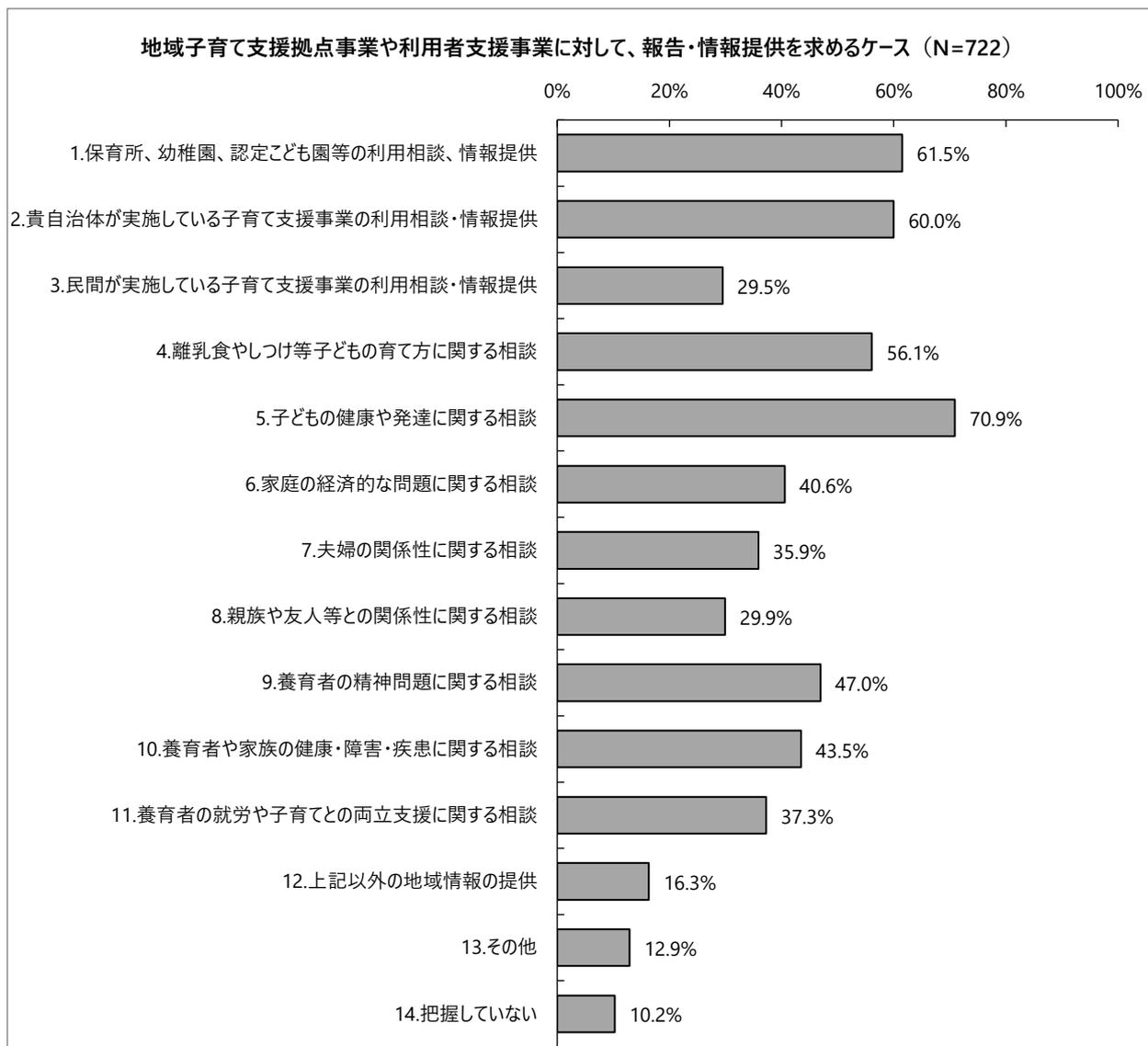
参考取組施設における要保護児童地域対策協議会の構成員 (N=630)



	回答数	割合
	N=630	N=630
1.代表者会議	156	24.8%
2.実務者会議	186	29.5%
3.個別ケース検討会議	194	30.8%
4.いずれにも参加していない	351	55.7%

(7) ①地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業（基本型）に対して、個別ケースについて報告・情報提供を求めているケースとして当てはまるものすべてにお答えください。（複数回答）

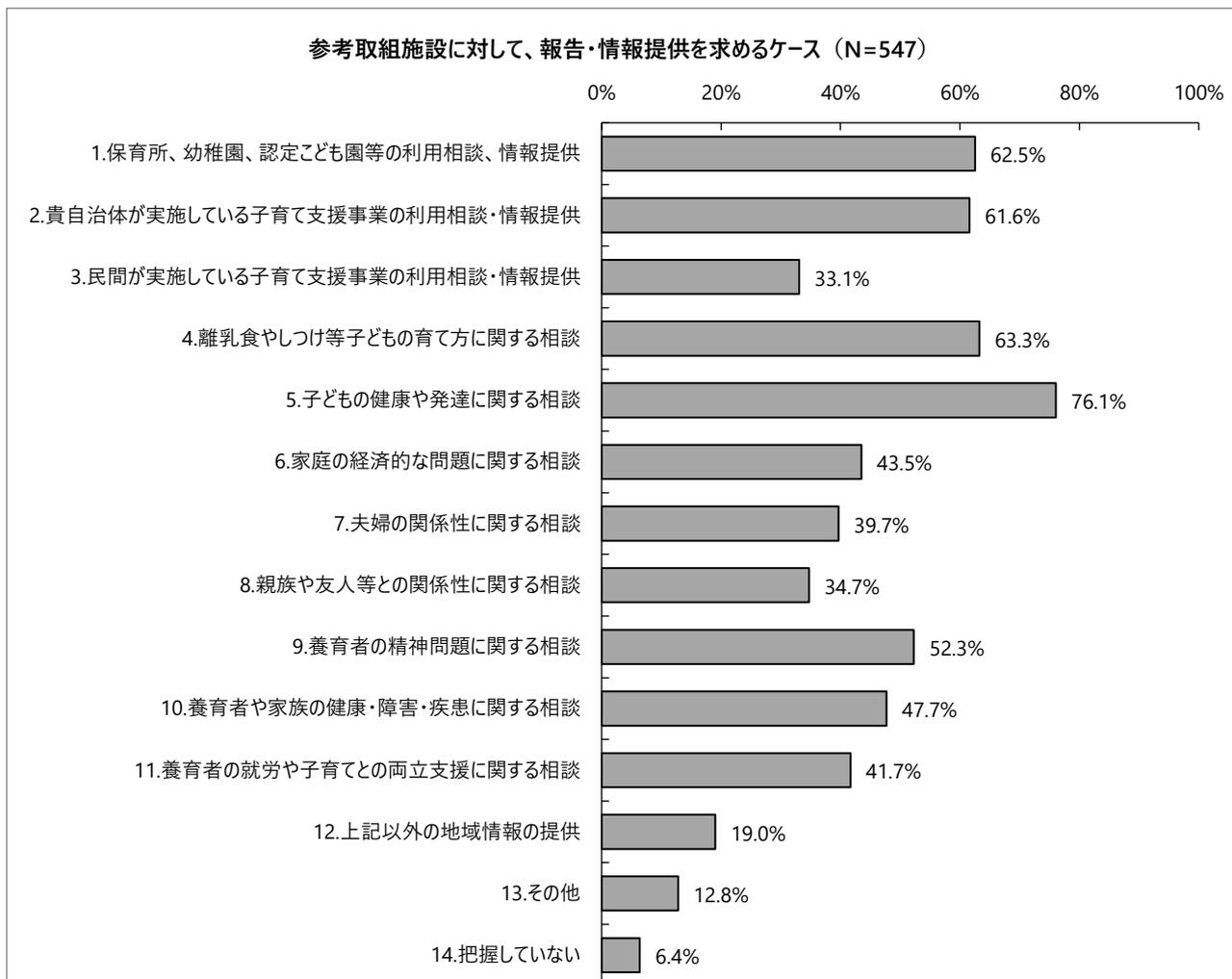
地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業に対して、報告・情報提供を求めているケース（N=722）



	回答数	割合
	N=722	N=722
1.保育所、幼稚園、認定こども園等の利用相談、情報提供	444	61.5%
2.貴自治体が実施している子育て支援事業の利用相談・情報提供	433	60.0%
3.民間が実施している子育て支援事業の利用相談・情報提供	213	29.5%
4.離乳食やしつけ等子どもの育て方に関する相談	405	56.1%
5.子どもの健康や発達に関する相談	512	70.9%
6.家庭の経済的な問題に関する相談	293	40.6%
7.夫婦の関係性に関する相談	259	35.9%
8.親族や友人等との関係性に関する相談	216	29.9%
9.養育者の精神問題に関する相談	339	47.0%
10.養育者や家族の健康・障害・疾患に関する相談	314	43.5%
11.養育者の就労や子育てとの両立支援に関する相談	269	37.3%
12.上記以外の地域情報の提供	118	16.3%
13.その他	93	12.9%
14.把握していない	74	10.2%

(7) ②当該施設に対して個別ケースの報告・情報提供を求めているケースとして当てはまるものすべてにお答えください。(複数回答)

参考取組施設に対して、報告・情報提供を求めているケース (N=547)

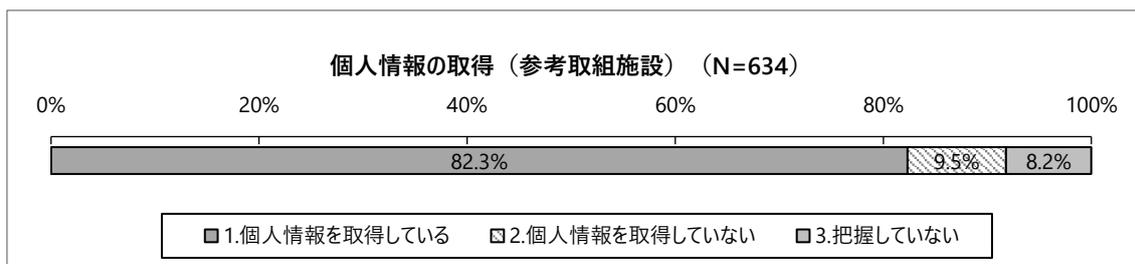


	回答数	割合
	N=547	N=547
1.保育所、幼稚園、認定こども園等の利用相談、情報提供	342	62.5%
2.貴自治体が実施している子育て支援事業の利用相談・情報提供	337	61.6%
3.民間が実施している子育て支援事業の利用相談・情報提供	181	33.1%
4.離乳食やしつけ等子どもの育て方に関する相談	346	63.3%
5.子どもの健康や発達に関する相談	416	76.1%
6.家庭の経済的な問題に関する相談	238	43.5%
7.夫婦の関係性に関する相談	217	39.7%
8.親族や友人等との関係性に関する相談	190	34.7%
9.養育者の精神問題に関する相談	286	52.3%
10.養育者や家族の健康・障害・疾患に関する相談	261	47.7%
11.養育者の就労や子育てとの両立支援に関する相談	228	41.7%
12.上記以外の地域情報の提供	104	19.0%
13.その他	70	12.8%
14.把握していない	35	6.4%

**質問 8 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)における利用者の個人情報の取扱いについてお伺いします。**

(1) ①参考取組施設において、利用者から個人情報を取得していますか。当てはまるものをお答えください。

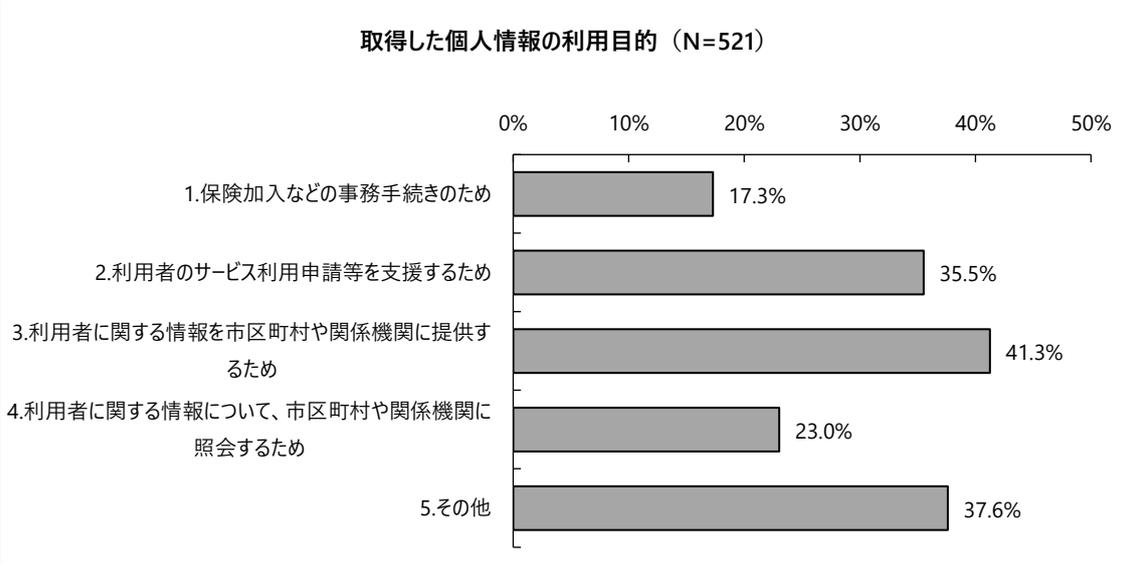
個人情報を取得 (N=634)



	回答数 N=634	割合 N=634
1.個人情報を取得している	522	82.3%
2.個人情報を取得していない	60	9.5%
3.把握していない	52	8.2%
総計	634	100%

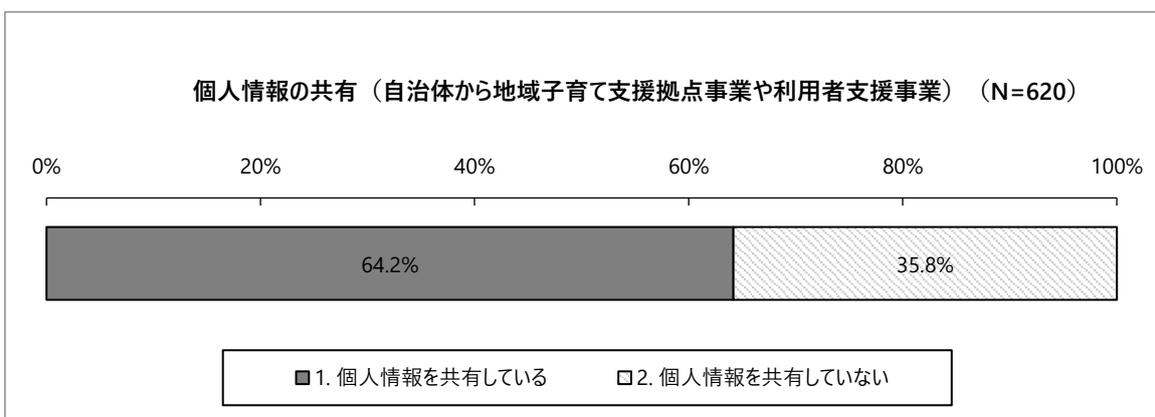
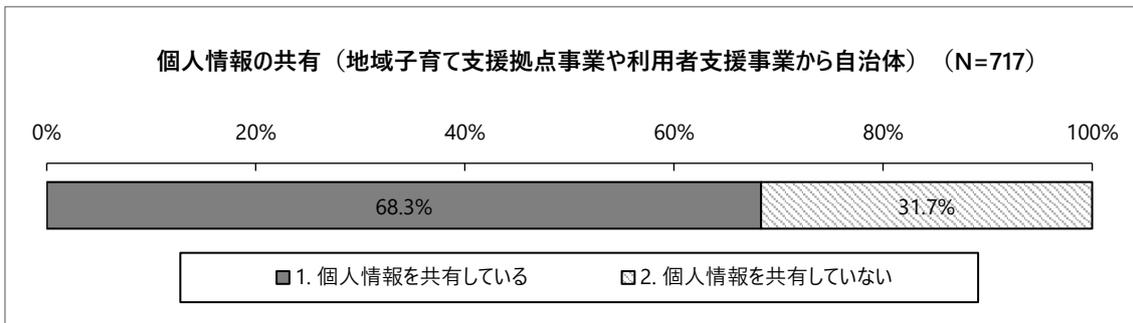
(1) ②取得した個人情報の利用目的として当てはまるものをすべてお答えください。(複数回答)

取得した個人情報の利用目的 (N=521)



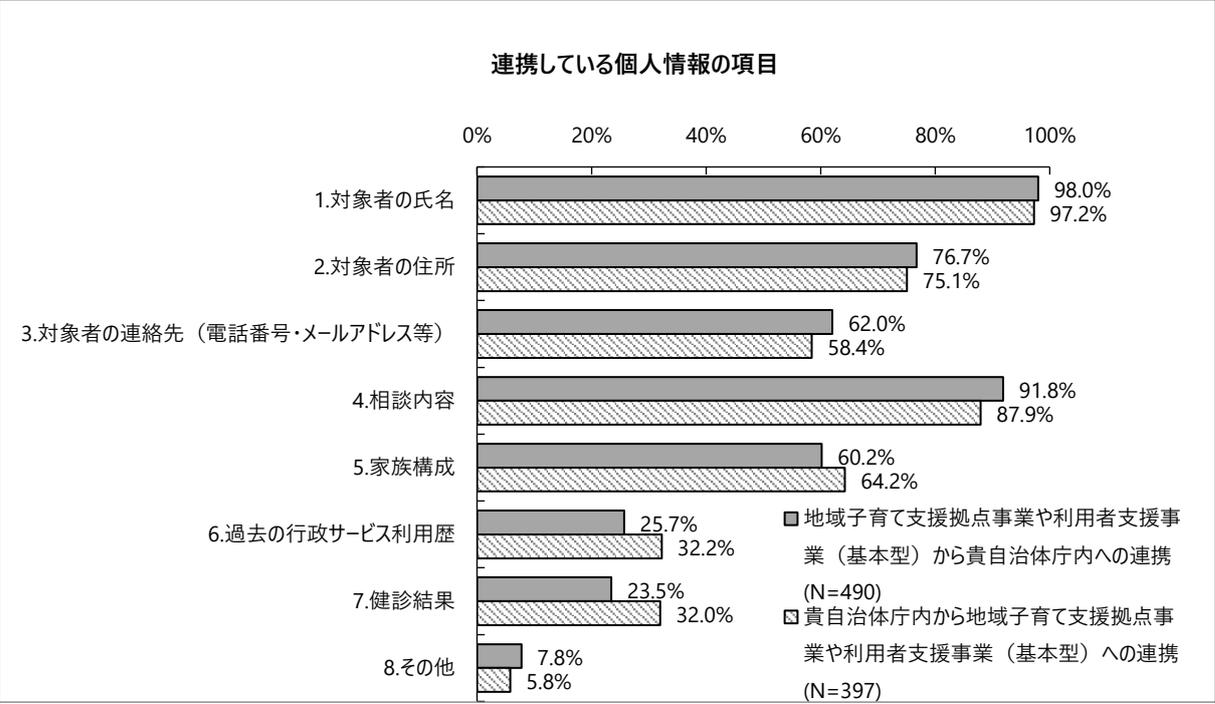
	回答数	割合
	N=521	N=521
1.保険加入などの事務手続きのため	90	17.3%
2.利用者のサービス利用申請等を支援するため	185	35.5%
3.利用者に関する情報を市区町村や関係機関に提供するため	215	41.3%
4.利用者に関する情報について、市区町村や関係機関に照会するため	120	23.0%
5.その他	196	37.6%

(2) 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業（基本型）と市区町村との間での個人が特定できる情報（個人情報）の共有の有無をそれぞれお答えください。



	地域子育て支援拠点事業 や利用者支援事業（基本 型）から貴自治体庁内へ の連携（N=689）		貴自治体庁内から地域子 育て支援拠点事業や利用 者支援事業（基本型）への 連携（N=598）	
	回答数	割合	回答数	割合
	N=717	N=717	N=620	N=620
1. 個人情報を共有している	490	68.3%	398	64.2%
2. 個人情報を共有していない	227	31.7%	222	35.8%
総計	717	100%	620	100%

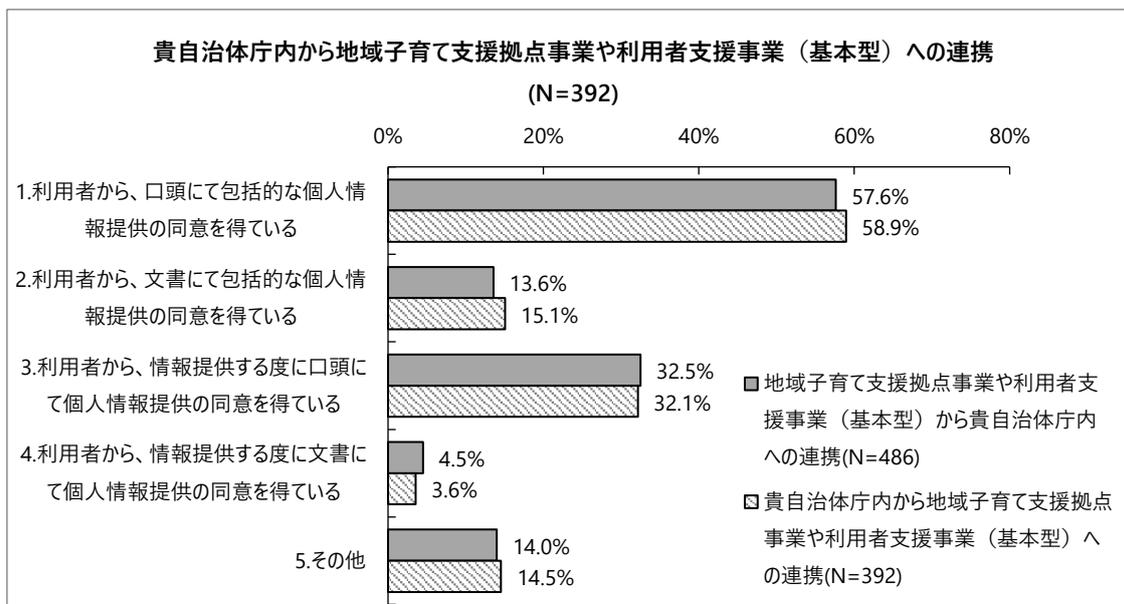
(3) 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業（基本型）と市区町村との間で共有している個人情報の項目として、当てはまるものをすべてお答えください。（複数回答）



	地域子育て支援拠点事業 や利用者支援事業（基本 型）から貴自治体庁内への 連携		貴自治体庁内から地域子 育て支援拠点事業や利用 者支援事業（基本型）への 連携	
	回答数	割合	回答数	割合
	N=490	N=490	N=397	N=397
1.対象者の氏名	480	98.0%	386	97.2%
2.対象者の住所	376	76.7%	298	75.1%
3.対象者の連絡先(電話番号・メールアドレ ス等)	304	62.0%	232	58.4%
4.相談内容	450	91.8%	349	87.9%
5.家族構成	295	60.2%	255	64.2%
6.過去の行政サービス利用歴	126	25.7%	128	32.2%
7.健診結果	115	23.5%	127	32.0%
8.その他	38	7.8%	23	5.8%

(4) 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業（基本型）と市区町村との間で個人情報を共有する場合について、利用者から個人情報提供の同意を取得する方法として当てはまるものをお答えください。

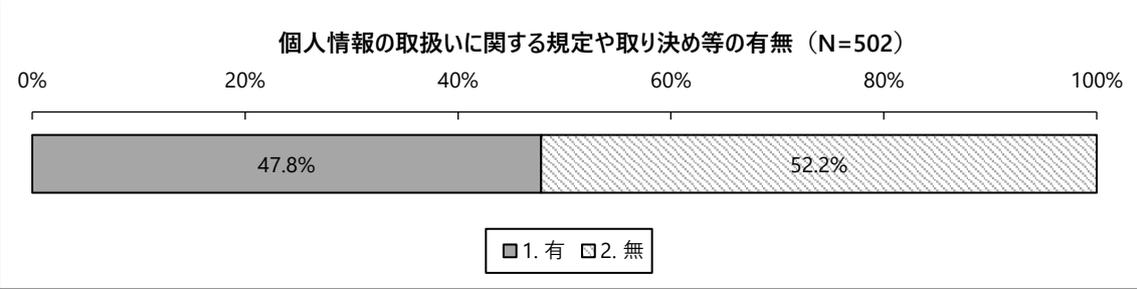
貴自治体庁内から地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業（基本型）への連携（N=392）



	地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業（基本型）から貴自治体庁内への連携		貴自治体庁内から地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業（基本型）への連携	
	回答数	割合	回答数	割合
	N=486	N=486	N=392	N=392
1.利用者から、口頭にて包括的な個人情報提供の同意を得ている	280	57.6%	231	58.9%
2.利用者から、文書にて包括的な個人情報提供の同意を得ている	66	13.6%	59	15.1%
3.利用者から、情報提供する度に口頭にて個人情報提供の同意を得ている	158	32.5%	126	32.1%
4.利用者から、情報提供する度に文書にて個人情報提供の同意を得ている	22	4.5%	14	3.6%
5.その他	68	14.0%	57	14.5%

(5) 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業（基本型）と市区町村との間での個人情報の取扱いに関する規定や取り決め等の有無をお答えください。

個人情報の取扱いに関する規定や取り決め等の有無（N=502）

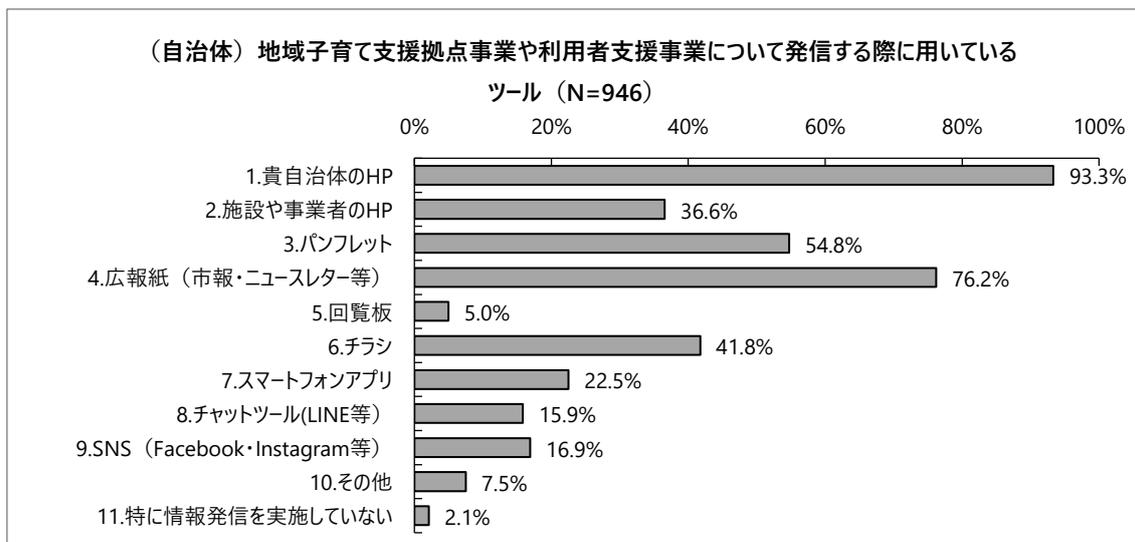


	回答数	割合
	N=502	N=502
1. 有	240	47.8%
2. 無	262	52.2%
総計	502	100%

**質問 9 貴自治体における地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業(基本型)に関する情報発信のための工夫についてお伺いします。**

(1) ①貴自治体が市区町村として、自治体内の地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)について発信する際に用いているツールとして、当てはまるものをすべてお答えください。(複数回答)

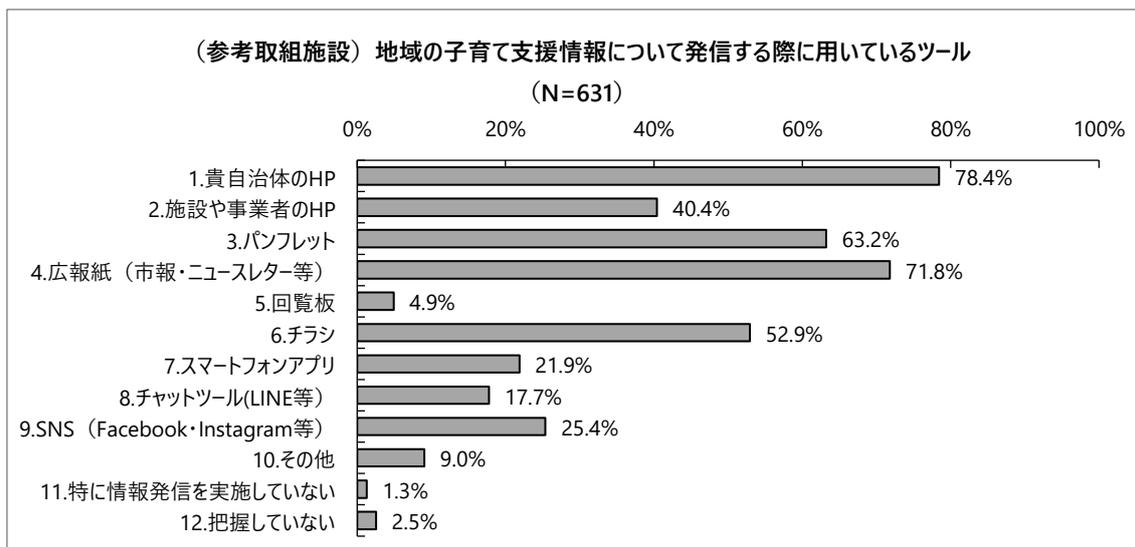
(自治体) 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業について発信する際に用いているツール (N=946)



	回答数	割合
	N=946	N=946
1. 貴自治体の HP	883	93.3%
2. 施設や事業者の HP	346	36.6%
3. パンフレット	518	54.8%
4. 広報紙(市報・ニュースター等)	721	76.2%
5. 回覧板	47	5.0%
6. チラシ	395	41.8%
7. スマートフォンアプリ	213	22.5%
8. チャットツール(LINE 等)	150	15.9%
9. SNS (Facebook・Instagram 等)	160	16.9%
10. その他	71	7.5%
11. 特に情報発信を実施していない	20	2.1%

(1) ②参考取組施設が、自施設を含む地域の子育て支援情報について発信する際に用いているツールとして、当てはまるものをすべてお答えください。(複数回答)

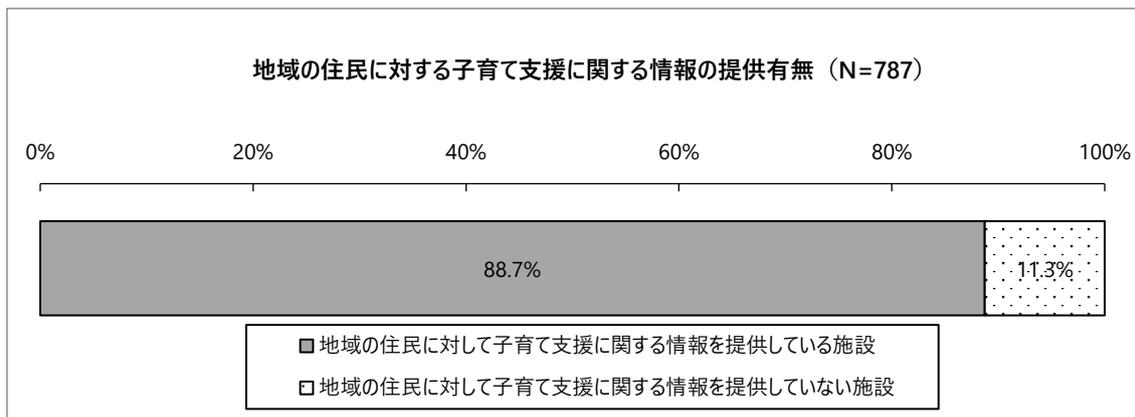
(参考取組施設) 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業について発信する際に用いているツール (N=631)



	回答数	割合
	N=631	N=631
1. 貴自治体の HP	495	78.4%
2. 施設や事業者の HP	255	40.4%
3. パンフレット	399	63.2%
4. 広報紙(市報・ニュースレター等)	453	71.8%
5. 回覧板	31	4.9%
6. チラシ	334	52.9%
7. スマートフォンアプリ	138	21.9%
8. チャットツール(LINE 等)	112	17.7%
9. SNS (Facebook・Instagram 等)	160	25.4%
10. その他	57	9.0%
11. 特に情報発信を実施していない	8	1.3%
12. 把握していない	16	2.5%

(2) 貴自治体の地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業（基本型）を実施する施設のうち、当該施設の利用者に限定せず広く地域の住民に対して子育て支援に関する情報を提供している施設数をお答えください。

地域の住民に対する子育て支援に関する情報提供の有無（N=787）



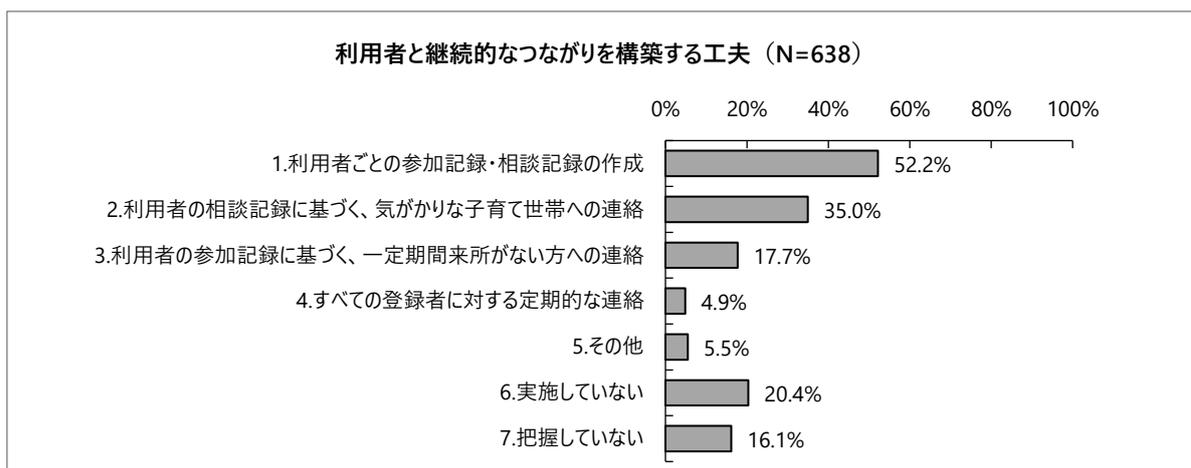
	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
地域の住民に対して子育て支援に関する情報を提供している施設数	7.0	13.4	3	150	1

	施設数	割合
	N=787	N=787
地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業（基本型）を実施する施設	6,236	
うち、地域の住民に対して子育て支援に関する情報を提供している施設	5,533	88.7%

**質問 10 参考取組施設における利用者への継続的なつながりの構築・維持についてお伺いします。**

(1) 当該施設において、利用者との継続的なつながりを構築する工夫を行っている場合、実施内容として当てはまるものをすべてお答えください。(複数回答)

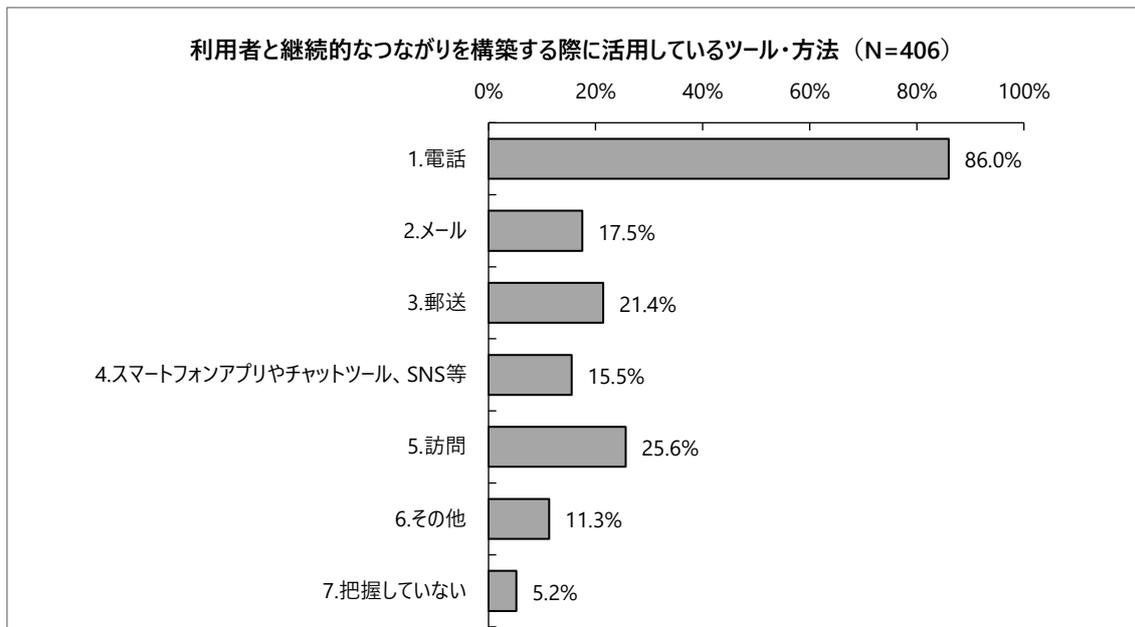
利用者との継続的なつながりを構築する工夫 (N=638)



	回答数	割合
	N=638	N=638
1.利用者ごとの参加記録・相談記録の作成	333	52.2%
2.利用者の相談記録に基づく、気がかりな子育て世帯への連絡	223	35.0%
3.利用者の参加記録に基づく、一定期間来所がない方への連絡	113	17.7%
4.すべての登録者に対する定期的な連絡	31	4.9%
5.その他	35	5.5%
6.実施していない	130	20.4%
7.把握していない	103	16.1%

(2) 当該施設において、利用者と継続的なつながりを構築する際に、利用者と連絡を取る方法として活用しているツール・方法をすべてお答えください。(複数回答)

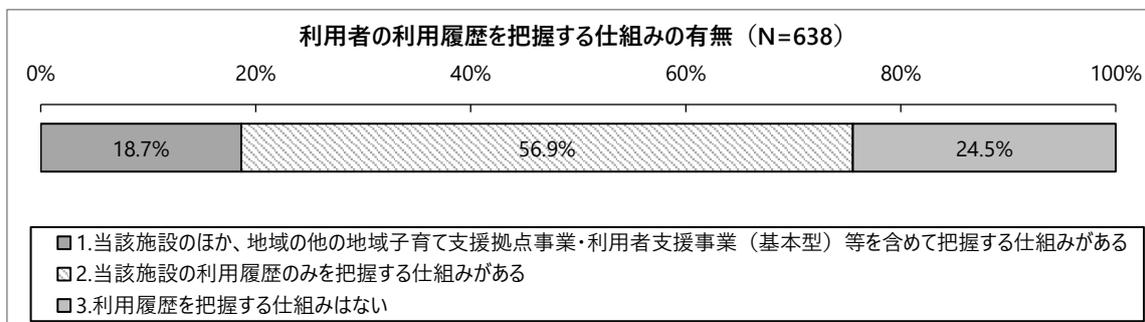
利用者と継続的なつながりを構築する際に活用しているツール・方法 (N=406)



	回答数	割合
	N=406	N=406
1.電話	349	86.0%
2.メール	71	17.5%
3.郵送	87	21.4%
4.スマートフォンアプリやチャットツール、SNS等	63	15.5%
5.訪問	104	25.6%
6.その他	46	11.3%
7.把握していない	21	5.2%

(3) 当該施設において、利用者の利用履歴を把握する仕組みはありますか。当てはまるものを一つお答えください。

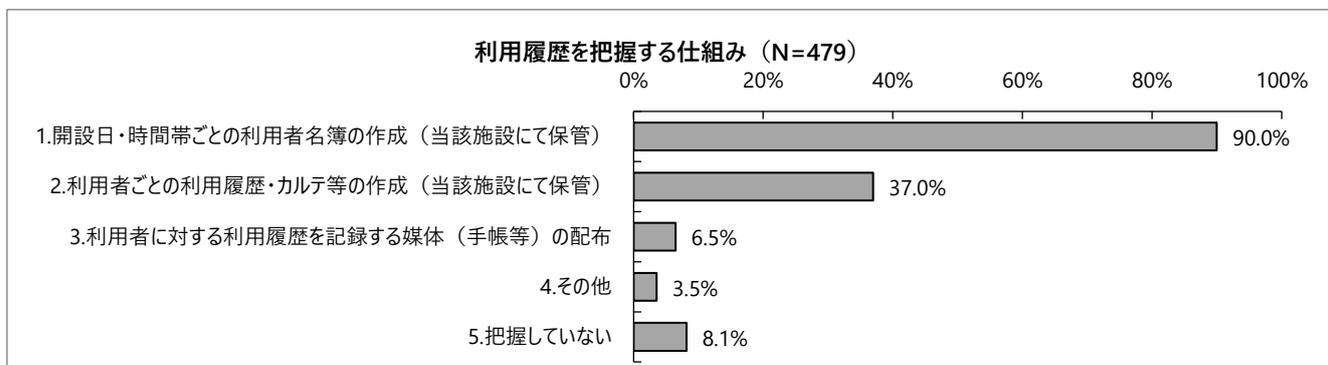
利用者の利用履歴を把握する仕組みの有無 (N=638)



	回答数	割合
	N=638	N=638
1.当該施設のほか、地域の他の地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業(基本型)等を含めて把握する仕組みがある	119	18.7%
2.当該施設の利用履歴のみを把握する仕組みがある	363	56.9%
3.利用履歴を把握する仕組みはない	156	24.5%
総計	638	100%

(4) 当該施設が活用している利用履歴を把握する仕組みとして、当てはまるものをすべてお答えください。(複数回答)

利用履歴を把握する仕組み (N=479)



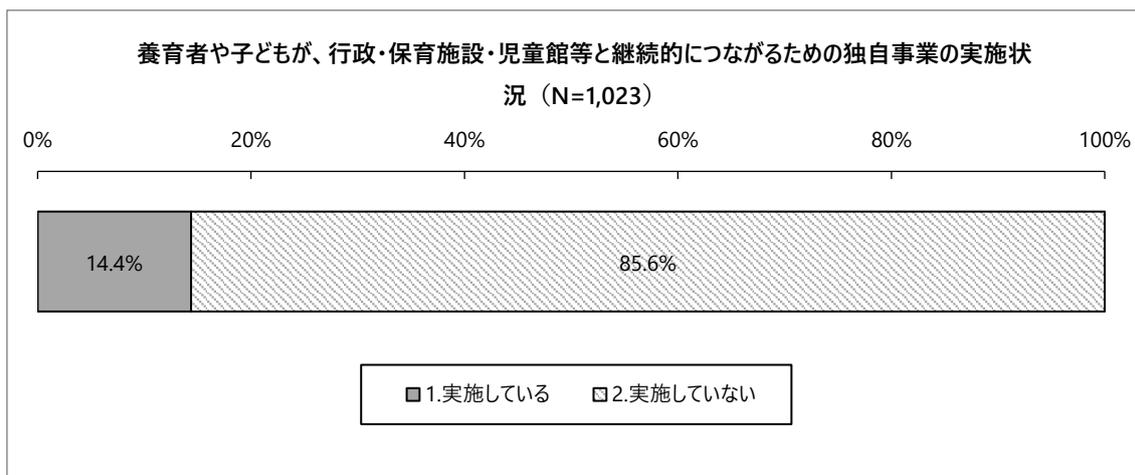
	全体	
	回答数	割合
	N=479	N=479
1.開設日・時間帯ごとの利用者名簿の作成(当該施設にて保管)	431	90.0%
2.利用者ごとの利用履歴・カルテ等の作成(当該施設にて保管)	177	37.0%
3.利用者に対する利用履歴を記録する媒体(手帳等)の配布	31	6.5%
4.その他	17	3.5%
5.把握していない	39	8.1%

	システムによる管理 (内数)		電子媒体(Excel・Word等)による管理 (内数)		紙媒体による管理 (内数)	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
	N=479	N=479	N=479	N=479	N=479	N=479
1.開設日・時間帯ごとの利用者名簿の作成(当該施設にて保管)	51	10.6%	153	31.9%	345	72.0%
2.利用者ごとの利用履歴・カルテ等の作成(当該施設にて保管)	46	9.6%	88	18.4%	120	25.1%
3.利用者に対する利用履歴を記録する媒体(手帳等)の配布	4	0.8%	6	1.3%	23	4.8%
4.その他	3	0.6%	5	1.0%	13	2.7%
5.把握していない	34	7.1%	24	5.0%	11	2.3%

**質問 12 貴自治体における独自事業の取組内容についてお伺いします(地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)以外の取組内容)。**

(1) 養育者や子どもが、行政・保育施設・児童館等と継続的につながるための独自事業の実施状況についてお答えください。

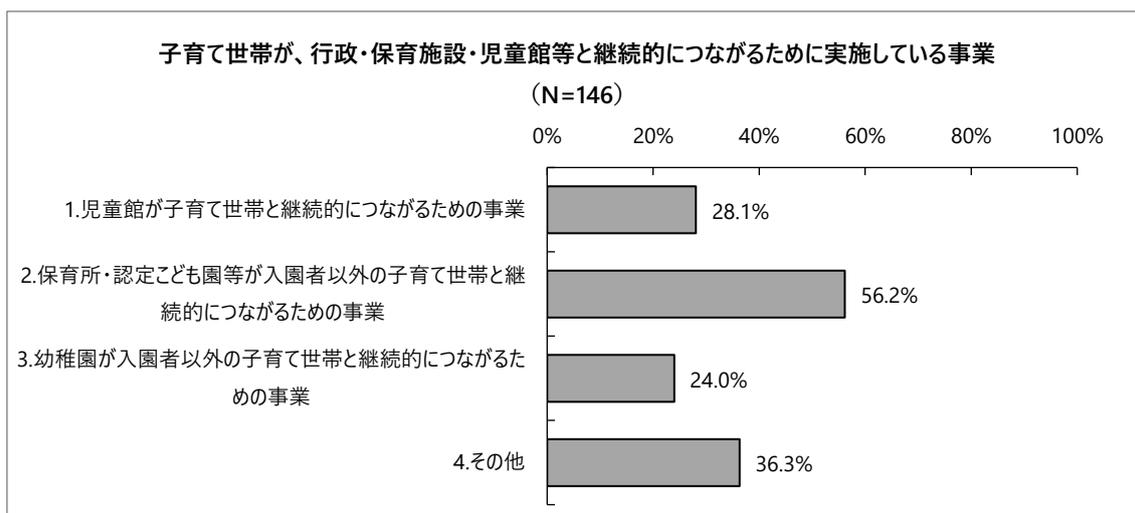
養育者や子どもが、行政・保育施設・児童館等と継続的につながるための独自事業の実施状況 (N=1,023)



	回答数	割合
	N=1,023	N=1,023
1.実施している	147	14.4%
2.実施していない	876	85.6%
総計	1,023	100%

(2) ①子育て世帯が、行政・保育施設・児童館等と継続的につながるための独自事業として、貴自治体が実施している事業として当てはまるものお答えください。(複数回答)

子育て世帯が、行政・保育施設・児童館等と継続的につながるために実施している事業 (N=146)



	回答数	割合
	N=146	N=146
1.児童館が子育て世帯と継続的につながるための事業	41	28.1%
2.保育所・認定こども園等が入園者以外の子育て世帯と継続的につながるための事業	82	56.2%
3.幼稚園が入園者以外の子育て世帯と継続的につながるための事業	35	24.0%
4.その他	53	36.3%

参考資料②  
アンケート調査票

令和4年度 身近な相談先としての利用者支援事業(基本型)及び地域子育て支援拠点事業等のあり方に関する調査研究事業 アンケート調査

本調査では、特に記載がない限り、令和4年10月1日現在の貴自治体における利用者支援事業(基本型)及び地域子育て支援拠点事業等の取組状況及び参考取組施設の取組内容についてお伺いします。

本調査票は、原則、貴自治体内において、**子育て支援**を主管されている部署のご担当者にご回答ください。

ただし、利用者支援事業(基本型)及び地域子育て支援拠点事業の取組が複数部署にまたがって実施されている場合は、主に子育て支援を担当されているご担当者にご記入後、必要に応じて他の部署に回覧し、追記いただいても構いません。

※ご回答いただいた内容により、回答不要となったセルは、ダークグレーに変化します。

現時点で、連絡先、質問1、質問2、質問3、質問4、質問5、質問6、質問7、質問8、質問9、質問10、質問11、質問12が未回答です。

連絡先 本調査票をご回答される方のお名前・ご所属・ご連絡先をご記入ください。

未回答

連絡先記入欄			
1.所属部署(必須)	(例) 福祉保健部子育て支援課		
2.連絡先(必須)	TEL(必須)		Mail(必須)
3.回答者氏名(必須)	担当者1(必須)		担当者2

上記の他に、設問ごとの回答、または回答にあたって情報提供等をされた部署がございましたら、部署名をすべてご記入ください。

回答部署記入欄

質問1 貴自治体の基本情報についてお伺いします。

未回答

(1) ①所属する都道府県名を選択肢より選択してください。

②貴自治体名をご記入ください。

※全国地方公共団体コードが自動表示されていることをご確認ください。

質問1 (1) 回答欄	
①都道府県名	
②自治体名	
全国地方公共団体コード(自動表示)	

(2) 貴自治体における未就園児の人数をご記入ください。

質問1 (2) 回答欄	
未就園児の人数	
把握していない	

質問2 貴自治体における地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業(基本型)の実施状況についてお伺いします。

未回答

(1) ①地域子育て支援拠点事業・②利用者支援事業(基本型)の実施状況をお答えください。

質問2 (1) 選択肢

1.実施している

2.実施していない

→両方実施していない場合、質問12にお進みください。

質問2 (1) 回答欄	
①地域子育て支援拠点事業	
②利用者支援事業(基本型)	

質問3 貴自治体における地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業(基本型)の利用者についてお伺いします。

- 未回答 実施されている地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)すべての延べ利用親子組数をお答えください。  
 ※利用する親子組数、または妊婦の数をお答えください。  
 ※令和3年度実績(またはそれに最も近い期間)でお答えください。

質問3回答欄	
利用親子組数	
利用親子組数について把握していない(→○を選択)	

質問4 貴自治体における地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業(基本型)の相談事業の取組についてお伺いします。

- 未回答 (1) 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)における相談事業のうち、自治体への報告を求めている項目ごとに、報告方法をお答えください。

質問4(1)選択肢	質問4(1)回答欄	
	地域子育て支援拠点事業	利用者支援事業(基本型)
1.定期的に報告を求めている		
2.随時共有を求めている		
3.報告や随時共有を求めていない		
4.施設により異なる		
1.相談件数		
2.相談内容別件数		
3.相談者の属性		
4.相談者の子どもの属性		
5.対応・支援方針(傾聴・資源の紹介・機関へのつなぎ等)		
6.相談対応のためにつないだ具体的な連携先・依頼先名		

- (2) ①質問4(1)で「1.相談件数」に関して「1.定期的に報告を求めている」「2.随時共有を求めている」と回答した方にお伺いします。

地域子育て支援拠点事業と利用者支援事業(基本型)それぞれにおける年間の総相談件数をご記入ください。(相談件数を把握していない場合は、「相談件数を把握していない」を選択してください。)

※令和3年度実績でお答えください。

- ②質問4(1)で「2.相談内容別件数」に関して「1.定期的に報告を求めている」「2.随時共有を求めている」と回答した方にお伺いします。

地域子育て支援拠点事業と利用者支援事業(基本型)それぞれにおける年間相談件数を、相談の内容別にお答えください。(相談の内容別内訳を把握していない場合は、「内訳を把握していない」を選択してください。)

※貴自治体で収集している項目が、下記内訳の複数にまたがる場合は、主となる項目に統合することで合計件数が一致するようにご配慮下さい。

※令和3年度実績でお答えください。

	質問4(2)回答欄	
	地域子育て支援拠点事業	利用者支援事業(基本型)
①総相談件数		
総相談件数を把握していない(→○を記入)		
②相談件数内訳	1.保育所、幼稚園、認定こども園等の利用相談・情報提供	
	2.貴自治体の実施している子育て支援事業の利用相談・情報提供	
	3.民間が実施している子育て支援事業の利用相談・情報提供	
	4.離乳食やしつけ等子どもの育て方に関する相談	
	5.子どもの健康や発達に関する相談	
	6.家庭の経済的な問題に関する相談	
	7.夫婦の関係性に関する相談	
	8.親族や友人等との関係性に関する相談	
	9.養育者の精神問題に関する相談	
	10.養育者や家族の健康・障害・疾患に関する相談	
	11.養育者の就労や子育てとの両立支援に関する相談	
	12.上記以外の地域情報の提供	
	13.その他	
	(具体的な内容を記入)	
14.内訳を把握していない(→○を選択)		

- (3) ①質問4(1)で「1.相談件数」に関して「1.定期的に報告を求めている」「2.随時共有を求めている」と回答した方にお伺いします。  
地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)からの相談事業の報告について、貴自治体における活用の目的として当てはまるものをすべてお答えください。

	質問4(3) 回答欄	
	地域子育て支援拠点事業	利用者支援事業(基本型)
1.個別ケースの対応		
2.相談内容の傾向等の把握		
3.新規施策の検討		
4.自治体における他事業との連携		
5.今後の相談対応や相談体制等の改善		
6.関係機関との連携		
7.社会資源の開発		
8.その他		
(具体的な活用方法を記入)		
9.特に活用していない		

質問5では、令和4年度改正児童福祉法第10条の3に規定される地域子育て相談機関として求められる機能の参考となる取組を抽出するため、貴自治体における地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業(基本型)のうち、以下の条件に合致する施設(参考取組施設)に関してお伺いします。  
※地域子育て相談機関:相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、能動的な状況確認等による「子育て世帯と継続につながるための工夫」を行う相談機関。子育て世帯との接点を増やし、子どもの状況把握の機会を増やすことを趣旨としている。  
地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業を実施している施設のうち、下記の条件を1つ以上満たす施設を参考取組施設として選んでください。  
ただし、下記の条件に合致しない施設や上記事業を実施しない施設であっても、貴自治体として特に参考となる事例と考える場合、当該施設を選んでいただいてもかまいません。  
※下記の条件を1つ以上満たす施設が貴自治体内に複数存在する場合、該当する項目が最も多い施設について回答してください。

●参考取組施設の条件

- 1.利用者に対し、継続的・能動的な状況確認や働きかけを実施することで、必要な支援につながった事例(例:しばらくの間利用のない子育て世帯に対して、施設から電話や訪問等を実施している)
- 2.保健師等の市区町村職員と連携し、妊娠前から切れ目なく子育て世帯を支援している事例
- 3.地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業で把握された気がかりな子育て世帯の様子が、市区町村やその他専門機関等に伝えられ、そこから連携・協力して支援する仕組みが構築されている事例
- 4.利用者が身近な相談機関と捉えられるよう、利用者ニーズのある事業づくりや職員の資質向上等に工夫を凝らしている事例

質問5 貴自治体における参考取組施設についてお伺いします。

- 未回答 (1) 参考取組施設の条件のうち、貴自治体を選んだ施設(以下、当該施設)と合致するものをすべてお答えください。  
なお、条件に当てはまる施設がない場合、「6.参考取組施設として思いつく施設はない」をお答えください。

		質問5(1) 回答欄
1.利用者に対し、継続的・能動的な状況確認や働きかけを実施することで、必要な支援につながった事例		
2.保健師等の市区町村職員と連携し、妊娠前から切れ目なく子育て世帯を支援している事例		
3.地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業で把握された気がかりな子育て世帯の様子が、市区町村やその他専門機関等に伝えられ、そこから連携・協力して支援する仕組みが構築されている事例		
4.利用者が身近な相談機関と捉えられるよう、利用者ニーズのある事業づくりや職員の資質向上等に工夫を凝らしている事例		
5.その他		
(その他の具体的な内容をご記入ください)		
6.参考取組施設として思いつく施設はない→質問6へ		

質問5(2)～(7)は、質問5(1)にて「6.参考取組施設として思いつく施設はない」以外を回答した方のみご回答ください。「6.参考取組施設として思いつく施設はない」を回答された方は、質問6にお進みください。

(2) 好取組を実施されている①施設名、②地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業の実施有無をお答えください。

また、利用者支援事業(基本型)を実施している場合、③一体的相談支援機関連携等加算の算定(予定)有無をお答えください。

※該当施設が複数存在する場合、最も相談対応件数の多い事業所についてご回答ください。

質問5(2)②選択肢

1. 実施している
2. 実施していない

質問5(2)③選択肢

1. 算定している
2. 算定していない

		質問5(2)回答欄
①施設名		
②実施事業	1.地域子育て支援拠点事業	
	2.利用者支援事業(基本型)	
③一体的相談支援機関連携等加算		

(3) 当該施設の運営主体をお答えください。

(4) 当該施設の事業実施場所をお答えください。

質問5(3)選択肢

1. 自治体(直営)
2. 社会福祉協議会
3. 2.以外の社会福祉法人
4. 学校法人
5. NPO法人
6. 任意団体
7. その他

質問5(4)選択肢

1. 市役所、役場等
2. 保健(福祉)センター
3. 児童館
4. 1～3以外の公共施設・公民館
5. 保育所
6. 認定こども園
7. 幼稚園
8. ビル・商業施設・空き店舗等
9. 専用施設
10. その他

		質問5(3)(4)回答欄
(3)運営主体		
(4)事業実施場所		

(5) 当該施設の登録・利用が可能な対象者として当てはまるものをすべてお答えください。

		質問5(5)回答欄
親	1.妊婦	
	2.0歳	
子	3.1歳	
	4.2歳	
	5.3歳	
	6.4～6歳(未就学児)	
	7.小学生以上	
8.対象者について把握していない		

(6) 当該施設において実施している地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)以外の事業をすべてお答えください。

また、8～10を選択された場合は、具体的な事業名をご記入ください。

	質問5(6) 回答欄	具体的な事業名
1.放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)		
2.子育て短期支援事業		
3.乳幼児家庭全戸訪問事業		
4.養育支援訪問事業		
5.一時預かり事業		
6.病児保育事業		
7.子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)		
8.その他の地域子ども・子育て支援事業		
9.地域子ども・子育て支援事業以外の子育て支援事業		
10.その他		
11.他に子育て支援事業は行っていない		

(7) 当該施設が親子にとって身近に相談できる場所となるための工夫として実施しているものをすべてお答えください。

	質問5(7) 回答欄
1.日常会話の延長で相談に乗るなど、気軽に子育てに関する不安を吐露できるよう配慮している	
2.利用者同士の交流の場を設けている	
3.子育てに関する特定の悩み(子どもの発達・保育施設等への入園等)に関する講座を開催している	
4.オンラインを含む非対面(電話・メール・SNSなど)での相談窓口や問い合わせ先を設けている	
5.利用時間、場所、利用料等を工夫している	
6.利用するきっかけを増やすため、イベントや講座を開催している	
6.その他 (具体的に記入)	
7.特に工夫は行っていない	
8.把握していない	

質問6以降では、貴自治体全体及び質問5にて回答いただいた参考取組施設について、それぞれお伺いします。

質問5(1)にて「6.参考取組施設として思いつくものはない」を回答した方は貴自治体全体に関する質問のみ、それ以外の方は貴自治体全体に関する設問・参考取組施設に関する質問の両方にお答えください。

質問6 貴自治体における地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業(基本型)の相談・事業の質向上のための取組についてお伺いします。

未回答

- ①地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)での相談・事業の質の向上に向け、**貴自治体为主导して**実施している取組として当てはまるものをすべてお答えください。  
※自治体内に複数の施設が存在する場合、1施設に対してでも実施している取組は、すべて○をつけてください。
- ②地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)での相談・事業の質の向上に向け、参考取組施設にて実施している取組として当てはまるものをすべてお答えください。

	質問6①回答欄	質問6②回答欄
	貴自治体全体	参考取組施設
1.職員採用時の必須要件として対人援助に関する資格(例:保育士・社会福祉士)の条件を設けている		
2.専門職(例:保育士・保健師・心理専門職等)への相談機会を設定している(専任職員、巡回相談等)		
3.スーパーバイザーを配置している		
4.子育て中の方や子育て経験者を採用・配置している		
5.独自研修(子育て支援員研修や資質向上研修以外)を実施している		
6.ケース会議や事例検討を定期的に行っている		
7.相談マニュアルを作成している		
8.相談記録様式を決めている		
9.相談中・相談後に個別支援計画を立てている		
10.地域ネットワークを主催、または連携している		
11.利用者にとってより身近に感じられるようNPO等に委託している		
12.その他		
(質問6①) その他の具体的な内容を記入)		
(質問6②) その他の具体的な内容を記入)		
13.特に実施していない		

質問7 貴自治体における地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業(基本型)の関係機関との連携についてお伺いします。

未回答

- (1) ①地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)と貴自治体庁内との連携について、個別ケースの情報共有や連携を行っていますか。当てはまるものをすべてお答えください。  
②当該施設と貴自治体庁内との連携について、個別ケースの情報共有や連携を行っていますか。当てはまるものをすべてお答えください。

	質問7(1)①回答欄	質問7(1)②回答欄
	貴自治体全体	参考取組施設
1.地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)から貴自治体庁内への連携		
2.貴自治体庁内から地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)への連携		
3.いずれも行っていない		

- (2) 質問7(1)①で選択肢「1.地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)から貴自治体庁内への連携」もしくは「2.貴自治体庁内から地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)への連携」を実施していると回答した方にお伺いします。  
地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)と貴自治体庁内との個別ケースの情報共有や連携の方法として当てはまるものをすべてお答えください。

		質問7(2)回答欄
		貴自治体全体
1. 会議	1-A.対面	
	1-B.WEB会議ツール(zoom、Webex等)	
2. 個人間共有等	2-A.対面	
	2-B.電話	
	2-C.メール	
	2-D.書面	
	2-E.チャットツール(LINE、ビジネスチャット等)	
	2-F.WEB会議ツール(zoom、Webex等)	
	2-G.その他 (具体的な活用しているツール名を記入)	

- (3) 質問7(1)①で選択肢「1.地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)から貴自治体庁内への連携」もしくは「2.貴自治体庁内から地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)への連携」を実施していると回答した方にお伺いします。  
 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)が、個別ケースの情報共有や連携を行っている貴自治体の部署・機関として当てはまるものをすべてお答えください。  
 ※自治体内に複数の施設が存在する場合、1施設以上の施設と情報共有や連携を行っている部署は、すべて○をつけてください。
- (4) 質問7(2)で「1.会議」(1-Aまたは1-B)を回答した方にお伺いします。  
 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)を含む関係機関が参加する会議の参加者として、当てはまるものをすべてお答えください。
- (5) 質問7(1)②で選択肢「1.地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)から貴自治体庁内への連携」もしくは「2.貴自治体庁内から地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)への連携」を実施していると回答した方にお伺いします。  
 当該施設が、個別ケースの情報共有や連携を行っている貴自治体の部署・機関として当てはまるものをすべてお答えください。

	質問7(3) 回答欄	質問7(4) 回答欄	質問7(5) 回答欄
	貴自治体全体		参考取組施設
1.子育て世代包括支援センター			
2.子ども家庭総合支援拠点			
3.1.及び2.以外の、母子保健担当部署			
4.1.及び2.以外の、子育て支援担当部署			
5.1.及び2.以外の、保育担当部署			
6.1.及び2.以外の、児童福祉担当部署			
7.1.及び2.以外の、保健センター			
8.教育委員会			
9.その他の庁内部署 (具体的な部署名を記入)			
10.把握していない			

- (6) 貴自治体における要保護児童地域対策協議会の構成員として、地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業(基本型)の職員は含まれていますか。会議体別に構成員に含まれるものをすべてお答えください。  
 ※自治体内に複数の施設が存在する場合、1施設以上の施設の職員が参加している場合は、○をつけてください。  
 ②貴自治体における要保護児童地域対策協議会の構成員として、当該施設の職員は含まれていますか。会議体別に構成員に含まれるものをすべてお答えください。

	質問7(6)① 回答欄		質問7(6)② 回答欄
	貴自治体全体		参考取組施設
	地域子育て支援拠点事業	利用者支援事業(基本型)	
1.代表者会議			
2.実務者会議			
3.個別ケース検討会議			
4.いずれにも参加していない			

- (7) ①質問7(1)①で選択肢「1.地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)から貴自治体庁内への連携」を実施していると回答した方にお伺いします。  
 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)に対して、個別ケースについて報告・情報提供を求めているケースとして当てはまるものすべてにお答えください。  
 ※自治体内に複数の施設が存在する場合、1施設以上の施設と個別ケースについて報告・情報提供を行っている場合は、すべて○をつけてください。  
 ②質問7(1)②で選択肢「1.地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)から貴自治体庁内への連携」を実施していると回答した方にお伺いします。  
 当該施設に対して個別ケースの報告・情報提供を求めているケースとして当てはまるものすべてにお答えください。

	質問7(7)①回答欄	質問7(7)②回答欄
	貴自治体全体	参考取組施設
1.保育所、幼稚園、認定こども園等の利用相談、情報提供		
2.貴自治体を実施している子育て支援事業の利用相談・情報提供		
3.民間が実施している子育て支援事業の利用相談・情報提供		
4.離乳食やしつけ等子どもの育て方に関する相談		
5.子どもの健康や発達に関する相談		
6.家庭の経済的な問題に関する相談		
7.夫婦の関係性に関する相談		
8.親族や友人等との関係性に関する相談		
9.養育者の精神問題に関する相談		
10.養育者や家族の健康・障害・疾患に関する相談		
11.養育者の就労や子育てとの両立支援に関する相談		
12.上記以外の地域情報の提供		
13.その他		
(具体的な内容を記入)		
14.把握していない		

質問8 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)における利用者の個人情報の取扱いについてお伺いします。

未回答

- (1) ①参考取組施設において、利用者から個人情報を取得していますか。当てはまるものをお答えください。  
 ②①で「1.取得している」と回答した方にお伺いします。取得した個人情報の利用目的として当てはまるものをすべてにお答えください。

質問8(1) 選択肢

- 1.個人情報を取得している  
 2.個人情報を取得していない  
 3.把握していない

		質問8(1) 回答欄
		参考取組施設
①個人情報の取得有無	1.保険加入などの事務手続きのため	
	2.利用者のサービス利用申請等を支援するため	
②個人情報の利用目的	3.利用者に関する情報を市区町村や関係機関に提供するため	
	4.利用者に関する情報について、市区町村や関係機関に照会するため	
	5.その他 (具体的な利用目的を記入)	

- (2) 質問7(1)で選択肢「1.地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)から貴自治体庁内への連携」もしくは「2.貴自治体庁内から地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)への連携」を実施していると回答した方に、貴自治体全体についてお伺いします。

地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)と市区町村との間での個人が特定できる情報(個人情報)の共有の有無をそれぞれお答えください。

質問8(2) 選択肢

- 1.個人情報を共有している  
 2.個人情報を共有していない

質問8(2) 回答欄	
貴自治体全体	
地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)から貴自治体庁内への連携	貴自治体庁内から地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)への連携

- (3) 質問8(2)で選択肢「1.個人情報を共有している」と回答した方に、**貴自治体全体**についてお伺いします。  
 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)と市区町村との間で共有している個人情報の項目として、当てはまるものをすべてお答えください。

質問8(3) 回答欄		
貴自治体全体		
	地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)から貴自治体庁内への連携	貴自治体庁内から地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)への連携
1.対象者の氏名		
2.対象者の住所		
3.対象者の連絡先(電話番号・メールアドレス等)		
4.相談内容		
5.家族構成		
6.過去の行政サービス利用歴		
7.健診結果		
8.その他 (具体的な項目を記入)		

- (4) 質問8(2)で選択肢「1.個人情報を共有している」と回答した方に、**貴自治体全体**についてお伺いします。  
 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)と市区町村との間で個人情報を共有する場合について、利用者から個人情報提供の同意を取得する方法として当てはまるものをお答えください。

質問8(4) 回答欄		
貴自治体全体		
	地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)から貴自治体庁内への連携	貴自治体庁内から地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)への連携
1.利用者から、口頭にて包括的な個人情報提供の同意を得ている		
2.利用者から、文書にて包括的な個人情報提供の同意を得ている		
3.利用者から、情報提供する度に口頭にて個人情報提供の同意を得ている		
4.利用者から、情報提供する度に文書にて個人情報提供の同意を得ている		
5.その他 (具体的な方法を記入)		

- (5) 質問8(2)で選択肢「1.個人情報を共有している」と回答した方に、**貴自治体全体**についてお伺いします。  
 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)と市区町村との間での個人情報の取扱いに関する規定や取り決め等の有無をお答えください。

質問8(5) 選択肢

1. 有  
 2. 無

質問8(5) 回答欄
貴自治体全体

質問9 貴自治体における地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業(基本型)に関する情報発信のための工夫についてお伺いします。

未回答

- (1) ① **貴自治体が市区町村として**、自治体内の地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)について発信する際に用いているツールとして、当てはまるものをすべてお答えください。  
 ② **参考取組施設が**、自施設を含む地域の子育て支援情報について発信する際に用いているツールとして、当てはまるものをすべてお答えください。

	質問9(1)①回答欄	質問9(1)②回答欄
	貴自治体全体	参考取組施設
1.貴自治体のHP		
2.施設や事業者のHP		
3.パンフレット		
4.広報紙(市報・ニュースレター等)		
5.回覧板		
6.チラシ		
7.スマートフォンアプリ		
8.チャットツール(LINE等)		
9.SNS(Facebook・Instagram等)		
10.その他 (具体的なツール名を記入)		
11.特に情報発信を実施していない		
12.把握していない		

- (2) 貴自治体の地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)を実施する施設のうち、当該施設の利用者に限定せず広く地域の住民に対して子育てに関する情報を提供している施設数をお答えください。

※貴自治体から発信を依頼している拠点・施設に加え、事業者独自の発信状況を把握している場合は、**独自で発信を実施している拠点・施設の件数も含めてお答えください。**

質問9(2)回答欄
貴自治体全体

質問10 **参考取組施設における利用者への継続的なつながりの構築・維持について**お伺いします。

未回答

- (1) 当該施設において、利用者と継続的なつながりを構築する工夫を行っている場合、**実施内容として当てはまるものをすべてお答えください。**

	質問10(1)回答欄
	参考取組施設
1.利用者ごとの参加記録・相談記録の作成	
2.利用者の相談記録に基づく、気がかりな子育て世帯への連絡	
3.利用者の参加記録に基づく、一定期間来所がない方への連絡	
4.すべての登録者に対する定期的な連絡	
5.その他 (具体的に記入)	
6.実施していない	
7.把握していない	

(2) 質問10(1)で選択肢1～5のいずれかを選択し、利用者と継続的なつながりを構築する工夫をしていると回答された方にお伺いします。

当該施設において、利用者と継続的なつながりを構築する際に、利用者と連絡を取る方法として活用しているツール・方法をすべてお答えください。

質問10(2) 回答欄	
参考取組施設	
1.電話	
2.メール	
3.郵送	
4.スマートフォンアプリやチャットツール、SNS等	
5.訪問	
6.その他	
(具体的なツール・方法を記入)	
7.把握していない	

(3) 当該施設において、利用者の利用履歴を把握する仕組みはありますか。当てはまるものを一つお答えください。

質問10(3) 選択肢

- 1.当該施設のほか、地域の他の地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業（基本型）等を含めて把握する仕組みがある
- 2.当該施設の利用履歴のみを把握する仕組みがある
- 3.利用履歴を把握する仕組みはない

質問10(3) 回答欄	
参考取組施設	

(4) 質問10(3)で選択肢1・2を選択した方にお伺いします

当該施設が活用している利用履歴を把握する仕組みとして、当てはまるものをすべてお答えください。

質問10(4) 回答欄			
参考取組施設			
	システムによる管理	電子媒体(Excel・Word等)による管理	紙媒体による管理
1.開設日・時間帯ごとの利用者名簿の作成(当該施設にて保管)			
2.利用者ごとの利用履歴・カルテ等の作成(当該施設にて保管)			
3.利用者に対する利用履歴を記録する媒体(手帳等)の配布			
4.その他			
(具体的な仕組みを記入)			
5.把握していない			

質問11 参考取組施設において、利用者との能動的・継続的なつながりや、市町村を中心とした関係機関との連携、情報発信等の観点で、工夫している取組があればご記入ください。

未回答 ※把握していない場合は、「特になし」とご記入ください。

質問11 回答欄	
参考取組施設	

質問12 貴自治体における独自事業の取組内容についてお伺いします(地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(基本型)以外の取組内容)。

未回答

- (1) 養育者や子どもが、行政・保育施設・児童館等と継続的につながるための独自事業の実施状況についてお答えください。

※国の定める「地域子ども・子育て支援事業」を除いた都道府県や市町村による独自の事業についてご回答ください。

質問12(1) 選択肢

- 1.実施している  
2.実施していない

質問12(1) 回答欄

- (2) 質問12(1)で選択肢「1.実施している」と回答した方にお伺いします。

①子育て世帯が、行政・保育施設・児童館等と継続的につながるための独自事業として、貴自治体を実施している事業として当てはまるものをお答えください。

②該当する事業名をご記入ください。

③事業の概要について、簡単にご記入ください。

(例) 「マイ保育園事業」にて、子育て世帯が保育所をマイ保育園として登録することで、保育士等から継続的に支援(育児見学や育児相談、一時保育サービス)を受けられる

	質問12(2)①回答欄	質問12(2)②回答欄	質問12(2)③回答欄
1.児童館が子育て世帯と継続的につながるための事業			
2.保育所・認定こども園等が入園者以外の子育て世帯と継続的につながるための事業			
3.幼稚園が入園者以外の子育て世帯と継続的につながるための事業			
4.その他			

令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

**身近な相談先としての利用者支援事業(基本型)及び  
地域子育て支援拠点事業等のあり方に関する調査研究**

**～地域子育て相談機関の創設に向けて～**

**報告書**

令和 5(2023)年 3 月

**株式会社 野村総合研究所**

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-2

大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

TEL : 03-5533-2111(代表)

[ユニットコード: 7889682]